

初代

故益富又左衛門

享保年間

捕鯨創業事績

草創の難を冒して捕鯨の業を西海の一隅に開く爾來累年大獲の利家國を潤すに至る其功勞最も著し。

金貳拾圓

岩 島 匡 微
官 小 野 職 懋

審査部長從七位 松 原 新 之 助
審査長從五位勳五等 田 中 芳 男

右の薦告に據り追賞し以て之を表彰す

明治十六年五月廿一日

農商務卿正四位勳一等 西 郷 從 道

(北松浦郡報告書)

北野五左衛門

(南高來郡)

太郎左衛門の後に五左衛門あり、先代の遺志をつぎ公衆の福利を計りし事多し、左にその一例を擧げん、隣字なる山嶺の地は、水田狹窄にして、しかも常に灌水の缺乏甚だし、依つて水を温泉に求めんとし、是を衆に議す、衆その難工事たるに恐れ敢て贊せず、此に於て五左衛門は、斷然意を決して、僅の有志を率ひ、率先荆棘を披拂し、岩石を破碎し、以てその工事に當りければ、部民皆その真情に感ぜ、馳せて工事に奮勵せしかば、さしもの難工事遂に竣功し、灌溉の便初めて通じ、稻禾穰々たるを見るに到れり、故を以て當地の部民はその徳を追憶し、河畔に記念塔を建設し、現今尙ほ報謝の意を表せり。(南高來郡報告書)

南喜惣治

(南高來郡)

喜惣治は、島原藩領下口ノ津村の人、幼名才藏、陶朋と稱す、先代喜惣治の長男、明和八年十一月十五日を以て生る、性篤行、二十歳の時孝養を以て褒賞を受く、寛政八年齡二十五、乙名役格の家を相續し、庄屋後見となる、夙に殖産興業に意あり、先代喜惣治が、晩年大屋名海濱に新田埋築の工を起すに當り、藩廳、喜惣治の企劃狭小に過ぎ、地區を海中に擴張するの利なるに如かずとなし、強て其の計を變ぜしむるや、泥濘深くして工程進まず、資力亦足らず、遂に業半にして歿す、喜惣治深く之を慨す、然れども、工事巨財を要し、其の遺業を繼ぐ能はず、是に於て、上命を以て工を起し、自ら微力を致し、亡父の志を成さんことを悃願す、藩則ち其の願を容れ、寛政年中賦役を起し、喜惣治に工を督せしむ、喜惣治感奮事に當り洋滿撓まず、寛政十年三月竣工す、藩主其の功を賞して埋築新田西部の地二上を賜ふ、父喜惣治加津佐村に住す、近海魚族に富むも、漁法幼穉にして空しく漁利を逸するを憂ひ、居村の漁夫數人を伴ひ、播州及び四國地方の漁狀を視察し、後又北中國を踏査し、種

を研究の結果、漁法を改良し、大形網の使用を教へ、巨資を投じて、之が指導奨励に努む、喜惣治其の後を承け、大に漁業の發達を圖り、漁獲物の製造販賣の途を啓き、漁民を愛撫し、不獵相次ぐや、
年を之が賑恤に盡し、爲に産を傾くるを辭せず、其の子彦六亦漁民の爲に大に計る所あり。

當時薩摩藩は、琉球産の砂糖を專賣す、而して琉球落しと稱し、薩摩藩船の天草牛深に寄港し、琉球産藥物、蘇鐵、砂糖等を齎し、販賣するもの年々二三隻あり、喜惣治益其の趣味深く、殊に蘇鐵を嗜好し、之を牛深に索め、爲に同地交易の狀を知り、引きて甘蔗の栽培及び製糖の業に志す、文化十四年田中丈右衛門なるもの、口ノ津村に移住し、蔗苗を携へ來る、喜惣治即ち其の種苗を請ひ、且丈右衛門を介して種苗を天草に求め、初めて之を栽培す、實に島原藩に於ける甘蔗栽培の嚆矢なり。

爾來栽培及び製糖の法を工夫研究し、自ら蔗苗を分配して之を奨励したるを以て、久しからずして斯業一村に遍く、次て加津佐村南有馬村に及び、漸次西南部諸村亦之れに倣ふに至れり。

是に於て、製糖業は實に民間生計に資する多大なるのみならず、島原藩重要物産となるに至れり、然れども、藩政一に穀産に意あり、甘蔗の栽培は地味の減退を來し、蔗業の隆昌は、漸次穀類殖栽の地域を侵し、其の産額を減じ、總て隣藩より低廉優良なる穀類の密輸入せられ、爲に領内産穀類の低落となり、藩治上危憂ありとし、天保二年遂に令を發して甘蔗の栽培を禁斷す、甘蔗輸入後正に十三年なり、然れども、甘蔗の栽培は、既に島原藩西南部に拔くべからざる根柢を固め、製糖は農家經濟上斷つべからざる密接の關係を有するに至りたるを以て、蔗作禁斷は、農民金融經濟上多大の打撃にして窮狀實に堪ゆべからず、農民の哀求囑望切なるものあり、喜惣治憂慮之を遺憾とす、事郷黨の休

戚に關し、傍觀するに忍びず、自費屢々城下藩廳に出頭し、禁令撤廢を請ひ陳情大に力む、其の都度數十日彼地に淹留し、勞を重ね資を投じ、訴願を重ねるも藩廳可かず、然れども事多數農民の休戚に繋るを以て、決心を緩めず、機を窺ひ時を察し、往返幾回、陳辯力説、訴願を反覆し、歳を閱する三年、藩意遂に動き、一毛見取の下畑に限り、耕作の禁を解く、農民安堵爾來上田畑に代ふるに、新に山林、原野、不毛地の開墾地を以てし、鬱屈せる糖業は、反動の勢を以て再興せり、天草糖は、島原に先んじて諸方に販賣を張りしが、其の甘味の強きを以てすれば、島原口ノ津糖に及ばず、爲に島原糖は、漸次天草糖の販路を蠶食して益々其の勢を張るに至れり、而して栽培耕作地域ノ制限も漸次寛大となり、上田畑の如きも栽培するものあり、天保度制限の解禁後、明治年度に至る前二回の「打ちこがし」と稱し、上田畑の甘蔗は悉く強制的拔除を爲すの已を得ざるものあり、蓋し口ノ津の地狭く且瘠せ、穀類收實貧少にして蔗作の有利なるに比す可からず。

當時上田普通作一反に付米四俵三俵にして米五俵は稀なり、而して、最下等畑たる一毛見取の地に於て、砂糖一反に付八百斤を普通とす、時價に於て米一石は砂糖百斤に相當す、上田穀作の下畑蔗作の比尙然り、上田畑の蔗作との徑庭知るべきなり、されば、下畑蔗作解禁當時「田作りは負債作り」と貶して、下地所有者を羨みたり、故に上下貧富共に翕然として蔗作に奔り、禁を犯すも意とせざるの狀を呈せり、其の後解禁後田畑自由耕作の時代に入り、蔗價大に低落の後と雖も、田は二ヶ年を蔗作し、地力回復を兼て二ヶ年米作し、若し他に貸貸せしむるときは、一反に付、一年乃至二年の作料を減損するを厭はざりしなり。

當初壓搾車は、尺徑の木造車を以てし、逐年繁殖激増する甘蔗の製造に應ぜず、不利不便なるを以て、喜惣治年々工夫改良し、木材を廢して石材の堅緻なるを以て、三尺二三寸長形車を造り、漸次徑を増し、遂に二尺徑低く且廣きを以てし、格好の形體を完成し、蔗莖壓搾の各部も亦工夫を加へて天保五六年の交に成りしもの、傳襲して近年に至る。

從來傳承したる砂糖は、皆黒糖に過ぎず、白糖は藥の如く珍重せられたる時代なるを以て、獨り黒糖の製造を以て満足せず、進んで白糖の製法を究明せんと欲し、喜惣治又切に攻究實驗す、遂に幸豊氏の傳書に依り、壺製の白糖を製す、煮沸したる白下糖を素燒製の壺に容れ、布片を以て被ひ、更に厚さ三寸許り素燒製の蓋を重ね、其の上に適度の重壓を加へ、時を經汁液悉く皆吸收され、壺中の糖汁は、黄白即ち半白の砂糖に變ずるものとす、今日を以てすれば、實に幼稚にして規模狭少姑息たるを免れずと雖も、製糖上苦心の跡發達上の徑路を窺ふべし。

次て盆盛研磨の方法傳書により白糖を發明したるも、完成を得ず、其の子彦六、佐八郎、孫喜一郎等其の後を承けし人々の工風研究によりて、漸く完きことを得たり、白糖は黒糖に比して更に有利に賣買せられ、製法も速に四方に弘がり、其の取扱の盛なるや、口ノ津に於て三千樽に上りたり。

盆盛研磨の法は煮沸したる糖液にアクをさし、泡及び雜物を去り、適當の煮沸後之を桶に移して清澄し、沈澱物を除き、柔軟の凝體を方四五尺椽ある木盆に盛り、反覆研磨揉練し、之を所謂醬油船の如き別器に移し、壓搾を加へて液汁を去り、更に前手段を繰返すこと、或は三回なるを三盆、四回なるを四盆、五回を五盆と稱す、此の盆盛法は、當初其の煮沸中にアクの分量の差、挾雜物の棄捨、清

澄法の不明等の爲に完全の域に達せざりしも、後年其の繼續者の攻究に依り、當時に於て多量の白糖の製産に堪へて、熟練の手に據り太白糖を製出せり。

砂糖の容器は、椎木製桶を用ひ、別に専門製造者なく、製糖者各個、桶工をして期に臨みて急造用を辨ず、糖業漸く其の盛なるに至るや、桶工其の需に應ずるの準備を缺くや、溼潤の生木を用ふるに至る、爲に砂糖の風袋、初め一樽に付二十斤なりしもの、次第に不正不定二十斤以上三十斤に及ぶを二十斤として取扱ふものあり、而して乾燥不良の樽は、糖質を害し、雨期至れば、柔一流出變質し貯藏すべからず、随つて價格漸次低落販路塞り、島原糖の名譽地に墜つ、是に於て、喜惣治は糖業者と語り、樽座を起し、正確良好の樽を需要者に提供し、風袋を一定し、粗製濫造の弊を一掃す、即ち材を豊富なる天草地方に採り、翌年所要を當年中に素製乾燥し、番號標號斤數を記入し、更に加工精造し分配す、尙自ら精製糖を賣買するに出所製造者を明にし、責任を明にしたるを以て、賣買上の危険を除き、容易に交易の便開け、農商共利販路亦回復し、口ノ津村は、砂糖の中心市場となり、其の勢を四近に漲れり。

曩に口ノ津村、加津佐村は漁法の革新と共に、漁業大に榮へ、春季小鯛の如き收穫多大なり、而かも其の販路を以て考ふれば、生魚食用及乾魚食用としての需用に止まり、偶々曇雨天に會すれば、全く腐敗し去り、莫大の漁利必ず年毎に喪失す、喜惣治此に觀る處あり、生鱈を液化して後甘蔗に施すに、最良の肥料にして、蔗莖の生育甚だ良好顯著なり、是より港灣海濱沿海に、大なる塗喰たき魚肥貯藏所を設け、魚獲過多生乾に堪へず、價低廉なるものあれば、購入貯藏、密閉液變して蔗肥に用

わたるが其の好肥料たるを實驗の後他に推奨せり、されば其の利益は甘蔗作及び一般穀作上にも及び、農漁業互に其利を享有せり。

以上述べたるが如く砂糖は耕作地、肥料製糖、貯藏、販賣等各節改良を加へたれば其の栽培製造、口ノ津村を中心として、一方は加津佐村、南北串山村、小濱村、千々石村に及び、他方は南北有馬村、東西有家村より、深江村に至る、村々更に神代村に亘れり、安政、萬延、文久、元治、慶應に至る間に於て、口ノ津村一村にして、一年能く、一萬餘樽を産し、加津佐村、南串山南有馬を合し、二萬五千樽を出せり。

明治十二年頃の調に據るときは左の如し

口ノ津村、加津佐村、南北兩有馬村、南北串山村、小濱村、産額概算

黒砂糖 凡三萬樽 此斤凡三百七十五萬斤

一樽に付正味百二十五斤の積

甘蔗植付反別 凡四百町歩

一反歩に付、肥料餅精平均三十貫目凡一俵の積

餅精俵數凡四千俵 量目十二萬貫但し正味十貫目代金二圓八十錢替

右肥料代金 三萬三千六百圓

砂糖代金 十六萬八千七百五十圓

差引殘 十三萬五千五百十圓

蓋し安政五年、喜惣治の長孫南喜一郎が、北海道産餅粕の施用を試み、好結果を得しより、爾來甘蔗

の肥料は、餅粕に限り、他を用ふる事些し。

島原に於ける糖業の輸入者、指導獎勵者、研究家として、喜惣治が盡瘁せるが如く、其の子彦六、佐八郎亦甘蔗甘藷の栽培、製造法の改良、完成に志し、其の孫速戸喜一郎斯業に傾注し、金融の便、肥料の研究、機械の改良及焚籠の改良を計り、又或は支那福州廣東の蔗苗を輸入し、獎勵し、率先之れを試験す、明治六年には、彦六、速戸喜一郎、相計り、日向國宮崎を踏査し、同地に拓殖蔗業を起すの目的を立て、同七年喜一郎は農夫十五人を隨同地に於て其の業を創む、拓殖の業は、不幸嶮険を招ぎ直接効果を收むるに及ばざりしも、耕作法、施肥製糖の法は、殘留せる農民松尾吉左衛門、喜作父子政八等と共に、宮崎に傳播せり、茲を以て、明治十五年長崎聯合共進會に於て、官喜惣治を追賞し孫速戸喜一郎亦選奨せらる。

喜惣治は、嘉永三年一月六日八十歳を以て歿す、六男六女あり、長男猛治、早世、次男權平病弱、三男才藏世代を繼承し、能く父祖の業を傳つ、四男彦六は弘化三年、御呼出の上、親大病の節介抱懇に行届、兼て渡世の賣買に不貪高利、奇特と有之、御褒美と有て粟五俵を賜ふ、篤行廉直又農漁に志あり、上下に愛敬せらる、五男佐八郎天保十三年「御巡見在り候節、庄屋元へ御呼出の上、耕作出精と有之御褒美として鳥目三百文を賜ふ」、農事に精通し、又其の經濟に勝れ、地方農業の改良啓發に與へて力大なり、六男利三郎、南串山村松山氏を繼ぎ、筆者役を勤め、養父母に孝に、役務精勵を以て、御目見被仰付、四女八重女は南有馬村庄屋竹馬氏に嫁し、嘉永三年戊六月、生得實體にして後妻に罷越、子供出生、先妻の子供、大勢有之候處、別隔なく、懇に取扱、其の上下女下男等迄、心を用召仕

候由相聞、奇特に付、木綿一反を賜ふ、五女里女は、親族南鱗治に配し、先妻の子女を養育し、岐殿の姑に親愛され、婢僕に厚く、蚤く夫に別れて遺子を守り、家聲を墜さず、屢々嘉賞せられ賢女の稱あり、以て喜惣治が操持の家庭を風化するものありしを察すべし、故に名字御免、御紋社杯御流格、提灯御合印、帯刀御免、御紋帷子等、屢々感賞特待を賜ひ、生涯二人扶持を給し、鳥原藩國産貿易の事にあづかり、布津村大木平治兵衛、小濱村本多雄藏と共に、俵物方に任じ、其の筆頭役を拜し、上下の信望を荷ひ、奉公七十一年に及び。

明治十六年、九州沖繩聯合共進會開催せらるゝに及び、金三十圓を追贈して其の功勞を賞せらる。

追賞授與證

長崎縣下肥前國南高來郡口之津村

南速戸祖父

故 南 喜 惣 治

多年甘蔗栽培の方法を實地に經驗し、文化年間村民を誘導して繁殖を圖り遂に其素志を達し之が餘澤を承るもの尠からず茲に其功を追賞す

明治十六年十一月二十三日

農商務卿正四位勳一等 西 郷 從 道

大正五年十二月廿八日功を以て從五位を追贈せらる。(縣廳、福田忠昭)

中山要右衛門

(南高來郡)

中山要右衛門は鳥原の商家に生る、人となり明敏機智に富み且勤儉忍耐衆に絶す、頗る貨殖の才あり、家を立てしより死に至るまで、毎朝未明に起き、手づから燧を切りて湯を沸し、沐浴して猛鳥神社に詣て風雨甚だしき時と雖も、未だ嘗て一日も之を廢せず、社參を終へて歸り、(卯の刻に歸れり今、の午前六時なり)、家人及び婢を起して業務を執らしめたり。

要右衛門十八歳の時、伊勢太神宮に詣て、歸途大阪に至りて鳥原に變災ありしを聞く、所謂寛政四年の大變なり、大に驚きて馳せ歸れば、己が家は流れてあとなく、剩へ生存せる親族は一人もなし、乃ち假屋を作りて獨居し、その所有たりし北日諸村の田地を按檢して十町歩餘を得たり、因りて其の收入を以て資本に充て、商を營むこと數十年、時機を見ること明敏にして物價の昇降等を豫想して誤ること無かりければ、業務日に榮え貨財月に殖へ、七十にして隱居せし頃は、田地百六十町歩餘を所有し、貨財亦之に應じ富を以て領内之に及ぶものなし。

天保七年諸國大に飢う、時に鳥原領亦穀登らず、藩主之を憂ひ、賞を賭け領内富豪をして金穀を醸出せしめ、以て窮民救恤の資とす、要右衛門獨藩侯の旨を奉せず、吏員再三到りて勸誘頗る勉む、要右衛門曰く、臣が家賑恤に供すべき餘財を有せず、故に再三の勸誘にも應ぜざりしのみ、然れども、需に請ふて允許を得ざりし、大手瀬海の地の開墾を企つるを得ば、直ちに之に着手せむ、然る時は、工役に従事する者は、聊か以て餘澤を受け衣食の資の一助たるを得むかと、吏員其の深意あるを察知し

ければ、然らば、とて藩廳に請ふて之を許す、要右衛門大に喜び、即日器具の造作をなし、天保八年三月工事を始め、所在の窮民を募りて役に従はしめ、老若男女の別なく、等しく壯者の勞銀を與へて業を執らしむ、凡そ當時の雇丁の勞銀は、壯者にして番札三匁を以て定位とせしに、要右衛門は、各人に三分宛を給與せしかば、壯者にても、猶且三分の恩惠的加増あり、況んや幼老等しく此の恩に浴す、窮民大に喜ぶ、かくて翌九年夏に至りて全く工を竣へ埋立地凡そ七町三段餘を得たり、乃ち其の地を相して水陸田とし、又堤を作りて製鹽所を創む、この一年有餘の間、役に従ひし窮民等は、日々雇賃を受くるを以て、衣食に窮することもなく、凶年の苦痛を忘れて、新穀の熟するを待つを得たり。

初め藩吏が賑恤を勧誘せし時、要右衛門が樂田を請ひて救助を肯せざるを見るや、家人等其の私利を計りて、義心に乏しきを憤慨し、密に相議りて之を諫む、要右衛門答へて曰く、汝等の見る所何ぞ狭きや、今凶作に遇ひて衣食に窮する者多し、實に憐むべきの至りなり、されども施與を得て、一時を凌ぐもの、如何に其の惠厚くとも、長日月に亙ること能はじ、されば施與の金品盡きて再び元の窮狀に復らば、誰か之を救ふべき、我今樂田を企てなば、工事に従ひて雇賃を受くることを得む、勞は則ち勞なれども、工事のあらむ限りは雇賃を受けらるべし、即ち久しく衣食の憂なく、安んじて新穀の熟するを待つを得ん、之を一時の救助に比せば、其の大小如何んぞや、且今藩主賞を懸けて賑恤を奨む、賞を求めて施與をなすは、決して高潔の士の爲さざる所なり、我爲す所、私利のみ計るものに類すれども、之に依りて窮民の飢餓を救ひ、且竣工の曉は租を納めて公家を利するに至る、安んぞ、之を稱して私利を營みて人を恤ますと謂ふことを得んや、此の故に、人事を當時に議するは、眞を得ざ

ること多し、人間の眞價は、棺を蓋うて後始めて明なり、汝等決して予を憂ふる勿れと。

要右衛門死して數年、嘉永四年に至り、新田始めて租を公家に納む、藩主忠精其の功を追賞し、孫

某をして民籍を脱して藩士の班に入らしむ。

弘化四年正月朔日疾あり、遂に起たずして逝く、時人謂へらく、此の翁人に勝れたること三つあり、

田中丈右衛門

(南高來郡)

天明四年十一月、肥後國天草郡鬼池村に生る、家世々農を業とす、文化十四年丁丑年、所縁ありて、島原領、口之津村町名に移住すると同時に、甘蔗苗を齎し來り、同名字中町飯田某の所有地、畑三畝歩を借受けて、此の地に栽培し、以て製糖を營めり、翌年、同村寺田利平、七條滿庵に、種苗を分配せしを最初とし、栽培者、年と共に増加し、製糖業亦漸次隆盛に赴けり。

天保二年、島原藩主は、甘蔗栽培を以て、五穀の減收、備荒貯蓄額の漸減、美食の幣風等を醸成するものとなし、其の栽培を禁止せり、茲に於て、丈右衛門は、庄屋本多次郎右衛門、乙名南喜惣治等と計り、損益の精算表を作成し、一毛見取の下等地に限り、栽培を許可せられんことを出願せしも、許可する所とならず、村吏輪番、島原城下に出て、南喜惣治最も熱心奔走す、かくて切願百餘日に及び、始めて允許を得たり。

是より後、栽植者漸次近村に及び、次第に斯業の隆盛を見るに至りしを以て、丈右衛門は喜惣治等

と計り自ら講師として諸方を奔走し製糖法を傳習せしめたり、實に南高來郡に於ける甘蔗栽培製糖創業の祖なりとす、文久元年十一月十三日病んで歿す。

明治十六年十一月二十三日其の功勞を追賞して金三十圓を授與せられたり。

追賞授與證

長崎縣下肥前國南高來郡口之津村

田中林八父

故 田中丈右衛門

夙に糖業隆盛の志を起し文化年間南喜惣治と共に甘蔗栽培の方法を傳播し驅勉以て漸く蕃殖の域に達す、茲に其の功を追賞す

明治十六年十一月二十三日

農商務卿正四位勳一等 西郷從道

(福田忠昭)

志佐 幸作 (南松浦郡)

五島家の臣なり、天保九年平村挽地役所在勤押代官となり、安政三年五月御用人、寺社大目付に轉任し、宇久島に在勤すること十九年、挽地役所の新築に、神社佛閣の修理再建に、道路の開通に治績尠からず、時に宇久島には特定の波戸場なく船舶碇繋甚だ不便なり、茲に於て天保十二年藩廳に請ふて補助を仰ぎ、土人を獎勵して、土功を興し、弘化二巳年に至りて成る年を閲すること五ヶ年、漁利の便漸く備はる。

當時牛痘長崎に輸入せられて、次第に四方に傳播して恩恵に浴するもの多し、幸作之を聞き之を里民に行はんと欲し、大村領の醫師渡邊大年なる者を聘して大久保周藏をして主務となし、全村民に施し痘瘡の禍を免れしむ。(南松浦郡報告書)

貞方 奎兵衛 (南松浦郡)

貞方奎兵衛は、五島伊賀守運龍の任用(寛政年間)する所となり勸農方に任じ、その命を受けて富江半島沿岸數里の間に波除松を植付けて風濤を防ぎ耕地の安全を謀れり、明治十五年農商務省主催の山林共進會に於て一等賞金盃を其の子孫に授與せられたりと云ふ。(南松浦郡報告書)

松藤 成保 (南高來郡)

寛政五年癸丑の年生る、幼名を賀一郎と云ひ後太代治と改稱す、第八代の北串山村庄屋なり、人となり寛厚仁恕其の村民を使ふや頗る途を得、在職五十四年の久しき絶えて不平の聲なし。

成保在職中最も心を殖産に用ゐる植林、治水、灌溉等盡さざる所なし、文政五年、山川下池の井樋、破損するを以て悉く之を更製し、諏訪持ち土手を築き、新助井手を流して山川下池の水を引き、以て諏訪一の池に注ぐ、文政八年山畑飛子の本田及び附近田地は、従前早魃に際すれば忽ち乾水して收穫皆無となるを常とせり、成保之を憂ひて灌溉の方法を講ぜしかば、忽ちにして田及畑八町歩は變して

良田となれり、又同年山島名茂尾に新池堤を築き、山島飛子の水田三町歩に灌漑す、以來田に旱損の患尠く、上下の利益甚だ多し、皆成保の畫策による、村民知らず識らず其の徳に化し四隣其の風を懷ふ、是を以て官甚だ之を嘉みし、位を御流格に進め、帶刀釣灯御合印を免し、御紋付上下、同帷子、同木盆及び鴛鴦畫軸を賜ふ、平素勤勉力行、華美を去り質素を旨とす、餘力ある時は則ち以て文を學び、皇學は中島廣足に俳諧は起蝶菴及自由菴瓢風を師とし頗る合名あり、安政四年丁巳正月十二日病を以て歿す、人稱して村發展の中興の祖となす。(南高來郡報告書)

田中庄三郎 (南松浦郡)

五島富江藩下に於ける商人なり又克く農を治む、嘗て富江村古來の甘薯磨朽し易きを憂ひ、之を改良して國家に裨益せんことを謀り、研究すること多年、偶々善良なる異種を得て、之を其の圃に試み、夙夜匪懈して培植怠らず、遂に好結果を得、一般に之が植付を指導獎勵せり、現今五島の大部は其の恩澤に浴す、享年八十、明治十六年十月九日病んで卒す。(南松浦郡報告書)

築瀬友八 (南松浦郡)

五島藩士にして三井樂の代官たり、三井樂の土地は古來大豆に適せずとの傳記あり、従前之を植むたるものなし、築瀬友八その代官たるに至り百方獎勵して舊慣を破らしめたるに、收穫少からず、爾來年々之を増殖して、莫大の利益を得るに至りて今日に及ぶ、今や三井樂村に大豆の産出額多きは故

あるなり、世人之を稱して友八大豆と云ふ。(南松浦郡報告書)

草刈太一左衛門 (北松浦郡)

太一左衛門は文化十二年平戸領大野村に生る、父を彌平といふ、中里驛に移り魚類及煮賣業を營む、幼にして、父と共に炭礦業を企て、努力して先づ、小形帆船一隻を購ひ、石炭輸送に従事し、終に一小坑主となることを得たり、その不撓不屈の企業的精神は、是より益々熾にして、計畫者々成功の途に就き、幾何ならずして、四十餘ヶ所の礦區及十有餘隻の帆船を所有し、近くは長崎福岡地方より、遠くは、瀬戸、内海沿岸各地の鹽田及神戸、大阪地方に輸送の業務を擴張し、幾多の同業者をして晏然たらしめたり。

弘化四年藩主の命に依り、御用金千兩并に小作米二十五俵の田地を上納し、功を以て、父彌平は、特に御馬廻役に列し、食祿五十石を賜ふ、是に於て業大に進み、家益々富む、太一左衛門曾て相浦川筋の大潟に新田埋築の志あり、今や資財成り、時機至れるを見て、先づ山口村真中海面埋築の許可を受け、嘉永五年に工を起し、自ら數百の人夫を督勵し、翌年、田二十町歩餘、水田十餘町歩を竣工す、茲に於て更に多年の宿望たる大潟新田埋築に着手し、安政四年起工、爾來八ヶ年間、日々數千の人夫を指揮して經營努力、慶應元年に至りて成る、堤防蜿蜒々として數十町に亘り、新田耕地殆んど百町歩に及ぶ、藩主松浦心月公其の竣工式に臨み、之を見て賞賛し、着せる陣羽織を脱して太一左衛門に賜ひ、更に食祿百石を加増す、是より更に山口村棚方、小佐々村長浦矢岳に新田を築き、又紐差村

寶龜、太田、菜切等の廢新田を購ふて之を改築完成す。

維新後、府縣制を布かるゝに當り、選ばれて第一期縣會議員となり縣政に參與し傍ら又植林、製鹽、酒造等の事業に於て皆能く成功せり、匹夫志を起して富巨萬を重ね、遺業基礎愈々固くして一族子孫益々昌へ、幾百餘戸の村民今尙ほその餘澤を仰きて炊烟を揚ぐるを見る、盛なりといふべきなり、明治十七年三月十日病て歿す享年七十歳。(北松浦郡報告書)

早田 良平 (北高來郡)

文化十二年諫早村宇都に生る、資性質懿言笑和易人亦親愛す、家素より貧なり、即ち自ら稼ぎ自ら給す、領主に仕へ地理に精しく土木に通ず、安政年間領主命じ南目海面埋築工事を起して其の工事を督せしむ、頗る難工事なり、里人の言に曰く

良平さん量見か來ない、及びもなか事爲んがよか

良平の事に當るや計畫周密にして遺漏なく、人を使ふや恩威並び行はる、民人喜んで勞に服し百數十町の新田基年ならずして成る、是より後附近の海面は年を逐ふて埋築せられ小野村より森山村に至る沿岸忽ちにして良田と化し富裕の村落所在相連るに至れり。

然るに新開地の飲料水不良にして傳染病漸く流行す、良平即ち親ら熊本地方に到り穿井の法を究めて歸り、里人に突水の法を教へ以て良水を得爾來民人繁殖今日に至れり、良平土橋多助と友とし良し、南目道路の改修、橋梁の架設等殖産興業上貢獻する處尠からず、安政五年九月二十九日病んで歿す、年四十四、里民之を慕ひて墓碑を建て永代祭祀田を遺族に贈り以て其の功績を傳ふ。(古賀海介)

小原 廣藏 (南高來郡)

文政四年小濱村字山領に生る、人となり温良、端正、幼より學を好み寸暇を惜みて勉學す、稍々長じて乙名某に師事し、勉勵怠らず二十四五歳より附近の子弟を集め、夜學を開き、専心教導すること數十年、現今その門人の生存するもの五六十人、今日尙その徳を慕ふもの多し、廣藏は只に部民の教養につとめたるのみならず、廣く公共のため盡粹したる事一二を以て止まらず、左にその二三を擧げん。

一、水利工事

廣藏の生地山領は山間の豁谷なり、往年北野五左衛門の義舉により用水は甚だ潤澤なりと雖も一旦旱魃あれば、往々にして不足を訴ふるを常とす、廣藏大に之を憂ひ、字山の神に地を下して溜池を作らんとす、組子中反對者ありて議決せず、日夜苦心奔走の後、漸くにして議を纏め、卒先工事に當り、私財を抛ち以て、成就せしむ、明治三十年十一月、時の縣知事より左の通り賞賜せらる。

長崎縣南高來郡小濱村字山領組長

小原 廣藏

稟性温良、品行端正、一郷の屬望する所となり、夙に組長に擧げられ、公同事務に従事すること、茲に五十五年の久しき、勵精怠らず、能く一郷の民心を調和し、且溜池を作り、灌漑の便

を開く等、公同の福利を増進し、其效勞不尠に付、爲其賞木杯壹組下賜候事
明治三十年十一月五日

長崎縣知事正四位勳三等小松原英太郎

二、道路改修

明治二十八年小濱村温泉里道、改修事業起るや、氏は各組長に先だち、衆を勵まし、且金拾圓を寄附せり、依つて又左の如くその奇特を表彰さる。

長崎縣南高來郡小濱村

小原廣藏

明治二十八年度、小濱村温泉里道改修費へ、金拾圓寄附候段、奇特に付、爲其賞木杯壹個下賜候事。

明治三十年十二月十日

長崎縣知事正四位勳三等小松原英太郎

三、軍用品献納

明治二十七八年戰役起るや、氏は又邦家の爲、軍用品を献納し三度表彰せらる。

長崎縣南高來郡小濱村

小原廣藏

明治二十七八年戰役の際軍用品献納候段奇特に候事

明治三十年六月六日

長崎縣知事正四位勳三等小松原英太郎

身は、山間の僻地に生れ、學ぶに師なく見るに書籍なき片田舎に於て、苦心學を修め、長じて子弟を教養し、組長となりては、五十五ヶ年間公職に營々たる一日の如く、一郷の民心を融和し、公共の爲には生命貨財を忘る、誠に奇特なりとす、明治三十一年九月十四日、古稀を越うることを七歳、病を得て歿す郷人之を哭すること父母に於けるが如し。(南高來郡報告書)

中村利兵衛

(南高來郡)

中村利兵衛は、文政九年島原の商家に生る、島原は藩侯の祖松平忠房、殖産興業の志篤く、享保年中領内各村に命し、盛に檀樹を栽培せしめしより、累代の藩主其の遺志を繼ぎて、之が繁殖を奨勵せられたる爲め、多大の生産を得、郡内の重要物産となり、斯業界に於て全國七倉の一と稱せらるるに至れり。

利兵衛四代の祖利兵衛、寛政四年の秋藩侯の命を奉し、初て藩の倉庫に存在せし檀實を以て後蠟を製し上納す、爾來前々代利兵衛、前代利兵衛、皆其の業を繼續して製蠟を上納せり、起業の當時は海嘯慘禍後なりしを以て、鍋釜の如き日常の要具すら之を高ふ者なかりしに、幸ひ有家村附近は、毫も其の害を被らざりしが爲、同村に於て、之に要する鍋を購ひ、其の業を開始したりと云ふ、當時生産せる生蠟は、檀方役所、勝手方、銀札方の三役所に於て取扱はれたるもの、如く、産出の檀實は檀方

役所に於て買収せられたり、買収の數量は、生産額の略三分の一にして、價格市價一斤に付國札一匁なるときは二分五厘乃至三分の低價にして例年收納期節に買揚げ、翌年收納季までを貯藏し、然る後製蠟せらるゝ慣例なり、蓋し一兩年間蠟言の儘貯藏し、入梅季を経過することの多きに從ひ、品質良好隨て製品精良なり、坊間之を古蠟と稱して重用す、而して生蠟は大阪に在る藩庫に輸送せられ、同地の用途に命じて拂下げらるゝの順序なりき。

利兵衛父祖の業を繼ぐ、當時檀實は安價に買収せられ、低價に拂下げらるゝを以て、藩廳の收利頗る多かりしに反し、生産者の困難實に甚し斯くの如く利兵衛は、藩廳の利益大にして貨幣常に藩庫に充つるを聞き、御用酒造家荒木三郎左衛門と共に建言して、資金を蓄積せらるゝは無益なれば、質方を設けて、下民に貸付け以て、一般金融を圓滑ならしむるに至らば、嘗に藩廳の利益に止らず、下民又其の利益に浴すべき旨を以てせしに、幸ひ其の容るゝ所となり、直に實施せらるゝに至り、利兵衛及び荒木三郎左衛門をして其の用途を命ぜられ、上下の利益大に増進することを待たり、然れども檀實は益々低價に買収せらるゝを以て、下民の困難甚しく、遂に密賣の弊を生じ、從つて藩廳の買收頗る減少せしにより、檀方役所廢止の命あり、質方亦同時に廢滅の不幸に遭ひ、一時金融大に恐慌を來すに至れり、實に文久三年の事なりしなり、大阪に在る藩の用途は、世々藩祿を給せられ重臣の如く優遇せらるゝに拘はらず、檀方役所、廢止を口實とし、爾に調達金を出資せず、公私の爲換を拒むに至れり、是に於て、參勤費其他、諸般の爲換機關を失ひ、金銀の遞送には、交通不便の爲、非常の危険と、莫大の費用とを要するに至り、藩廳の打撃渺からざるものあり、勝手方吏員、深く之を憂慮し、利兵衛に其

の事情を告げ簡易なる金銀遞送の方法を下問せり、利兵衛奮慨措く能はず、檀方役所の再興を以て上下利益を俱にするの良方法なりとし、日夜焦心を案を具して當路に獻策す、其の上書に曰く

方今の御時節柄奉恐察、私共風情にて奉申上候も、奉恐入候得共、略々承及候得者、江戸表御參勤に付、御上様は不及申、御家中御一統様、爲換等難出來義は、全く下方御狀を以て、檀方役所御取疊被遊候處、阪地銀主共調達金御斷申上、乍恐御當惑の趣奉傳承候、全體右様金權に誇り、故障申立候銀主共へは、望に依り調達御免被遊候而は、何程に候哉、就ては下方御狀を以て、檀方役所御取疊み相成候譯故、此節は上下共に、利益を被り得候方法愚案致候、抑御當家様にて、檀樹御植付被遊、乍恐小藩不似合なる御國産と相成、日本七倉の内に數へられ候御藏蠟、御打捨被遊候は、誠に残念の次第に付、従前の御仕法により、一層下方御憐愍を被爲加、多分の利益を被爲與候は、自然御上様に於ても、莫大の御利益を被爲得候様相成可申と、愚案罷在候處、自然御採用被成下候は、成功の人物、御任選御申付被遊度、左候得者、事必ず成就可致と奉存候、以上愚案の儘、不願頑愚奉申上候。

御仕法大意左に奉申上候

一、御領内蠟實一個年收納高、凡六百萬斤。

北目(現今、杉谷村以)南目(現今安中村以南、北石馬村以東)西目(現今南石馬村以)蠟滴り方相異り候得共、凡平均蠟實百斤に付、生蠟十六斤半と見て、此の斤數一百萬斤(百斤人味)。

二、此の代金八掛(時價十)無期限無利息にて、板場(板場業者)へ御貸付被遊度候事。

- 一、蠟賣立代金の内、六歩(百分の六)を冥加として役所へ被納度事、最も此の儀は、御上様の御英斷に依り、下拙共被是可申上事には無御座候。
- 一、町在板場共、蠟舟(後蠟器棧)据付員數、届出候様、御沙汰被遊度候事。
- 一、板場の内より、正直なる人物御見立、町在共各々一兩名宛御任選の上、肝煎役被仰付、萬事被爲取扱度候事。
- 一、蠟代金、前借願出候者へは、舟數に應し、望に任せ御貸被遊度候事、但し蠟絞高一日極實百五十斤の見積に付、出來揚り高は、豫め相分り居候事故、板場肝煎を経て届出させ、其高に應し、御貸付被遊度候事。
- 一、上納の生蠟は、俵に風袋並に屋印(假は合の如き商標なり)を記し、役人立合相改め、斤量取(役)掛調へ、品位の善惡を分ち、五色の繪符にて區別爲致度候事、但色繪符には、正味の斤數及名面を記させ候事。
- 一、當所一體風義宜しからず、品物賣渡の節、目方強弱を争ひ、口論に及び、見苦敷事に御座候、中には穩なる者も有之候得共、其の爲、送り先にて目方不足の旨申出候得は、團體の耻辱に付、正直なる人物四名御任選相成、斤量取被仰付、臺斤量にて公平に掛調へ、板場は勿論、船頭等苦情一切御差留被遊、島原藏蠟の目方、信用相立候様、被遊度候事。
- 一、遠在は、板場肝煎、土藏へ納め置、其出來高を見計らひ、役人一名、斤量取一名、出郷の上、村々順序を以て掛け調へ、被遊度候事、但出郷三日以前に被及沙汰度候事。

- 一、回船一艘向に嵩み候節は、役所に取寄せ詰置かれ度候事。
- 一、麥粉其他絞り込、贋造致候者は、蠟船御取揚の上、渡世御差留被遊度候事。
- 一、斤量は、極々御試みの上、同様の者數十本斤量試し(試験)も同様、澤山御買揚相成、役所は不及申、板場肝煎へ夫々御備へ被置度候事。
- 一、役所へ無届にて、澁實並に生蠟等、他處出し、堅く御差留被遊度、最仲間賣買は、勝手次第に御免被遊度候事。
- 一、前借願出さる蠟は、望に任せ御買揚被遊度候事、但月に三回相場申出させ、高直の節を見計らひ、御回送被成度候事。
- 一、賣捌派出の節は、馬關並に大阪兩所共、役人一名板場肝煎一名宛、(豫め願番を定め)罷越萬事取計ひ候事。
- 一、賣上金は、右兩名にて大切に致、役所に持ち歸り、當所及大阪一切の諸入費總計算の上、悉皆の俵數に割り當て、過金丈夫々御渡被遊度候事。
- 一、船頭共風儀宜しからず、運漕中少々宛盜み取、澤山の俵數より莫大目缺相立申候に付ては、當地問屋を證人として身許確かなる者へ被仰付、證書爲差出、相當運賃を與へ萬一運送先に目缺相立候得は、辨金爲致度候事。
- 右の御仕法御取起被遊候得は、權方役所の御利益より少く相見へ候得共、從前は、檀實凡百五十萬斤より集り不申候處、此節の義は、御領内は不及申、隣端なる肥後並に天草、諫早

邊買集め候様相成、従前よりは餘程御國益と相成可申奉存候、且榷方御役所は、僅かの事に、御役人十名以上と相覺へ候所、此節は四増倍の出来高に、御役人三名、物書役三名にて充分事足り可申候、又農民は、従前時相場の半直段にて上納致候もの、時相場にて賣買勝手と相成、板場は無利息御貸付相成候爲め、聊かの資本にて、渡世の途相立、莫大の産物相生し、御上様は不及申、下々を相憐ひ、夥しき御國益と相成可申と奉存候。

以上の上申は、多大の讃辭を蒙りしと雖も、採否更に明白ならざりしなり、蓋し當路者中には若し斯る方法を設けんか、粗製品の措置を如何にすべきと、反對を唱ふるものありと聞けり、仍つて他の有司に就き、品位の善悪は價格に甲乙あるものなれば決して憂ふべきに非ず、賈造品に至りては、已に其の規定を設けたる旨を陳べたることあり、又其の數頃に互り反對ありしも、畢竟一部の猜疑偏見に過ぎざりしなり、而して大老板倉八右衛門、家老真田源五右衛門、郡奉行内村市郎兵衛、同渡邊章治郎、儒官大竹權太夫、醫師市川泰朴、同福島玄廣、代官坂本吉右衛門、板倉家臣三上淵藏等の名士、此の議に賛同し、大に斡旋したり、是實に文久三年の事なり。

越て元治元年中、愈上申の全部を採用せられ、郡奉行支配の下に國産方を設置せられ、吏員三名の任命あり、利兵衛には其の用途を命じ、且金櫃預りを委ねられ、設立諸般の用務御下問あり、翌慶應元年十月、販路を大阪に開く爲、上阪の命を蒙り、國産方吏員篠塚順右衛門、阪本吉衛門と共に上阪せり、上阪中、留守居役に信用すべき商買を選択して、諸般の定約を締結せられんことを上申せしに、遂に其の事に決し、製蠟の全部年額約二十萬斤悉く利兵衛名義にて輸送することに定めらる、其の他細

大の用務、豫期の如く終了するを得たり。

當時大阪の商賈、該仕法の鞏固至便にして、官民其の利を俱にするを感じ、評すらく、全國生蠟産地多く、官業として統蠟を経営せらるゝも、斯の如き便法を用ひらるゝは、全國唯一島原藩あるのみと、今初度の輸送額を示せば

慶應二年四月九日積出

- 白繪符付 大阪平野町油屋種次郎行
- 一新實生蠟 正味四千九百七十一貫六百目 三百六十六呔
- 赤繪符付 同高麗橋東詰河内屋利助行
- 一同 正味五千二十九貫五百目 三百六十九呔
- 白繪符付 同玉造橋東詰河内屋佐兵衛行
- 一同 正味四千九百八十三貫八百目 三百六十四呔
- 一生掛蠟燭 六百斤 六十斤入 十箱
- 赤繪符付 同海部堀川町加之屋惣兵衛行
- 一新實生蠟 正味四千九百五十二貫六百目 三百六十四呔
- 一生掛蠟燭 六百斤 六十斤入 十箱
- 計生蠟 一萬九千九百三十七貫五百目
- 蠟燭 一千二百斤

國産蠟燭

而して右運賃の十分の一は役所に徴せらるゝことゝなれり。

當時商工業者の多数は、資本を需ること容易ならざるを以て、金利の高低如何は、問ふに違あらざりしなり、然るに國産方は、無利息無期限の貸付法にして、製造人は、其の製品の完成前、又は完成と同時に、代價の八割を前借することを得るが故に、敢て資本を停滞せしむることなく、又一時に販賣するの便益あり、加ふるに時價の低落に際しては、騰貴の期を俟ちて販賣するの利益あり、販路は、全國唯一の集散地なる大阪に於てし、確實の商賈を召集し、競争入札に付し、高價に販賣するを得、加之時價の相場は、大阪商人より、毎月三回數人により之を爲さしめ、其時價は、從來慣行の呼相場(商品を集める手數として過大報告)と稱する、虚偽の報告を禁じたれば、最も正確に且敏速に、市場の大勢を知悉し、爲に大に機先を利するを得たる等多大の便益を得たり、又當時に在りては、船舶寡少にして運賃に從事する者は、商品の一部を窃取するの悪弊あり、此の弊習は、公然の秘密として行はれ、容易に矯正するを得ざりしが、於是問屋を證人とし、量目減損の責に任ずる誓書を徴するに至りしかば、爾來毫も減損の患なきに至れり。

本郡の生蠟品質は、嚴格なる鑑査を経て、其の包狀を一定して多大の需用に應ずることを得るに至りたれば、聲價非常に増進し、他物を混合する者は、製蠟機を沒收し、其の營業を停止するの制度なりしかば、偽造者跡を斷つに至り、本郡木蠟の信用倍々上進し、價格亦大に昂騰するに至れり。

かくて蠟實の販賣自由となり、相當の收得あるのみならず、當業者の勃興に伴ひ、價格は倍々騰貴し、地主及び農民の利益亦大に増進するに至れり、此の外勞働賃金昂騰し、其の利益に浴する者多きを致

せしに係はらず、藩廳の所得は、僅かに收入金額百分の一なりしと謂へば、當業者の蒙る利益實に莫大なりしなり。

是より先き、蠟蠟營業者は、僅かに數十戸に過ぎざりしが、國産法設置以來續々興起して非常に増加し、當時郡内に於て營業戸數三百六戸、板場肝煮四十二名、板場二百六十三名の多きに及び、時に盛衰消長あり、興廢常ならずと雖も、僅々の歲月に於て、三百餘戸の多數に上りしは、又以て斯業隆盛の一斑を徴すべきなり。是に於てか、領内の蠟實は缺乏し、價格亦頻りに上進するに至りたれば、對岸なる肥後又は天草諫早等より、蠟實の輸入頻繁なるに至り、生蠟の産額多大となり、近隣諸國より商賈唱集し、斯業倍般盛にして、當業者皆莫大の利益を得、藩庫の充實亦未曾有の盛況に赴けり。斯の如く蠟實の價格昂騰し、輸入亦頻繁なるが爲、蠟樹を栽培する者、逐年多きを加へ、山野を開拓して蠟實増殖を經營するに至れり。

利兵衛建白の時、斤量取を設けらるゝことを上申せしも、此の一事は採用せられずして、板場の内より、臨時に之を命ぜられたりしが、事業開始後果して紛議を生したり、是に於て、再び此の事を上申して遂に實施せらるゝことゝなり、利兵衛其の選任を命ぜられ、且爾來斤量取は、總て利兵衛に支配せしめられ、年々扶持十五石を賜ひ、六石を利兵衛の所得とし、九石を斤量取三人に分與することゝなれり。

斤量取任命後、量目の正確は、斯業界の好評を博したり、今其の一例を舉ぐれば、在方の一商人の土藏に保管せる生蠟を、周防の商賈に賣却し、之が授受を爲すに當り、之を伴ひ現場に赴きしに、斤

量取權衛携帶するを失念せるを以て、急遽使を走らしめんとせしに、商賈は、豫て吏員の臨檢を経て量目を記し、保管せられたるものなれば、敢て再檢を要せずと、乃ち他日異議なきを誓ひ、直ちに授受を了したることありたり。

是より先き、量目の不正は、島原商賈の惡習として價格に影響するの傾向ありしかば、利兵衛深く之を遺憾とし、此の弊習を除去するは、市場の信用を博するの一大急務なりとし、常に矯正の策を講し、遂に斤量取の設置によりて其の素志を達するを得たり。

斯業斯の如く未曾有の盛況に進み、上下其の利益に浴する者夥しく、之によりて家産を増殖し、又廢絶を興起する者あるに至り、意外の好果顯はれしかば、利兵衛の成効を羨望する者、亦尠からず、毀譽褒貶交々至り、其の眞意を知らざる者は、擬するに奸賊を以てするのみならず、其の生命を奪はんとする者さへありたり、今其の顛末を敘せんに、國産方の發達以上の如く、利兵衛の宿志稍緒に着きたれども、未だ以て足れりとせず、倍々斯業の隆盛を企圖し、外國輸出に適合せる白蠟を製出せんことを當路に謀り、幸に採用せられたれば、板場一般に其の製造を命じ、良好なる成績を擧ぐるを得たり、是實に慶應四年の事なり、是に於て國産方吏員篠塚順石工門と共に長崎に赴き、販路開拓を命ぜられ、自費を以て板場二名を同伴出發せり、途上利兵衛同伴者に私語して曰く、此の行必ず非難あるを免れずと、果然着崎の翌々日、家郷より音信あり、曰く、大手高札に左の張紙ありと、

中村利兵衛

久代屋弁三郎

松屋徳左衛門

右中村利兵衛、檀方を取疊み其の筋へ致賄賂、國産方を取起し、大阪表へ罷越、左迄の事も無之處、病氣と偽り、豊州高田表へ滯留致、時季を見合せ、歸國の上、又候長崎表へ罷越、白蠟を異人に賣込み、我國を外國のものとなす奸賊なり、當君様に被爲置ては、水戸烈公様、御子様にして、深く攘夷の御思召被爲在候も不顧、不埒の至りに候、之に相従ふ久代屋弁三郎、松屋徳左衛門共に斬首可致者也。

無議方

右張紙に病氣と偽り高田表に滯留云々とあるは、嘗て上阪したる歸途、船内にて二豎に犯され、加養二句にして漸く豊後に達せしも、行歩意の如くならざる爲、豊後高田に入り、醫療を加へたることあるを指したるものにして、檀方役所の廢止を以て、利兵衛の爲す所と爲すのみならず、我國を外國のものとなす奸賊なり、と云ふに至りては、頑愚も亦甚し、然れども、此の事たる尋常の誹毀に止まらず、必ずや暗に非道の舉を企つるの徒あらんと、藩廳劔に捜査する處ありたれども、得る處なかりき、利兵衛之を聞き、笑ふて曰く、一匹夫何を暗撃に値せん、白晝公然來りて議論を闘はすべきのみと、此の時長崎に於ける販路は、同港菱屋藤助に命じて、取扱はしむることとなり、尋て慶應四年三月、新に販路を開く爲、吏員矢島某と共に、馬關に赴き、同地の綱屋、高妙屋の兩人へ、販賣の事を命じ輸送せしめたり。

然れども茲に憂ふべき一事生ぜり、嫉妬猜疑の念を懷き、功ある者を陥れんとする者多きは、社會

の通弊にして、國産方亦其の例に漏れず、吏員は、常に更迭の不幸に遭ひ、常に勝手方の爲に制せらるゝこと一再に止まらず、國産方は創業數年ならずして、上下莫大の利益を收めたるに拘らず、勝手方より、更に資金を供給せず、従つて國産方の機關活動する能はざるの悲境に陥らんとする傾向を生じたり、茲に於て、吏員は遂に辭職を決意し、利兵衛を召して其の事實を示したれば、利兵衛即ち建言して曰く、幸に卑言を用ひらるゝを得ば、豈願慮するに足らん、須く、手形を發行せらる可しと、吏員未だ手形の何物たるを解せず、利兵衛爲に縷々其の利便を説き、之を國老に上申せしめて聽許あり、爲に一步の資本を要せず、依然事業を繼續することを得たり、之慶應二年十一月にして、蓋し島原に於ける手形發行の嚆矢なりしなり、然れども勝手方は之を上納金に代用することを禁じたり、上述の如く、國産方の資力限りあるが故に、資金の需用多きに及んでは、到底手形にて其の急を救ふに由なく、利兵衛は私債を起して、調達したることもありき。

抑植實は、天候其の他の關係に由り豊凶一ならず、従つて市價の昂低甚しきが故に、時價の高低に由り、貸下金額に増減あるは止むを得ざることなるも、當初市價十分の八を標準とせられたるを改めて十分の六七に減せられたり、茲に於てか、當業者の苦痛甚しく斯業の不振を來すに至れり、是實に必然の理數にして、市價低落に際しては、當業者に對し騰貴を俟つの餘力を興へ、以て回復を回せざる可からざるに反して、低落に加ふるに、貸付額を減少したるに依り、同業者同轉賣多く、轉賣多ければ、密に對岸地方に輸送し、抜け賣する者あるに至る、是れ畢竟放資の減少に起因するものなるを以て、利兵衛は、斯業の不振を挽回せんとし、左の事項に付建言したること一再ならず、

- 一、貸下割合を減少す可からざる事、
 - 一、植實代前借を許可する事、
 - 一、代金の全部を興へ買揚げらるゝ事、
 - 一、密買の蠟を買込るゝ事、
 - 一、嚴重なる取締法を設けらるゝ事、
- 今其の一節を述べれば即ち左の如し

(前略)近年拔蠟夥しく候に付、既に此間御買揚の御仕法奉伺置候處、近日新植實にて肥後表に抜々積越、或は同所より忍び買の商人入港仕、當港丈にて凡百五十萬斤に及び候由、右に準じ茂木又は肥前へ、其外近國へ密々積出候義は必然にて、當月中には二百萬斤に及び可申愚案仕候、尙又蠟、蠟燭の二種にて積出高夥しく、唯今の振りにて推移候はゞ、御手段は名而已にて到底御利益の見込無御座、斯迄御法相立候場合、右様にては實に歎敷事に候、就ては、前々より數度御取締の個條奉伺候得共、今に何たる御沙汰無御座、初度より奉申上候通り、第一御仁恵を被爲布、總て御嚴法御沙汰被仰出、御取起已來、下方へ御約定相違仕り、坂場共は氣挫ヶ候由、改て植實代御貸下相成、且忍出し御取締の上、賞罰嚴重に、恩威併行の御沙汰、至急御布告相成候はゞ、御仁恵に泥み、御法相守可申と奉存候、左も無之御法相守り候者も、抜積致候姦商も同様にては、自然惡しき方に移り行可申と愚案仕候、且又當時肥後表にて御國産植實直段、一九に付七十四匁、御國札に直し三匁二分に相當り、當所直段二匁より二匁二分に比し高値故、此節は二匁五分

位に引上げ申候、右の割合に付、利息に引かるゝは人情の習にて、無是非場に推移り、殊に總海岸の御當所故、兼て申上候通り、金銀を以て御封じ被遊候外、方法無之歟と奉存候、右申上候通に付、御布告一日及遅延候得ば、何程の御益を損し候程も難計候間、御取締の廉々の内、萬一御採用の義も御座候はゞ、乍恐至急御英斷被爲在候様、被仰上可被降候云々、(下略)

茲に於て、資金を充實して貸下を裕にし、嚴密の取締法を設けられ、且利兵衛に命じて、密賣生蠟の買収に任せられ、倉庫の一々使用の全權を委ねられたり。

廢藩の後、藩侯の東移と共に明治五年國產方は遂に廢止せらるゝに至れり、此の時に當り、他の貸付法は債務者其の債務を免れんとし、吏員亦其の任務を全ふするものなく、百事瓦解、遂に收拾すべからざるに至りて止みたり、此の如き風當時一般の通弊なりしも、國產方は豫め此の弊に陥らざらんことを企圖したるを以て、其の結果に於て、大に他に誇るべきものありしなり、蓋し債權常に藩廳に在るの方法なりしかば、藩廳は毫も損失せらるゝ處なく、下民亦債務を全ふすることを得たり、利兵衛は、國產方廢止の不幸を歎じ、熟ら當時の形勢に鑑み、以爲らく、今や上下大に進取の氣運に向ひ、専ら意を殖産の道に用ふるに至り、交通日を逐ふて開け、通商亦倍々盛ならんとするの時、九俣の功豈一簣に虧くべからずとし、乃ち舊藩侯の執事を介し、左の献言を爲せり。

(前略)蠟一件愚案献言仕候處、御採用被下置、御取起以來追々御益増に相成、銀線に御差支なく、上下共幸福を得、恐悅至極に奉存候、今般朝廷より御廢止に相成、世の變遷とは乍申、前引替等御引上の末、此節大金一同御引上に相成、下方動搖大方ならず、困究に差迫り、彌國中

不遠及疲弊候と奉存候、乍恐舊知事様、御治政の御代に無之候得ば、被知食候及ばず候得共、窮民は豪富より救候舊習も御座候得者、檀の義は御先代様御心を被爲盡、最早此節國產第一と相成候得ば、蠟御手段御再興被遊候ては、何程に候哉、左候得者、一廉御備へ置とも可相成様奉存候云々、(下略)

藩政瓦解後、舊藩主の出資を以て、數寄屋と稱する質方を湊町へ設置せられしが、利兵衛の右上申を採納せられ、明治六七年頃、數寄屋の一部に、蠟方の一局を新設せられ、其の専務員を利兵衛に命ぜられ、斯業の便宜を計り、當業者亦其の便益に浴することを得たり、數年ならずして利兵衛其の任を辭し、數寄屋亦之を廢するに至りしと雖も、現今檀實は二十萬斤以上を産し、郡内重要物産の一となりしは、利兵衛の力與つて大なりと謂ふべし。(既述)

和田半 (北高來郡)

和田半は北高來郡北諫早村大字福田の人、天保五年十二月十二日を以て生れ、明治四十五年七月十六日歿す、爲人著實温厚にして夙に心を公益に留め、力を實業に盡すを以て畢生の目的となす、半は元長崎市本石灰町に住し、吳服商を以て業とし、安政年間長崎港が貿易場として開港當時より、直接に洋人に接し、吳服唐物等の賣買をなし居れり、偶々英國人二名來りて蠶絲購求のことを依托し、三十日を以て限りとす、即ち生絲五千斤を得て其の需に應ず、賣價頗る貴し、當時半以謂く、我が貿易品中將來一等の地位を占むるは蓋絹布なるべしとし、續々洋人の要求に應じ、數萬斤の生絲を販賣せ

り、是即ち本邦に於て外國へ生絲輸出の嚆矢なりと云ふ。

其の後横濱開港以來、長崎の貿易漸く衰へ、尋いて神戸港の開くるに及び、彌々衰態を呈す、茲に於て半率先して大に蠶業を興し、以て宿志を伸べんと欲し、桑畑五町歩を長崎西山郷に拓き、明治八年、を同所に卜し、家人をして試みに之に従事せしめ、且肥後地方へ至り、蠶業の實況を視察し、熊本より桑苗五萬株を購ひ、之を我所有地に植付く、又兼て機織の業を起し、上州人臼井つね子を教師に雇入れ、各種の織方を傳習し、同十三年七月、同盟者七名を以て、蠶業社を長崎公園内に創設し、社員の推薦に依り社長となり、蠶絲紡績の業を開き、尋いて同年十月、西彼杵郡西山郷に轉社し、更に社内に工場を設け、縣内の子女を募集して養蠶、製絲、織物の三業を教授せり、而して製絲には、本縣人小川慶一を以て監督とし、坐繰製の法を授け、織物は、織工教師を西京其の他の各地より招き、實地に就きて修業せしめ、遂に獨立して各種織物を製造するの好果を得たり、然るに創業以來日尙淺く、常に經費多端にして損益相償はず、同盟者遂に解約退社するに至れり、從來九州は絹布に乏しく、殊に長崎の如きは常に之を上國に仰ぎ、其の需用甚だ夥多なるを以て、絹布製造の業を開くは、縣内殖産上最も必要なりと認め、且縣内の子女をして是等の織業に従事せしめば、自ら衣食の道を得るの所以なりとし、多少の困難を豫想し、毫も屈撓の色なく獨力其の業を經營せり、殊に蠶業に付きては、東彼杵、南北高來の諸郡を奔走して、汎く有志者に説き、或は之を書冊とし、共に蠶業の旺盛を謀りしに十五年に至り、北高來郡諫早に大成社なるもの起り、東彼杵郡にも亦、有志者等、多數團結して一の蠶業所を設置し、之れが擴張に力を效さんことを約し、慶一を薦めて之が教師たらしめ、其の製絲

をリంగా商館へ紹介して販賣せしめたり。

同年十月長崎に於て、九州八縣聯合共進會開設に際し、各縣養蠶家多く來會するを以て、更に九州聯合製絲のことを發企し、各出張員と相習し、蠶絲の製法を一定し、海外の輸出を盛大ならしめんことを規約し、それより嚴原、南松浦、南高來、東彼杵、北高來の各郡殆んど一定の蠶絲を製出するに至れり。

同十六年、東彼杵、北高來兩郡の依頼により、生絲をリంగా商館へ販賣することを負擔せり、其の後引續き長崎港より生絲の輸出を爲し、大に販路の便を與へたり、然るにこれ等の業を營むには、長崎は適當の地所に乏しく、事業を振起擴張せしむるには、寧ろ郡村の適當なる土地多くして便利なるに若かずとし、明治二十年居を北高來郡北諫早村大字福田に移し、新に數町の田畑を購ひ、桑園を仕立、或は米麥等を作り、織物工場染色場を新設し、益々業務に勵精盡瘁し、工女を教養して倦まず故に工女何れも修業熱心精勵技術の進歩著し、常に工女に教育勸誥の旨趣を服膺せしめ、其の躬行實踐を勸め、禮誼を重んじ、華美を戒め専ら心を公益に留めて、力を機業に盡し、他日縣下織物業の振興普及を圖るべきを諭すを常とせり、工女皆其の旨を體し、執業精勵なるを以て、大に世の好評を博せり、此等は皆東修月謝等を要せず、其の寄宿生の如きは食費其の他一切を給與し、卒業の後は、年期を限りて之を使役し、且卒業生が獨立して製造せし絹絲は、之を引受け長崎市内へ販賣せり、而して其の製品は外國人向き蝙蝠フクロ地絹を專とす。

而して同店より、東京大阪等へも直接輸送するを以て、他の製造者を凌駕壓倒して、各地和田製編

蠶傘地の好評を受くるに至れり、又卒業生の内には現に北松浦郡平戸村に數ヶ所及び北高來郡諫早町に五ヶ所の傘絹を製造販賣するものあり、皆何れも和田絹の名稱を以て之を賣捌けり、此の外縣下各地に於ける織物の業を執るもの、此の門より出たる者多し。

半は平常、養蠶、製絲、織物業をなすの外、自身は勿論家族雇人等をして大に耕耘の業を営ましめ、加之農事上の改良進歩を圖るの一大急務なることを感じ、有志家と相謀り、二十三年より毎年一回宛、北諫早村大字福田(現住地)に稻の品評會を起し、之に要する所の費用は、總て自費を以て之を弁し、品位の優劣を審査して、優等なるものへは夫々賞品を與へて之を獎勵せり、之より半の發起により、農談會を設置して年々二回宛、之を開き、農事上有益なる談話を爲し、之が改良進歩を計畫せり、之が爲居村の農事は、他村落に比し其の面目を改めたるのみならず、他村落も亦之に倣ひ、各地農談會を創設し、遂には全郡の農談會を起すの好機會を得るに至れり、此の他製品傘地絹に對しては、九州聯合共進會に於て一等褒賞を拜受すること二回、功勞褒賞を拜受する一回、又第四回内國博覽會に於て有功三等銅牌を拜受す、明治三十年四月政府は半が殖産興業上に盡せし功勞を多とし、綠綬褒章を授與して、其の篤行を表彰せり、左に拜受の褒章記を掲ぐ

日本帝國褒章之記

資性溫厚、夙に蠶絲を海商に販鬻し、尋て地方の民産を殖せんことを圖り、蠶桑の業を創め、染織の方を講し、工場を設立し、工女を教養し、専ら蠶傘地絹段を製し、之か販路を内外に廣め、或は有志者と約して遠近の製絲を均一にし、農談會品評會を設け、耕稼の方を改むる等、洵に眞

業に精勵し、衆民の模範たる者とす、仍て明治十四年十二月七日

勅定の綠綬褒章を賜ひ其善行を表彰す

明治三十年三月四日

(北高來郡報告書)

吉川吉左右

(南高來郡)

吉左右は天保六年二月安中中木場村に生る代々同村の庄屋なり、祖父を下田吉兵衛と云ふ、祖先は姓を佐竹と稱し伊豆國賀茂郡下田に居住せしが故ありて佐竹を憚り吉川と改む。

後花園天皇の治世永享年間安中村に移り住み、故郷の地名により下田を稱し、文龜年中(後柏原天皇の治世)同村の庄屋役を命ぜられ、爾來十九代連綿として代々下田吉兵衛と稱へ來りしが、明治三年吉兵衛を改めて吉左右とし、又下の字を頭上に冠するを忌み、且祖父以來清水川開通に盡力せるを紀念せんとして、川に縁ある祖先の吉川姓に復したり。

寛政四年眉山破烈に際し安中村内の水源悉く涸し水田は變じて畑となり、日常の用水は、溪谷を越へて隣村深江村及び島原村等に求めざる可からざるに至り、村民の困苦筆紙の盡す所にあらず、當時庄屋たりし吉左右の祖父吉兵衛は痛く之を憂ひ清水を得んとし、村民等を役して村内に井を鑿つこと十八ヶ所(寛政十年より享和三年に渉る)に及びしかど水源全く涸渇して更に清水の湧出するものなし、然るに或夜村の西方、岩上山の麓に清泉ありと、夢みければ、翌日直ちに往いて檢せしに果して一の泉源あり、是に於て狂喜なす所を知らず、乃ち村民を諭して金を募り、且藩主に請ふて補助を仰ぎ、木樋を以て水を

導くこと一里十町餘、文政四年四月工を起し、九月に功を奏す、費銀二十二貫五百目なり、内三貫五百目は下村名人民に、五貫目は中村名人民に、二貫五百目は川原名人民に、一貫五百目は吉兵衛自ら之を負擔し、外に銀三貫目と、樋材七十本とは、藩主より下賜せられたり、清水川と稱するもの之なり、爾來村民その惠澤に浴するもの三百餘戸田畑約七町歩、爾來毎年藩主より賜ふ所の銀二貫五百目、樋材七十本と村民の出資とを以て修繕の資に宛て來れり。

然るに、水樋は全部之を木製とせしを以て、年を経るに隨ひ、木材朽壞して修理頻りに起り、その煩に堪へず、吉左右、家を繼ぐに及びて、深く之を憂ひ、如何にもして經費を節減し、村民をして永く飲料水を顧慮することなからしめむと欲し、百方腐心すること久し、遂に案を具して村内の有志者を説き遂に改築に賛同せしむ、乃ち資金を村民に募り、家貧にして出資に堪へざる者は、公役を課して之を償はしめ、且自ら財を抛ちて川の兩側に切石を据え、底は漆喰にて塗り固めぬ、廣さ一尺五寸深さ七寸、費用總額六十五貫二百三十三匁餘にして内七貫目は下村名、二十五貫九百目は中村名、二十貫三百五十目は川原名の人民より出銀し、十一貫九百十三匁は實に吉左右氏の出銀に係れり、これより後破壊の憂稀に村民その利便を喜べり。

安中村は海に濱しながら、泊舟の所なく、深江村或は港町の港灣によりて貨物の運輸を托せざる可からずして、村民の不便言ふ可からず、吉左右之を憂ひ調査研究久し、然るに隣村安德村の内、字長灣と稱する地は、開港に適するのみならず、地勢中木場の東端に連り、且この地は、往古北濱と稱へて、中木場に屬し居たる緣故あるを採知して大に悦び、乃ち中木場の内字大山の地を割きて長灣と交換せ

むとし、時の藩廳に請ひて允許を得、更に安德村民の同意を得て長灣の地を中木場に編入せり、當時、該地所有者は、築港の計畫あるを奇貨とし、往々故障を唱へて地價を騰貴せしめんとし、その著手を妨げむとす、吉左右その奸謀を看取し徐に手段をめぐらし、私財を以て盡く關係の地所を買取し、その後有志者に謀りて、義捐を募り、慶應二年七月に至りてこれが工事に著手したり、爾來自ら工場に臨みて、日々之を督勵し、荆棘を伐り、荒蕪を開き、石垣を以て港灣の周圍を築き固め、正面に物揚場を設け、陸上には宅地十四箇所を開き、道路を開通せしかば、寂莫荒涼の地忽ちにして貨物の集散地と變じ、物資運輸の便開け移住者十餘戸を得たり、されど港内廣からざれば、巨船大舶を容るゝに足らずと雖も、船舶の出入絶間なく帆檣林立するに至れり、殊に縣道の開通せし以來面目を一新し、現今は村内唯一の要地となるに至れり、これ全く、吉左右が公益を重んずる念深く、私財を抛ち勞苦を厭はず、拮据黽勉せし功績に依らずんばあらず、事公邊に聞え明治二十七年一月、銀盃を賜ひて、その功を表彰せられたり。

辭令寫

長崎縣肥前國南高來郡安中村

吉川 吉左右

夙に志を公益に勵まし、祖父の遺緒を繼ぎ、水道を改修して、閭村の飲料を充足し、又新港を開き、道路を修めて、以て運輸の便を通ずる等、艱苦經營その成績尠からず、依て爲其賞銀盃壹個下賜候事、

明治廿七年一月十七日

賞勳局總裁從二位勳二等侯爵西園寺公望
賞勳局副總裁從三位勳一等子爵大給 恒 恒

明治三十九年十月廿一日病んで歿す。(島原人物誌)

中島如幻 (南高来郡)

中島貞左衛門は神代の士なり、老て如幻と號す、人となり理財の道に精通す、嘗て擧げられて、邑政の要樞に立ち、主家の衰運と、領内士族の困難を救済するの道を立て、大に其の功を奏せり、神代藩士族をして今日あるを得せしめたるは、一に如幻の力なり、如幻は意を殖産事業に傾け、感ずる所あれば事の難易を問はず、躬ら事に當るの性に富み、夙に尻無、切通、牟田、中牟田木の元の四ヶ所の排水整理を完成し、其の他製茶、養蠶、漆、栽培等に盡力し、事績見るべきもの多し、本村養蠶事業の今に益々盛大なるは遠く之に基因すと云ふ。

安政年間始めて、甘蔗栽培を試みたりしが、製糖法を暗んぜざるのみならず、施肥及收納の時期を誤りて結果宜しからず、續きて兩三年間之れが試植をなせしも、糖質恰も飴の如く粘質を帯びたるものにして、好果を奏するに至らざりしかば、内は家人の嫌を招き、外は近郷農民の嗤笑を請くるに至れり、如幻は毫も之れを意に介せず、未だ其の道に審ならざるの致す所なりとし、益々奮つて新事業を繼續せんと希望を抱き、萬延元年村内の老農青木勘六、園田嘉右衛門、横塚長兵衛、園田寛七等を勸

誘し、肥後天草に渡り、農家に投じて、實地を見聞し、併せて製糖法を傳習せしめて再び之れを試みしも、若干の進歩なきにあらざりしも其の失敗枚擧に遑あらず、茲に於て衆皆迂なりとして悉く退けたりしも、如幻は猶ほ屈せず、進んで、讃州地方を漫遊し、頗る得る所あり、元治年間再び天草に渡り、研究を重ねて歸るに及び、種々の改良を加へたるに、積年辛酸の功空しからず、明治初年に至り、初めて完全なる製糖法を研究し得るに至れり。

是に於て競て該業に従事するもの年を逐ふて増加し、隣村亦之れに倣ふ、本郡北部各村に一つの特産物を與へたるは、如幻の功なり、後更に一步を進めて、白糖製造所を起し、擴張の途、不幸明治十三年四月卒然黄泉の客となる。(南高来郡報告書)

中村岩右衛門 (西彼杵郡)

中村岩右衛門は、西彼杵郡崎戸村蠟浦郷の人、天保元年二月を以て生る、幼時家貧にして洗ふが如く、十五六歳の頃、同郡時津村田中源四郎の手代となり大に信任せらる、同村故三山近六とは意氣相通じ、特に親交ありきと云ふ、當時源四郎は、大村藩中屈指の資産家たりしなり、居ること三年、大に感ずる所ありて郷に歸り、魚網業を始む、後仲買商を營み、爾來二十餘年間、順境に進み、以て大に家運の隆盛を來せり、後又鰯網を出して好結果を得たり。

岩右衛門は、當時潛水機業の大に有望なるを見、巨資を投じて之を朝鮮近海に試み、數年を出てずして、巨萬の富を得たり、實に潛水機を海産物漁獲に使用せし始なり。

明治五年郷長となり、爾來戸長及び村長の職に在ること二十年、治蹟の見るべきもの尠からず、明治七年郷長たりし時、琉球嶋内八重山島頭夏林氏、石垣親雲上貢物奉獻の爲め、那覇へ渡航の途次、大風に遇ひて此の地に漂着するや、岩右衛門は村民を督して一行二十餘人を救ひ、長崎へ送り、以て歸島せしむ、林氏歸島の後其の厚意を謝したり、左の書面は林氏の送りしものなり、(書面は木と液河渡木氏の所蔵する所にして原文左の如し)

私共事、此節遇不斗之風波、御當地漂着仕、御家内へ宿被下、私共主從之者迄、御親子御兄弟御同前、朝夕御親切被成下、冥加難有次第奉存候處、御恩情之程萬分之一も難報謝歸島之上、御禮の儀旁申上度候得共。遠國の爲め、左様の處不相叶、唯心中に思ひ候まで、御座候間、此御恩儀御恩澤故郷に歸り、父母妻子に申語り、朝夕香を焼き、御子孫之永代繁昌して、富貴の御身と被成候様奉祈願候者也、

明治七年戊八月

本琉球之内八重山嶋頭夏林氏

石垣親雲上

賢副

右同林氏大目差

奥武筑愛三

賢實

右同林氏石垣親雲上次男

大濱仁屋

賢章

嘉喜浦木屋

渡木貞兵衛様

岩右衛門明治三十九年九月歿す、時に年七十七、その遺骨は、後年京都本山東本願寺に納められたり。岩右衛門の肖像あり、其の上に題して曰く

中村翁、名岩右衛門、西肥崎戸村蠣浦郷人、深信佛乘、以德行稱、明治四年奉大村支應命、監近海舟船、五年任郷長、十二年進戸長、二十三年選爲村長、二十六年辭之、年六十、自曾爲郷長、鞅掌郷黨事者二十餘年、尤用心民穩、其民貧而負租者翁屢代辨之云、郡衛之建、損費助工、賜朱杯一口賞之、先是我本山結淨社曰相續講、翁斡旋太力、賜念珠及朱杯、褒之、二十三年列商量員、二十八年授紀功賞牌、於戲篤行若翁者庶乎、奉行我二諦之教矣哉、誓曰

真諦俗諦

如奉與指

雖殊其外

內則同異

設謂不然

斯翁之視

維明治二十九年丙申五月十有六日

真宗講師細川千巖識 (西彼杵郡報告書)

馬場 寛藏 (北高来郡)

寛藏本姓田川氏、出て、叔父馬場氏を嗣ぐ、父太華山醸造を業とし、傍ら文學を嗜む、華岳襲を繼ぐ、寛藏は太華山の第三子華岳の弟なり、晩年病を得て詩書に閑臥静養す、明治十八年歿す、年四十八。

明治の鴻圖茲に就り、苟も青雲の志あるものは、誰か途を仕官に求めざる、寛藏も亦同輩と共に一旦帝都に向ひしが、田島彌平の御下問の一書を得て、之に感奮し、就きて之に學び、得る處あり、桑園蠶種桑苗一々窮極し、之を郷里に向つて傾倒し、七年佐賀亂鎮定の後、郷里の青年を勸誘し、熊本人長野某に従業せしめしが如き、その力多しといふ、後北高来外二郡聯合品評會に於て、其の功勞を追賞せらる。

傳へいふ、田川氏の先は、平戸にして、彼の鄭成功の生母は、其の同族なりと。(古賀龍介)

岸川 文太 (北高来郡)

岸川文太號は松南家世々諫早の士、家老の次に位し、家政參與之一組の與卒を支配す、幼にして書を讀み弱冠を過ぎ、始めて撃劍を學び、竟に其の奥を究め一邑の師範となる、明治元年我が藩主城守衛を命ぜらるるや、文太諫早兵の隊長となり出京す、歸りて側用人となり、相談役となり、顯要に居るもの十數年、維新の際副郡令となり、小原浦村以東多良村に至るまで九ヶ村を主務す。

時に田古里村字日の畑荒蕪地數十丁あり、其の地海に瀕し、山を負ひ、頗る瘠瘳而して該村は水田

少く畑多し、日の畑は尺寸の水田なく、民生計に便ならず、昔年惡疫流行、死亡離散、入戸減少後百餘年棄てて願ず、悉く荒蕪地となる、十年前、邑主天學人を雇ひ、甘蔗を種へ、砂糖を製せしむ不幸其の方法宜しきを失ひ、解雇するもの數十人、留者僅に三戸、文太該村を巡視して此處に至り、其の業の振はざるを見て、謂らく、殖産は當今の急務、之を擴充せざるは惜しむべきに非ずやと、之を郡令某に謀り、田結村舊采地の貧民を諭して、移住を勸む、應ずるもの八戸、之に給するに米十二石を以てす、之を聞き、移住を願ふ者又八戸あり、各々之に給するに米八石を以てし、嚮に留者を合せて一小村落をなす、此處を稱して平濱と云ふ、移民等同心協力、唐芋を以て食に充て、日夜勉強未だ數年ならざるに、數十町の荒蕪地を開拓し、一箇年製糖五萬斤を得るに至る、是時糖價一樽百斤七圓強、移民等其の收利の多きを喜び、巨富立どころに得可しと、各々競ふて田畑を買入れ、講法に加入し、家屋を修繕し、其の規模を大にす、豈料らんや、其の翌年大風家屋を吹倒し、續いて蔗苗腐敗し、加之糖價下落、一樽三圓弱となり、災害並至る、素より轉移日淺ければ、之を救ふに術なく、債主の督促に迫られ、離散せんとするに至る。

是より先き、文太官を罷めて家居す、之を聞きて大に驚き、自から公債證書を賣り、金六百圓を懐にし、七年十二月大雪を冒して、平濱に到り、衆を聚め之に告げて曰く、汝等の困難を聞き、救はんを欲するも予に蓄財なし、此は是祖先の遺澤、必ず子孫に傳ふ可きもの、余亦之を私することを得ず、然ども汝等焦眉の急を見るに忍びず、之を貸與す、汝等勤儉して懈らざれば、必ず天祐あるべし、餘り有るの日、之を還せ、その還すと不還とに汝等勤儉如何に因る耳、汝等須らく之を記せよ、衆皆感

泣糶拜して曰く誓つて恩に背かざるべしと、其の後數年、糖價回復せず、蔗苗は年々衰耗し、肥料は得るに術なく、又々前度の困難に陥入り、恩に負かざるの誓言水泡に屬すと雖も、食する毎に必ず祭るの誠を忘れず、作物の初穂と稱し、菽麥唐芋等を贈致すること年々に絶えず、文太其の情實を諒とし、溫言之を慰めて曰く禍福は常也、汝等耐忍撓まずんば必ず回復の期ある可し、之を勉めよ、衆益感激し、貧困の日に迫るを忘れ、競つて精力を勵し、糖業を盛大にし、洪恩の萬一に酬んことを相謀れども、如何せん資本なければ糖業に従事する能はず、麥芋を以て漸く饑を凌ぐ而已、因つて石を建て文太の功德を表し併せて各自其の業に怠らず、誓言を踐まんことを庶幾ふと云爾。

嗚呼移民之質朴、忠信、近世之所絶無而希有也、夫六百之金、分之二十戸、僅々耳而、不能納其息、其窮可知、窮而不濫、建石以表其功德、爲之、金主者能慙愧乎一時救其急、猶如驅自賤之蠅、驅而又集、其功德果何在、古人曰非其各而有之、曰貧名松南子受之而不拒何哉、蓋其功之成、非松南子而在移民非移民而、在勉勵不撓、諺曰通喉而忘熱、移民終身不忘、表松南子之功德者、即表自勉勵不撓者也、苟勉勵不撓、則產業殖而戸々有餘祐、不待知者而知也、松南子何辭之有焉、

明治二十二年秋九月

良山下人誌

(北高來郡報告書)

小宮藤馬

(北高來郡)

小宮藤馬は、北高來郡長田村の人、父寺田敬左衛門、小宮彦右衛門の後を嗣ぐ、戊辰の役我が領の兵

士も、佐賀藩に隸屬して奥羽に轉戦せしが、藤馬は砲術に堪能なるの故を以て、特に出征隊中にありて軍功あり、干戈戢まり歸郷の後は、村務に關係して大に盡す所あり、故を以て村民の信賴日に加はる。

明治二十二年、町村制の實施せらるゝや、選ばれて村長となり、舊慣を正し、情弊を矯め、切に村民の生計を豊ならしめんことを謀り、常に心を公共事業に潜め、身を以て之れに當れり。

明治二十七八年戰役後、我が國は戰捷の餘威を以て國民の意氣大に揚り各種企業所在勃興す、藤馬は此の機に乗じ、同三十年村の有志會を催して己れの抱負を披瀝し、共有財産を得んとして海面埋築を潰せり、殊に其の工事は本明川の下流にして、しかも海面のことなれば、一朝潮流に破壊さるゝ時は、折角の努力も、費用も、徒に水泡に歸せん、是彼が功名心に驅られたる事業なるべしと、或は疑惑し、或は誹謗し、協議一決に至らずして散會せり、この事直ちに全村に傳播し遂に部落の協議となりたるが、何處も議論沸騰し、本村名の如きは、一の大集團を作りて、此の工事斷行さるゝに於ては、海産を以て衣食するもの、路頭に立つは必然なりと、愈々反對の旗色を鮮明にし、里名正尾名の如きも、委員を派して、之に應呼し、一村擧つて村當局の無謀を諍るに至る、然るに藤馬は平然自若、公益事業に自己の誠實を盡す、何の憚る所あらんやと、威壓的に村會に議決せしめ、之が實行を圖らんは、易々たること、信じたれども、暫く時の到らんを待つべしと、隱忍すること茲に二年、村民も亦何時しか覺醒したるもの、如く、且時勢も此の種の事業を促進せしかば、此の際その素志を貫か

んと、先づ自己の住せる部落より説きて漸次他部落に及ぼし、幾多の困難を嘗め、埋築工事の有望なることを勸説す、村民その至誠に動かされて何れも賛成の意を表するに至る、藤馬大に喜び、直ちに有志會を開きて之れを速決せしめ、村會を開きて起債を劃し、明治三十二年七月工を起し、同三十四年度中に工を竣へたり、此の間粉骨碎身、朝に早く出て、夕に遅く歸り、使役に、調金に、殆んど寢食を忘るゝに至れり。

埋立地は、總反別二十五町餘にして、其の翌年挿苗に著手し、それより年々米二百五六十石の收穫を爲すに至りたれば、村民舉つて喜び、其の徳を頌せざるものなし。

明治三十六年九月、我が縣知事その篤行を歎稱し、次の賞状を與へたり。

資性篤實、品行端正、村民の囑望する所と爲り、明治二十二年町制實施の際、村長に擧げられ、爾來再三重任、明治三十四年五月に至れり、多年倦怠なく、誠實公同事務に従事し、克く地方制度の旨を體して自治の發達を圖り、又力を基本財産の増殖に致し、心を教育の普及に注ぎ、村民に福利を與へしこと尠からず、其志行洵に奇特とす、依て爲其賞木杯一組下賜す。

工事成功後は、村長の職を退き、郡會副議長に擧げられ、又諫早家の相談役となる、明治三十六年十一月十四日病歿す、年六十三、臨終に際し家訓數條を手書して嗣子に示す、用心の深き誠に感ずべきなり。(古賀篤介)

草野 丈吉 (長崎市)

出身地を審にせず、長崎出島和蘭屋敷日用品調達商にコムブラ社あり、丈吉雇夫(皿洗ひ)となりコムブラ社に在り、日々蘭館に出入し、遂に洋食料理の方法に熟し、維新後長崎にありて料理業を營みしが外人の來船居留する者日に多きを加へ業務従つて繁榮せり。

明治十二年、長崎伊良林に西洋料理店を創む自由亭と稱す、是より先き長崎には小島郷に福屋あり西洋料理を業とす、蓋し此の種營業の始なり、後大阪神戸に開店し西洋料理を以て名あり、嘗て鐵道開通式舉行せられ、明治天皇臨幸自由亭に内外官僚を召して賜宴あり、當時侍従大膳職未だ洋風の宴席に馴れず、丈吉即ち、至尊に咫尺して奉仕す、時人以て至榮とす、宴終りて後物を賜ふて、丈吉の勞を賞し給へり、自由亭は現今大阪ホテルの前身なり、之より後洋食次第に朝野の間に行はれ丈吉の名頓に揚れり。(何禮之談話)

松田 源五郎 (長崎市)

源五郎は鶴野久問吉の長子、母は安中氏、天保十一年四月八日、長崎酒屋町に生る、後松田氏を嗣ぐ、源五郎の家は縫箔業なりしを以て、幼少其の業を助け、傍ら筆算を學びしが、特に算數を好んで之に長ぜり、家素より富まず、其の叔父松田勝五郎は所謂五ヶ所(京都大阪江戸長崎堺)商人の一人にして、輸入品元受販賣の特許を有せしを以て、源五郎は之に依りて外國貿易の業を見習ひ、依つて自ら此の業に従事せんと志を起せり、但當時の所謂貿易は、幕府の官業にして、すべての點に於て、各一定の制限あり、假令有爲の商人出づるも、毫も其の志を致し、才を伸ぶるの餘地なかりしが、幸にして時運

到來、安政開國に際會して、貿易業の特許の特權、すべて消滅すると同時に、唯一互市場が、五港となり、輸入輸出に關する諸制限、根本的に撤去せられたれば、氏は此の機に乗じて、新主義の貿易を創せんには、先づ以て全國各地を遍歴して、輸出商品の調査をなし、江戸、大阪及び新開港地の實況を視るの要ありとなし、之を父に請ふて許されず、叔父に謀れども、尙聞かれず、されど少しも挫折せず、支那商館と、近國商人との椎茸賣買を周旋して始めて八兩二分の利益を得たれば、大に喜び更に進んで、鰻素麵等の賣買を媒介して、前後の利を蓄積して、三十五兩を得、愈獨力初志をなさんと決心し、安政四年四月十八日、年十九にして長崎を出立し、九州、中國を経て、大阪、江戸、仙臺、桐生、足利、八王子等を遍歴し、且大阪、横濱等の外國商館の實況を視察し、万延元年九月長崎に歸れり。万延元年十二月、叔父松田勝五郎の嗣となり、爾來養父の業を助けて貿易に従事す、即ち出島獨逸人に就きて、夜々會話を學び、且泰西の事情を聞きて、商事の組合バンク運輸の組合、海上保險業等、凡そ商業經濟の機關の概要を知るを得たり、依りて個人區々の資力の事業をなすに足らざるを感じ、組合事業を起さんとしたれども、當時我が邦其の例なく、世人が耳を傾けざるのみならず、幕府の政治は、徹頭徹尾、武人專制の制度にして、全く商事商人の保護に缺如せるより、茲に商人の見地よりして、政治の改革を希望するに至れり、問もなく、明治維新となり、依つて退きて小形ながら、自己の理想を實行せんとして、明治三年叔父松田勝五郎及び永見傳三郎と共同し、始めて商事組合を組織し、永見松田商社と稱す、是實に我が國商會社中最も早きもの一にして、同社は後に立証會社と稱して、バンク類似の業を營みたるが、即ち今の十八銀行の基礎をなせるものなり。

當時東京には、小野組、三井組、島田組等あり、源五郎は乃ち囑せられて小野組長崎支店の支配人となり、佐賀熊本の支店を兼攝し、五年國立銀行條例の公布により、三井、小野協同して第一銀行を組織するや、率先して之に贊助し、名望漸く盛なり、後小野組を辭し上海及び香港に、我が國圓銀流通の運動をなし、好果を得たるは、是その力なり、同年小野組破産するに及んで、立誠會社の事業を進みて生を終るに至る、實に十八銀行の創業者にして又維持者なり、源五郎本木昌造と友とし親し、依つてその活版事業を賛同し、昌造の東京築地活版所を起すや、源五郎之を補佐せしこと尠からず、又石川島造船所の創立には濫澤榮一等と大に其の事業を助成せしめたり、源五郎が長崎は元より我が國經濟界に貢獻せし功蹟は蓋し大なるものあり。履歴あり次に掲ぐ、

- 明治 九年 八月 長崎縣博覽會幹事
- 十二年 一月 長崎縣會議員に當選す
- 十二年 三月 長崎商業會議所議員に當選し、會頭に擧げらる
- 十二年 四月 長崎縣常置委員に當選就任す
- 十三年 六月 長崎縣衛生會委員を命ぜらる
- 十四年 三月 長崎區聯合町會議員に當選
- 十四年 五月 長崎區聯合町會議長の任を受く
- 十四年 十一月 長崎縣農工商業諮問會員を命ぜらる

- 十五年四月 縣會議員滿期再選
- 十五年六月 長崎縣衛生會委員滿期再選
- 十七年七月 長崎區會議員に當選す
- 十七年十二月 長崎區商工會に會長
- 十八年一月 長崎區勸業委員に當選す
- 十八年一月 縣會議員滿期再選
- 十九年十二月 長崎商業徒弟學校委員囑託
- 二十年十一月 長崎區所得稅調查委員
- 二十一年十月 長崎商業學校商議員
- 二十二年四月 長崎市會議員
- 二十四年四月 長崎市會議長
- 臨時博覽會事務委員
- 衆議院議員
- 二十五年二月 所得稅調查委員
- 二十六年 長崎商業會議所會頭
- 二十七年五月 十八銀行頭取、貯蓄銀行頭取
- 二十八年 第二回水産博覽會評議員
- 二十九年六月

同 十一月

臨時博覽會評議員

三十一年四月

長崎市會議長

此の他九州鐵道會社取締役、東洋浚渫會社長、香港ロトラ麥粉會社取締役、東京築地活版所取締役、東京石川島造船所監査役等に歴任せしが、明治三十四年三月病んで歿す年六十二。
 大正五年十二月二十八日 朝廷其の功績を賞し從五位を追贈せらる。(長崎郷土誌 附録書)

中上長平 (豊岐郡)

天保十一年十一月朔日壹岐郡勝本に生る、性温厚篤實にして進取活動の氣象に富み、常に卒先して漁民を覺醒指導し、公益を圖れり、今左に其の事實の概要を摘録せん。

長平はもと荷受問屋に生れしも、十八九歳の頃、斷然志を決して漁業に従ひ、自ら小形漁船に乘じ、危険を冒して、對馬嚴原沿海の烏賊釣に出漁し、夥しき漁獲を得て歸れり、當時勝本の漁民は、只沿岸を漁するに止りしが、此の舉に端を啓き、對馬海の出漁之より年々盛大を致すに至れり。

明治六年三十四歳の時、對馬沿海に鯖釣業を試みんとし、未だ嘗て此の企なきに際し二三の漁船を勸誘し、上縣郡銘村海岸に至り此處を根據地とし、躬ら之に當りたるに、意外の好成绩を得、同地の鯖漁これに由りて起り、今や非常なる盛況を見るに至れり、現に初夏の候、四國、九州地方の漁船此

の海岸に集り多大の漁獲を上げつゝあるは、主として同人友見の漁場にして、銘村の發展は實に此に基けるものなり。

長平は漁場の擴張及び發見に功ありしのみならず漁撈の方法、漁具の改良にも多くの工夫を凝せり、即ちかの繰釣法は、始めカムロより傳はれるものなるが、當時此の法は瀬無き所には適用されざるものと一般に思考されたりしを、同人は屢次實驗の末、瀬の有無に係らず、施さるべきことを確め、之を漁民に示すや、漁民は爲に漁撈上の便利を得て、大なる收利を増すに至れり、是實に明治二年の事なり。又かの獅延繩は、天明を待ち海中に投じて、漁獲するを常例とし、夜明け後に投ずるも無効なりと信ぜられしが、長平は漁群の水面に浮上する時刻を實驗し、夜明け後に於ても、投じ得べきことを證明したる以來、是亦非常なる効果を一般漁業者に與へたり。

其の他、鮪流し延網、羽魚網等を發明し、就中羽魚網は、明治三十年の考案に成りしも、巨額の資本を要し、且未だ經驗なきこととして、家族は其の冒險なるに同意せず、爲に實行を阻害せられて荏苒日を送りしも、三十五年に至り、同地人篠崎武吉の贊助を得て、茲に操業を開始するに至り、非常なる好結果を得て、一般漁業界を刺撃し、爲めに、熊本、山口、大分、各縣水産試驗場及び有志者は相踵て來り其の範に倣ひ、操業に従事するもの漸次其の數を増し、大正三年度壹岐、對馬海に於ける同漁船の數は、殆んど四十隻の多きに及び、一隻漁獲高二千圓乃至三千圓を見るに至れり。

三十九年、六十七歳にして、韓國木浦附近の鯛漁の狀況を調査して、其の有望なることを確め、壯年の漁師を勧誘して、二隻を購し、老軀を提げ、自ら先導して出發せんとしたるが、會々病を得て遂

に起たす、四十二年十一月二十六日七十歳にて歿す。(壹岐郡報告書)

宮原秀槌 (南高來郡)

宮原秀槌は、南有馬村北岡名字法華堂に生る、父を藤七と云ふ、秀槌は其の二男なり、兄嘉太郎家を繼ぎ、秀槌は別に家を爲す、父は浦田名乙名たり、配下の小民を愛撫し、且貯水池を修理して旱害を防ぎ、波止場を築きて舟運の便を計る等、公共事業に盡す所多く、皆其の徳に服せしと云ふ。

秀槌幼にして、氣宇豪宕軍事的遊戯を好み、年十六の頃より、丸山作樂に就きて學を修め、傍ら武術を鍛鍊して、志氣愈々剛毅を致せり、明治維新後、一時戸長に推されて、盡す所ありしが、久しからずして之を辭す、由來南有馬の地は、土壤狹少にして、農業は以て村民生計の富源を望む可からず、秀槌之を憂ふること久し、明治十二年に至り、秀槌は決然起ちて、新田築立を爲さむとし、之を衆に謀る、衆亦喜びて其の舉に賛す、是に於て官に請ひて、北岡及び浦田の海濱埋立の許可を得、同年八月五日、先づ北岡より起工せり、かくて苦心慘憺漸く成れる防波堤は、不幸にも屢々狂瀾怒濤の破壊する所となり、隨つて築けば、隨つて破れけるにぞ、與衆落膽沮喪して遂に之を抛棄せむとするに至れり、然れども秀槌は、更に其の初志を堅くし、彌奮勵努力して衆を勵まし、苦心經營、遂に彼の無情なる波濤を降服せしめ、十五年の秋に至り、其の功を竣へて、耕地及び鹽田合せて十町歩を得たり、次いで又、浦田に企業せしが、不幸にして病に罹り遂に逝けり年三十九、而して如上の事業により、その家産は殆んど蕩盡しければ、遺族は糊口の道に窮するに至り、五人の子女と未亡人とは、

遂に流離の悲境に陥れり、されど北岡濱の防波堤上には、青松林をなして、千代の緑を浮べ、十町歩の新天地には、農作物、年々に收穫の増加を示してその遺徳を表彰せり。(島原人物誌)

平野 富 一一 (長崎市)

長崎の人、矢次豊三郎の第二子、出でて平野氏を繼ぐ、弘化三年を以て長崎に生る、三歳にして父を失ひ、流離艱難の間に苦學し、年十六、本木昌造に知られて長崎製鐵所機關手候補に擧げられ、汽船機關手に進みて、長崎江戸の間を往來し、汽船の小形なる航海運用術の完全ならざる爲め、時に風濤の襲ふ所となりて、屢々死地に入らせり、慶應二年、幕府其の汽船を江戸海軍局に集中するに當り、富二等は、回天艦を以て江戸に廻航し、建策する處ありしも用ゐられず、辭して郷里に歸臥す、既にして戊辰の變亂あり、明治元年二月、再び長崎製鐵所の機關手に徵せられ、同二年同所々長となり、船渠修艦の事務を管理し、經營其の緒に就けるに當り、四年工部省の新置あり、製鐵所及び船渠を其の管轄に移さる、然れども、之を官營とするは、富二の素論に非ざるを以て、強て其の職を辭し、復仕へず、是より先き、其舊師本木昌造は、夙に活字の便益なるに着目し、其の鑄造を企畫し研究する事多年、事業頗困難に陥れり、茲に於て、其の經營を富二に托す、富二曰く是文明に必要な事業なり、豈廢絶せしめて可ならんやと、慨然起ちて昌造を補け、長崎活版所を主宰し、經營大に力む、昌造が、活版印刷術に成功せしは、蓋し富二の力與つて大なるものあり、明治五年、昌造が東京築地に活版所を創立するや、富二亦東京に移轉し、刻苦經營遂に之を成功し、以て明治文明に貢獻する事少から

ず、現今の東京築地活版製造所は、即ち之を繼承せるものなり、富二又此の間に於て、造船及び機械類に關して、其の曾て學び得たる所を拋棄せず、明治七年、親ら印刷機械類の製作に着手し、當時海軍省が石川島造船を廢せるに際會し、直ちに其の跡を借用して、先づ製作部を此に移し、尋て更に造船の事業を經始し、從來の實驗と非常の努力とを以て、率先之に當り、助手職工を指揮して、奮勵多年、業務大に擧り、盛名信用一時に重きを爲すに至れり、後の石川島造船所は之を繼承するものにして、當時創造せる鋼鐵砲艦鳥海の如きは、實に富二の苦心に成るものなり、明治十九年五月、富二病に罹り爾來健康復た舊の如くならず、病床空しく腕扼して徒に雄圖の挫折を歎ずるのみ、明治二十五年十二月三日終に起たず、享年四十七、東京谷中墓地に葬る。(大日本人辭書)

嘉村 敬 三 (北高來郡)

嘉村敬三は、嘉永四年七月二十一日眞津山村大字眞崎に生る、儀七の長子也、八歳の時孤と爲り、九歳の時、母高柳氏の大歸に遭ひ、其の祖父新右衛門に育てらる、幼時より讀書を好み、郷養に入り、後蒲池良由に學ぶ、卓犖不羈にして圖南の志ありと雖も、一家を支持せんとて自ら耒耜を執り、勵精措かず、廿二歳の時、諫早村二位忠左衛門の長女ちよを娶り、四男五女を生じ、母身を以て内家事を理するや、敬三は外學校に關係し、郡衙に吏務を執り、進んで眞津山村、若しくは矢上深堀の村長に歴任し、縣農會常任幹事、苗圃長と爲り、嘗て其の職を曠うせず、殊に我が村の發展に留意し、明治廿二年、津水諫早間に車道を開通し、同三十三年津水港の南方に長堤を築きて、種々の利便を興

へ、或は村農會を創め、信用組合を設け、或は心を教育に注ぎ、後進を導く等其の公共に盡せること枚擧に遑あらず。

其の他村會郡會等の議員に擧げられ、頗る政治の趣味を有し、時勢に通ず、談荷も國事に及べば、慷慨激越怒の移るを知らず、子源吾、十有五歳の頃より母を助けて實務に就くや、敬三常に誨へて曰く「人は讀書すれば必ず向上す、怠る勿れ」と、又曰く「議論は盛にすべし惡事は企つべからず」と、平生能く家畜を愛し、人情を酌む、然りと雖も不正不義を惡みて毫も假借せず、而して天恩に感ずること深く報國の赤誠篤し、其の疾篤くして終に起たざるを知るや、遺言して曰く「余今漸く公共の事に手を下さんとするの時、不幸にして病に罹る、子孫は須らく我志を繼ぐべし」と易言に至るも猶ほ國事を忘れざる、其の至誠は當に世の規箴と爲すべき也、大正二年九月廿六日を以て歿す、行年六十三。(古賀篤介)

西川 忠 亮 (長崎市)

贈正五位西川如見八世の孫なり、幼名友三郎、可求と號す、家世々長崎地役人(絲目利)たり、忠亮安政二年正月を以て生る、少にして廣運館に學び、尋いて丸山作樂に就きて、國學及び漢籍を修む。

明治四年上京、男爵細川潤次郎に寄寓して、外務省露語學校に露語を學び、業成りて、横濱米國貿易商館に商務を執る事八年、其の間橋刀世に従つて和歌を學び、出藍の譽あり、時に本邦の文化歐米に如かず、文物輸入次第に烈しからんとす、忠亮以爲く、新奇を得るは圖書にあり、而して之を普及

せしむるは印刷業の發達に如くはなしと、是より大に志す所あり、印刷用インキの輸入を計畫す。

明治十五年求林堂を興して、印刷用インキ、及び印刷用諸機械の輸出入業を創め、爾來三十餘年専ら力を此の方面に注ぎ、貢獻する處尠からず、明治二十年株式會社東京築地活版製造所取締役會長、東京印刷株式會社監査役に擧げらる。

人と爲り、剛毅、堅忍、能く艱難を凌ぎ巨利を博す、而かも任俠詭く義財を惜しまず、後年酒煙を廢し、和歌、俳句骨董に心を縱にし、悠々自適せしが、明治四十五年七月十四日病んで歿す、年五十八。

敬神の念慮に富み崇祖の志篤し、郷里諏訪神社の昇格に關し盡す所甚だ大なり、曩祖如見の遺書散逸して、流傳廣久ならざらんことを憂ひ、汎く搜りて十七種を得、明治三十一年に至り之を刊行し以て有志に頒つ。

明治三十二年の交、長崎市水道港灣新設、竣潔の企畫あり、而して費金巨大調達容易ならず、忠亮即ち市長横山寅一郎を激勵し、奮つて長崎市債の成立を富豪の間に斡旋し、奔走殆んど寢食を忘る後工成るに及び、長崎市は感謝狀を贈りて其の勞を謝す、現今長崎市民が、水道港灣の利便に浴する事、多大なるは、忠亮の力亦與りて尠からざるなり。(大日本人辭書、西川忠一)

西 村 規 矩 (北高來郡)

西村規矩は、矢上村牟田逸馬の二男にして諫早町西村幾之助の養子となる、才敏にして學を好み、

群を抜く、明治七年長崎外國語學校に入りて洋學を修め、明治十年上京して、津田仙の私塾學農社に於てその研究に餘念なし。

同十四年學成りて郷里に歸り、銳意殖産興業、公共慈善の事に力む、同廿三年地價修正の論起るや、同士を糾合して其の説を主張し、人心を動かせり。時勢の進運に伴ひて交通頻繁なるを加へ、我が縣下に於ても、鐵道敷設の急務なるを唱へ、松田源五郎等と共に、東奔西走、大に盡す所あり、同三十年長崎線の延長を見るに至りたるはその力與つて尠からずと云ふ、後選ばれて縣會議員となり、侃々諤々論議鋭く、議場活機あり、後衆議院議員に推されて國政を議し、我が縣重鎮の一に數へらる。

常に心を地方の開発に傾け、銀行家となりて金融を節し、郡内士族授産たる製絲會社(大成社)經營の困難に逢遇するや、之れを倒すは實に我が郡の不面目なりとなし、自ら進んで私財を投じ、之が救済に努めたり、今日諫早に製絲會社あるは全くその義侠の賜なりとす。

規矩又深く人物の啓培に心を注ぎて學資の助力を惜まず、有爲の青年を扶導し、顯要の位置を得しめたるもの尠からず、安政五年二月を以て生れ、明治三十六年三月を以て歿す、年四十六。(古賀篤介)

土屋 佐吉 (長崎市)

明治の初年、長崎に於て初めて洋式染織法を外人に受け、後東京本所區林町三丁目に一大工場を設け、我が國染織界の鼻祖と稱せらる、明治三十七年一月三十一日伊豆國下田の客舎に於て歿す。

(大日本人辭書)

橋本 雄造 (長崎市)

嘉永元年十月十日大分縣下毛郡に生る、父を橋本又右衛門と云ふ、雄造は其の三子なり、家系は楠氏の苗裔橋本正員に出づ、遠祖亂を避けて豊前國宇佐郡に遷れ、相傳へて慶十郎正元に至る、之より後家運張り、中津藩改革に際してもよく其の遺産を保ち、以て又右衛門に至れり。人となり穎悟敏勁、夙に郷黨に畏敬せらる、長して草場氏に就きて經書を學ぶ、既にして又右衛門老境に入り産を擧げて三子に頌つ、而して長仲平を得ず、雄造其の得る所を長兄に譲り、志を郷外に立てんとし、漂然として長崎に向ふ時に年十八なり。

その長崎に至るや、叔父乙咩正行の斡旋を以て、獨逸商人イワシイワシ商會支配人某の貿易商館店員となり、拮据勲勵只管店務に専心す、某其の器を認め後拔擢して店務を總理せしむ、明治五年店員を辭して獨立の仲買業を翹め、翌六年平戸度島に沈没せる外國船を購入し沈没船體解撤の作業に従事す、蓋本邦海事工業の嚆矢なるべし。

明治十年西南役起るや、政府は兵站部を長崎に置き、黒田清隆を以て其の長官とす、雄造人を介して軍用品調達を請ひ、納入正確機敏濟輩を抜く、清隆之を奇とし益々重用す、雄造乃ち大倉組代表者福島某に諮りて資金の供給を得、更に活躍するを得たり。

官軍進んで薩兵を山間の隘路に壓迫するに及び、糧食の供給意の如くならず、戰線の兵士大に困憊す、清隆策を幕僚に求むれども適良なる考案なし、終に之を御用商に謀る、時に在長崎英商某、嘗て

多量のビスコイトを輸入せしが、販路開けず空しく倉庫に死蔵して其の處置に苦しみ、雄藏獨之を知る、乃ち清隆に奨む、清隆大に喜ぶ、雄造亦一時にして數千金を攫得せり、賊軍類に敗れて鹿兒島に退くに及び兵站部同地に移り、御用商人亦舉つて同地に到る、而して雄造獨長崎に止れり、後賊軍鹿兒島を奪還するに及び、商人等其の厄に逢はざるはなし雄造常に曰く「人は他く迄求むる勿れ、利は七分に止め三分は之を他に與へよ、取引華客には必ず相當の利潤を得しむるを以て念とせよ之萬全の策なり」と、亂平ぐの後大に見る所あり、洋鐵並に船舶用品の販賣業を開始し、以て海運業及び工業の勃興發達に資せしが、其の後見は着々として的中し、業務次第に繁榮せり。

明治二十一年佛國汽船スローエン號（四本橋にて長さ八十間同船は清國に於て敷設すべき鐵道材料を運載す）五島黃島に沈没す、雄造之を購入し解撤引揚に従事し數十萬金の利益を得たり、同二十六年英國汽船ベラス號を購入して瓊港丸と名づけ、大阪、長崎、鹿兒島間の航路を開き巨利を占めたり。

明治二十五年長崎縣會議員に、尋いて長崎商業會議所議員、長崎市會議員、長崎貿易商組合委員に、同三十六年衆議院議員に擧げられしが、翌三十七年貴族院多額納税議員に當選す、日露戰役戦まるに及び功勞に依り勳四等に叙せらる。

家業既に定り復後顧の憂なきに至り、業務を擧げて嗣子辰二郎に譲り、餘力を公共に注げり、是より先き政府が、全國市街宅地々價修正を企て明治三十一二年の交、吏員を長崎に派遣するに當り、港灣改良、米西戰爭及び北清事件の好影響は、長崎を化して般賑熱沛の地域たらしめたるに眩惑せる吏員は、從來長崎市街宅地租六萬餘圓なりしものを貳拾四萬圓に引上げ、政府之を採擇して且に議會に

附せんとせり、然るに日露戰後長崎は商況日に非にして未曾有の不賑に達し、政府指定の重課に堪へ得べくもあらざるなり。雄造乃ち宅地々價修正期成同盟會を組織し、爾來東奔西走老驅を提げて日夜當局と接渉し、病を獲るに至りしも屈せず、遂に政府をして八萬餘圓に引下げしむるに至れり。

明治四十三年植林費として長崎市に金壹萬圓を寄附せり、樹齡三十ヶ年に達せば輪伐して市費に充つること、土砂を扞止して港灣の壅塞を拒くこと、市内富豪を誘發して公共的寄附を旺んらしむること等は、其の理由なりけり、同四十四年任滿ちて貴族院議員を退き、之より後全く俗塵を絶ち悠々自適専ら攝養を努めたりしが、大正五年八月病を得九月二十五日遂に歿す、年六十九。

雄造人となり、敏捷、活達大局に通じ、能く人を見る、常に曰く「使用人は我が手足と思ふべし、苦樂は之を與にし、利潤は適度に分配せよ」と、以是店員に不正の徒なく勤績三十年に亘るものも亦砂からず、又友誼に厚く好んで他人の爲めに斡旋慇懃甚だ努む、然れども自ら奉ずること甚だ薄く平常用ふる處、帽子は二三圓を超へず、家族の贈る處高價品の如き快く之を受くれ共悉く篋底に收めて用ひず、友人の空證文の如き數萬圓に達し寄附惠與の額亦尠からざりき、居常自用は親ら辨して曾て他を煩はさず、旅館に於て手を鳴らしたることなかりしと云ふ。歿する後遺書あり長崎市交通機關改良の志あるを記す、嗣子辰二郎乃ち金三萬圓を長崎市に獻納し以て其の遺志を繼げり。（納富甚吉）

心益慈善

公益慈善

園山善爾 (長崎)

園山善爾名は信庸、獨真居士と稱す、和泉の人、家世々農を業とす、善爾穉穉を執るを好まず、轉じて商人と爲り、寛永七年歳十七にして長崎に來り、唐貿易に従事し、一時に大利を獲たり、慶安四年家族を携へて長崎に移住し、家運益々榮に、天和年間穀登らず、餓孚途に充つるに當り、自ら粥を炊きて日日窮民を賑はすもの數千、遠近其の徳を頌す、故を以て長者の名崎陽に噴々たり、又深く佛法に歸依し、曾て龍藏經九千四百九十五卷を光永寺に納む、元祿三年私財を投じ伊勢町に阿彌陀橋(石橋)を架設し以て交通に便す、同四年家を其の子信讚に譲り、退隱して老後を樂しむ、元祿七年七月十日永眠す行年八十有一。(碑銘、増訂幕府時代の長崎)

慈 岳 (支那) 外國人の項參照

曇 瑞 (支那) 外國人の項參照

土橋多助 (北高來郡)

多助は、朝鮮國李舜臣の後裔にして、世々諫早領長田村に住す、父を儀兵衛と云ふ、安永五年八月

長田村に生れ、慶應元年五月森山村に歿す、資性温厚篤實にして、獨立自營を以て己の任となし、醫業を以て職とし、勤儉、力行、蓄財に心を寄せ、窮患を救ひ、貧困に施し、或は私財を投じて交通灌漑の便を開き、或は永代に學田を寄贈して子弟の學費に資し、以て救世済民の犠牲者となりたる、其の心の潔き、其の行の麗しき又其の徳澤の洽くして人の模範となすに足り、世道人心に裨益する實に偉大なりとす、今其の行爲の概梗を左に列記せん。

一、修學

幼少にして父母を失ひ、祖母の鞠育する處となる、家貧にして修學の途なく、多良嶽金泉寺住職に就き讀書習字を學ぶ。

安永二年、十五歳の時、佐賀に出て、諫早氏下屋敷に傭者となり、仕ること二年、志を立て十七歳にして長崎に出て、醫師吉松道碩の門に入る、時に知人姻戚の依るべきなく、學費を給する者なし、即ち自ら婢僕の代理となりて、洒掃炊事等の勞役に當りて終日勞働し、深更に至り始めて書を繕き、醫學を研究するを常とせり、されば菲薄自ら奉し、刻苦精勵すること茲に十六年、學業大に進み得る所大なり仍りて業卒へ郷里に歸る時に文化五年にして多助三十二歳なり。

二、開業

既に業成りて郷里に歸り、地理を按して森山村に移り此處に開業せり、是森山村が、鳥原街道に當れるを以てなり、之より後患者雲集して治療を乞ふもの市をなすに至れり。

然るに多助の業を森山に開くや僅少の蓄財を以て資金とせしかば、醫藥支えず、即ち十數里の遠き

を厭はず、隔日自ら長崎に出て、醫藥を購入し、歸りて患者を往診するを常とせり、其の診療の親切にして、且僻遠を意とせざるとは、深く世人の信頼を買ひ、名聲次第に近郷に響くに至れり、多助人と爲り慈善を好む、されば貧民にして治療を乞ふ者あれば、進て施藥を爲すのみならず、自ら施米袋を携へ往きて米なき者に對しては之を施與せり、人皆其の特行を感ぜざるはなし。

三、謝恩

かくて多助は、勤勉努力怠らず、漸次に富裕に赴けり時に長兄眞作は尙長田村にあり落魄甚しかりければ、多助痛く之れを憂ひ家宅を森山村田尻に營み之れに引移らしめたり、同時に森山村の高所に祖先の墓石を修め大に法會を行ひ、長田村墓所には祭祀料田を附して、各寺院に永代供養を托せり其の反別等左の如し。

長田村に土橋家祖先の墓地祭祀料田地二反歩、天祐寺に田地七町五反歩、慶巖寺に田地三町一反歩、性空寺に田地一反歩、補陀林寺に田地四反歩。

右の外、森山村杉谷名には、貧困にして祖先の祭を爲し能はざる者の爲、墓地を設け毎年米三俵つゝを祭祀料として寄附せり、又毎歳數回必ず舊師吉松道碩を長崎に訪ひて安否を、贈るに節物を以てせり、後師家衰へ家道意の如くならざるを聽き、多額の金員を贈りて之を扶けたり、道碩の歿後はその碑石を我墓地に建て、其の命日には必ず酒饌を供へて追善を行へり。

多助常に質素を旨とし、美衣美食を望むは人の道にあらずとし、能く妻少を戒めて之を實行し、又

患家より贈苞あれば之を蓄へ置き、必要に應じて其の用に充て、苟も不經濟に物を費さず、微細の財も之れを蓄積せんことに努めたり、殊に一家共力各々其の分を守りて勉勵しければ、隣保の間、次第に風化せらるるに至れり。

四、公益

天保年間金三百兩を領主に献金す、當時諫早南目街道諫早村より、小野村へ(約一里)通する道路險惡、通行困難なるを憂ひ、安政年間領主に請ふて之を改修す、又小野村、長田村、諫早町、諫早村、森山村等に架設せる橋梁不完全にして交通困難なるを憂ひ、安政三年領主に請ふて、堅牢なる石橋を架設し交通の便を開きたり。

時に北高來郡南高來郡の兩郡境界の河川は、疏水極めて悪しく、毎年河水氾濫堤防を破壊し、附近の田畑一面、荒地に化するを嘆き、兩藩主の許可を請ひ、之を開浚して水害を免からしめ、同時に此等の河川に石橋を架設す、又森山村の地、灌漑の便に乏しく、毎年旱害を被むること深きを遺憾とし、文久三年、同村字慶師野及び釜の原に三ヶ所の溜池(凡そ一千坪)を築造し、附近の田地數十町歩は、全く旱害を免るゝに至れり、嘉永三年、害蟲驅除の資として田地三反歩を、窮民救助の資として六反三畝歩を森山村に寄附し、其の收穫米前者一石二斗を以て毎年驅除費、後者收穫米三石は毎年救助費に充て、永遠に傳ふることせり、現に該地所は、大字森山の共有地として、村長之を管理し居れり。多助又心を後進の指導啓培に注ぎ、嘉永三年三月、子弟教育の資として諫早學館に田地十町六反五畝歩、加地子四十石六斗を献納せり。

明治の初年、學館廢せられ、一時諫早家に屬せしも、小學校の創立と同時に、同家より改めて諫早小學校に寄附せり、現在の反別は、田九町五反八畝二十四歩、畑七反八畝十七歩にして、之より生ずる小作米、三十九石六斗七升五合は、現に諫早高等小學校の經費に充當せり。

多助一代の事蹟は、概略上述の如し、而して其餘徳の世道人心に薰化を與へ、文化風教の上に好果を齎せるは覆ふへからざる事實なりとす、茲に於て此の遺徳を慕はんが爲、諫早高等小學校内に於て、福田渭水と共に毎年春秋二季の祭典を行ひ、大正三年十月二十七日には、五十年祭を執行して大に其の徳を頌せり。

五、褒賞

されば領主は其の特行を奇特とし、屢賞賜あり、左にその二三を掲ぐ。

1. 天保年間火災に罹り、全家焼失の際、領主より特に建築の材を賜はる。
2. 嘉永年間、領主より多助夫婦に、各一人扶持を給せらる。
3. 安政三年四月、領主より左の御沙汰書を賜はる。

土 橋 多 助

其方儀、御家中御取立爲補、田地四丁餘、作徳米の内三十石六斗、永代學館へ献米、又又橋再建方其他、爲諸人奇特の志を盡し、別て殊勝の至、被思召、依之今般居屋敷並畑地山林東て、五反三畝十四歩九厘五勺の處、永々御用除地被仰付候。

辰四月

附記 學田寄附の事項中に記したる反別石數と、御沙汰書の反別石數と、相違の理由は明瞭ならず。

4. 安政七年、領主その特に徳行を賞し、貞惠の號を賜ひ、且碑石を建て之を表彰せらる。左に北高來郡諫早高等小學校内に建設せる碑文を掲ぐ、

貞也者何曰精定不動外内用情惠也者何曰柔質慈愍分人以財凡精定不動者或過乎剛必也折乎柔質慈愍者或流乎弱必也撓乎折且撓者吾不觀其所能也夫貞者物之所以成終始所謂貞固足以幹事而德慧術知恒存疾疾若夫孤臣孽子貧困窮蹙無所告愬忍性省愆呼號哀痛然後神通人感心融意會而又柔質慈愍柔而不弱質而不野慈而不流愍而不憂以保其身所謂不火而熱不水而寒柔亦不茹剛亦不吐如資融之納地於漢而不畜如趙抃之納地於宋而不吝貞惠合而不折且撓者必也士橋翁乎請號之曰貞惠謀諸樹人廣衆萬口一諾遂達諸公公曰俞哉宜生祀建碑以對其德翁姓李士橋爲氏通稱太助老後薙髮號知足庵蓋朝鮮李舜臣之遺裔云幼喪父母單子孤立遂投身於瓊浦之醫師古松子左右扶持不離寢席應對伺候拂拭炊爨親代奴婢之勞納約自屬如是者久歷年所且一錢不妄費一衣不敢襲能堪寒熱以葆其真遂進乎技既收診脈之餘資得金若干辭師歸鄉卜居諫江之南森山村杉谷里娶妻生二女長女幼聰穎時川度頗乏能代翁屢獻金翁亦教之有義方曾失火救火者驚愕失惜女急收簿書處置甚宜翁後來服其膽略不幸天翁乃以其燒殘米粟願其比隣公嘉之賜改築之屋材數十枚翁固辭唯受其棟材一以戴恩榮之辱云一女適佐藤某翁躬耕貨殖乃計然之術也拮据收拾數十年間富擬程卓田園半平一方翁天資明果音吐爽朗膽恤置之撫養惇獨修補橋梁開闢道塗水旱疾疫必救藥之吉松子後家稍衰翁親往贈三十金前此公屢喜其殊績九辟

不起年既七十餘矣輒就下執事敢請改架郭東之梁以石敢請改架郭南及防中之梁以石又就天祐寺曰敢請給香花之資以粟五十苞又就慶嚴寺曰番衛之料請給以粟五十苞又就性空寺曰頭陀之費給以粟五苞皆永世無年限時有葭葦之親原孔宰者請問從容說之曰翁之志美矣盛矣莫以加也孰與給之學校長育生徒扶持文武以爲邦家無舜之功彼空寂之說化度之言皆冥々中之事耳翁以爲如何翁於是乎黎然而中幡然而改曰噫微君之言吾其課矣即以孔宰爲紹介編簿書一通田數凡若干畝農夫之勞費凡若干水旱之積欠凡若干且洪水地震俟事之備凡若干括全粟百苞敢因下執事請乎學校曰敢竊獻學校桂玉之費於厨下會議曰善哉乃達之公公曰俞哉翁之志敢不受也實嘉永三年庚戌六月也既而請學校曰草莽臣宅密邇島原往來如織乞焉番衛之徒每接門戶恐有盜竊侵陵之畏敢請令臣所居命爲學校獻粟之所必用權威則幸鎮物情長無妻害會議可之并免其賦且雕琢巨石命本多煥鐫刻其殊績以建乎里閭永族標乎後世翁偉行發越如是號曰貞惠不亦宜乎宜受錄秩永陞士藉以及孫子全榮寵而固辭不居不亦希世之人乎此可以銘耳銘曰

於戲貞固乃有濟 申之以惠可以頌
其人遠可求千古 輓近若有吾厥尋
諫江之南杉谷里 家面雲仙嵐翠深
八十有餘甚嬰鑠 夫妻善誼和瑟琴
疾疾之餘來德慧 憂患安樂同一心
知此真境唯此翁 吐故納新病不侵

公餘雜著

容身實際不少動	靈府何關千萬金
積而能散如撒階	陶朱公外其誰在
彼散鄉黨知己耳	翁乃汎濫文章海
材之難得患無財	古來賢哲懷怨悔
翁能施惠庠舍富	生員鼓腹飽醞醞
毓材造士施實用	身毒阿育不足觀
八萬建塔亦何益	濟民仁壽我心安
小惠私恩不遑錄	維此碑面有誰彈
若曰不然吾即微	南山之紀不殘

安政七年 邑學教授本多煥敬撰并書

石工 正

藏

(北高來郡報告書)

原田元右工門 (壹鯨郡)

原田元右工門は、文化二年七月壹岐勝本に生る、家もと荷受問屋を業とせしが、天保十一年三十六歳にして始めて捕鯨業を營ひ、資性豪放不羈往々常規を脱するの行爲なきにあらすと雖も、任俠郷を愛し、寡欲貧弱を憐む、而して勝本區有財産保有に關する事蹟は、その最大なる功績として傳ふべきものなり。

文化年間勝本浦は、藩主松浦公より地高凡百石の土地を附與せられ、浦民は共有財産として之れを保有し、之を請地と稱せり、然るに當時捕鯨業非常に好況にして、浦民の生計豊饒、何等不自由を感ぜざりしと、請地の管理煩雜にして賦課の重きとに依り、再三懇願し漸くにして土地を返上し、以て一大繁累を脱したりとなせり、然るに天保年間に至り、捕鯨業次第に衰微し、加ふるに饑饉を以てせしかば、浦民は曩の土地を保有せざりしを悔ゆと雖も、時既に遅く、當時其の土地は、近郷家士の私有となり、浦民の再下附を談するものあれば、忽ち之を拒絶し威嚇したりしを以て、今は公然之を唱ふるものなく徒らに家士の私懐を利用のみなりき、此の時に際し、元右工門深く之を慨し、挺身郷に報するの決心を以て、公然勝本浦請地再下附請願を開始せり、是を見たる近郷家士は、互に連盟して脅迫し來り、若し其の志を翻さざるに於ては、災の及ぶ所計るべからざることを聲言して百方妨害を試みたるも、元右工門更に屈せず、深く四圍の事情を察して、當地に事の成し難きを見るや、直ちに平戸に赴き、勝本浦請地再下附願を提出せり、されど藩公は、返納當時の事情を説きて容易に許可せず、於是元右工門は事體の容易に成功し難きを看取し、巨額の私財を投じ藩主に接近するを得て、審に民情を縷陳して老公の同情を喚起し、漸く前請地の半額即ち地高五十石を勝本浦に下付せらるゝに至れり。

かくて漸く浦有となりし請地は、其の後浦負債の擔保物として質商某の許に入質となり、期限切迫して質商の私有に歸せんとせり、元右工門深く之を憂へ、恰も當年捕鯨業を創め巨大なる背美鯨を獲

たるを幸とし、納屋方之異議を排して、之を浦中に施與し、其の賣上代金を以て、浦負債を償却せしめ、以て再度の危急を救ひたり、現に勝本區有財産として、學校基本財産となれるもの即ち是なり、郷民今に至つて其の徳を稱へて止まざるもの故ありと云ふべし。

天保年間壹岐地方凶作登らず貧民窮甚だし、元右工門之を見るに忍びず私財を以て、唐津地方より數多の米麥を購入し、原價より二割を減じて貧民に分ち、又毎年六晦日の夜には、潜に貧家の門を覗いて米囊を投與するを例とせり、又勝本浦に蛤の産出なきを遺憾とし、内地より稚貝一隻分を輸入して勝本港口中洲加濱に放養し、以て其の繁殖を計り、或は港灣の年々埋没して碇繫次第に困難となるを憂慮し固く港灣に塵芥を投棄するを禁じ、若し之を背くものあるときは嚴重に戒飭してその愚昧を諭せり、晩年に至り港灣の浚渫を企畫せしも天壽を借さず事業緒に就くに至らずして歿す、時に明治二年九月にして年六十五歳なり。

以上の他公益慈善の爲に盡せし事多しと云ふ、其の座右の銘として愛誦せし句に、「金錢以不資人倫以爲寶」の句あり以て其の人と爲りを察知するに足る。(壹岐郡報告書)

本多正道 (南高來郡)

本多正道は通稱權右衛門正道はその諱、南高來郡伊福村の人なり、家代々該村庄屋たり、人ととなり忠實勤勉、年十六にして父を喪ひ母に事へて至孝なり、藩侯米若干を賜ふて之を嘉賞す、其の妻出田氏も亦貞淑の譽高かりき、正道は村の治者として緩嚴其宜しきを得、常に村民を諭して過惡に陥らざ

らしめず、兼ねて不慮の難に備へしむ、然れども苟も其の法を犯す者あるときは少しも假借する所なし、故に累代の餘威とその誠實とは遂に村民を化して慈父の恩威あるに至れり。

伊福村は古來地位高く租額従つて重きを以て村民の窮乏甚だし、田畑多くは他村富豪の所有に歸したり、正道常に之を憂ひ、村民を督勵して夜業の終りに更に草鞋を作らしめ、或は收穫時期に際し貧富に應じて米粟若干づゝを出さしめ、或は各戸一日十二銅を出さしめて之を貯蓄し、以て救済の資に宛て回復の方法を講ずれども尙其の窮を救ふに效なし、是に於て止むを得ず數年間地租の免稅を乞はんと決心し自ら藩廳に訴願す、然れども他に其の例なきを以て官容易に之を許さず、加ふるに諸願費嵩みて曩年蓄積せる村民救済資金は全部之を消糜するの止むなきに至り奔走憂慮の極病を得て、褥中に呻吟すること久し、常に歎じて曰く死は天命なり敢て惜むに足らずと雖も、村民生活の窮を救ふ能はざるは余の一大恨事なりと。

文久二年藩侯領内を巡視し四月十九日隣村西郷村庄屋に到る、一有司ありて正道の疾病危篤に瀕せることを上申す、藩侯之を憫み正道が永年の勤勞を賞し三年間上田五町歩を免稅する旨を仰せ出されたり、依りて藩士川村要左衛門代官寺島銀左衛門の兩名使者として直に正道の病床に臨み、藩主の旨を傳ふ、時に正道の病勢既に重く口舌自由ならず、然れども藩主示達文を見て感涙に咽びながら瘦手を延べて合掌し即夜遂に瞑目す、時に文久二年四月二十三日なり年正に四十四、伊福村横田名墓地に葬る、里民慟哭父母を喪ふが如し、嗣子良藏年僅に九歳にして職を承け、三倉村庄屋出田永吾後見役となり正道の遺旨を完からしめん爲め、免稅五町歩の租米を以て將に他村富豪の右に歸せんとする田畑を購

ひ、其の得る所の田畑は悉く村民の共有財産として増殖するの法を設けたり、藩侯は正道の遺徳と其の成績の顯著なるに感じ、更に免租二年を増す、茲に於て村民は累年の窮乏を脱したるのみならず、村風勤儉淳朴民富次第に増殖し、今日に於ても他村に見る如き甚しき貧富の懸隔なく、一村擧りて和氣霽々の中に活動するを見るに至れり、正道至誠の致す所と云ふべし。

伊福村八幡神社境内にその碑あり左に之を掲ぐ、

本多正道大人碑

大人曩祖權右衛門諱某、南高來郡杉谷村人、家世爲乙名、元祿三年擢爲伊福村長、八世孫權右衛門諱正員元配湯江村菅原氏生二男二女而歿、繼配大野村出田氏生三男一女、長次男早世、長女爲藩醫岡部泰庵妻、次女在家後歿、三男即大人、嗣家爲村長、四男權之進分居五男榮安爲加津佐村醫林田周禎所養、三女爲同村長菅原市右衛門妻、大人通稱權右衛門諱正道本多氏、爲人忠實儉勤、年十六喪父事母孝、藩侯賜米俵以嘉賞焉、娶大野村出田氏、氏亦貞淑、又有米俵賜榮何加之、大人無子弟、權之進生一女二男早死、大人養三孤爲子、其寡婦醜人女、爲予前妻、男女曰良藏爲嗣次廣次分居、後本宗微僅在祀而已、大人馭民緩嚴得宜、常諭村民、使忠孝儉勤以備不虞、苟犯其法者、不取假借、是以村民仰大人猶父、大人亦視民猶子、抑伊福小村而地位高、租額重村民困窮迫、田園多爲他村富豪所兼、大人常憂之、講救濟策不一而足、先佈村民夜業外造草鞋販之口蓄金、而以無其販路不得長持之、又繼之一戶一日出十二銅、亦不久又繼之、因貧富月出米穀若干亦不久而止、於是請藩廳減地租者數年、藩廳慮他成傍例、容易不許之、曩以村民之所蓄金充其請願費、又

擔保私有地借金以補其不足、不撓不屈敢不止、後遂罹病、適藩侯巡視治下、舍於西郷、有司聞大人疾病聞之、藩侯、候憫之命有司免田五町步之地租限五年、其令至時大人病大漸口不能言目不能見文只首肯耳、嗟呼惜哉即夜溢焉死矣、實文久二年四月廿三日也享年四十四、葬村之先塋、嗣子良藏時齡九歲、承後爲村長、三會村長出田永吾後見之、乙名小田定衛、宮崎三次兵衛、組頭宗塚孫助、前田利左衛等十二人繼大人志、年々販免租米以購他村人所并之地、或積金以爲共有財產、免租期滿而後見出田永吾又請藩廳延期、得五年、後無礙世局一變、萬機維新、於是廢村長嗣子、從此家道不裕、先是嗣子娶杉谷村宮崎氏生一女一男、女爲島原村陶山萬吉妻稱正孝、未亡人出田氏寡居三十七年死、廣次承其祀、實治三十年二月也、是時世運愈進民費愈多、若人頭稅若協議費若檢地費若教育費若神社費悉以共有金辦之、又若大人夫婦葬祭費若嗣子結婚費若未亡人生活費亦以辦之、今全所蓄金五百八十六圓、田三町二畝餘、畑二町一反七畝餘、永爲一村基本財產而村民漸殷富、今茲明治三十一年十月村長大原久滿、村會議員前田利左衛、本田藤之衛、林田藤藏、平山政藏、小峰利平治、宮島末松、長田棟吉、宗塚敬藏、組頭前田金三郎、川崎幾太郎、下田密次郎、與村民相謀、永與存祀者年々以來一俵、又欲建碑傳其德於不朽、而徵文於予、予與大人爲通家、不得以不文辭、乃按其系譜、叙事概如此、嗚呼大人當一村窮乏之時、勞心於救濟儉勤長願、藩侯爲允之、竟能令一村至今日之殷富者、其志豈不遠且大哉、而民亦繼大人遺志、儉勤能保共有產、傳之永遠令子孫報大人之德者、其情豈不深且厚哉、皆足以爲千載龜鑑矣、銘曰

勞心救濟 死達志望 民非一世

春秋祀祭 民捧稻梁 千載之下
 長頼厥慶 八幡神社々掌進藤新謹撰
 名聲維香

田島倉治 (北高來郡)

(島原人物誌)

田島倉治は、天保十二年正月二十二日北高來郡古賀村に生る、幼にして父を喪ひ、専ら母の一手によりて養育せらる、資性聰明にして學ばざるに能く事理を解す、安政三年正月、古賀村字木場名年寄役を繼ぐ、時に年十五歳なり、同五年木場、中里兩名大村藩の所領となるや、尙年寄役を勤續し以て明治四年に至る、同年廢藩置縣の結果、古賀村は長崎縣直轄地となるや、肝煎役を命ぜらる、同八年地租改正主宰を命ぜられ、尋て木場名總代に選ばれる、同十二年九月古賀村戸長を命ぜられ、同十五年六月依願退職す、爾來村會議員に擧げられ、忠直以て事を劃策せしが、同二十五年十二月病を以て歿す、行年五十一歳。

倉治爲人醇厚素朴、其の纏ふ處は常に質素なる綿布にして、一般普通の田夫と何等異なる處なし、又頗る慈善を好み、貧窮にして飢渴に惱める者を救恤するを以て快事となす、又常に教育事業の發達に留意し、人才の養成と世道人心の啓培とに其の全力を傾注せり。

在世中、小學校の創立に、教育事業の普及に、校舎の改築に、學校基本金の蓄積に、萬年社の創立に、福瑞寺本堂の再建費の蓄積に、道路の改修等公共事業に率先盡力す、嘗て古賀村に消防組の必要

を唱へ、遂に古賀村消防組を組織せしも、一旦變災の場合に於て其の效力の不足を感じ、明治十三年、更に私財を投じて田島消防組を組織し、自ら統率して變災の救急には路の遠近と村の内外とを問はずして盡力したり、又其の組員中に互助の方法を設けて、社會教化の幫助に勉む、其の他殖産興業に志篤く、夙に一坪農法の試作を實施し、農事の改良を計り、或は植林事業の發達に、苗木の仕立法の研究に、力を盡し、各種の施設悉く效を奏す、殊に陰に陽に貧民を救恤し、老者を慰撫せしこと少からず、故を以て衆人其の徳に敬服し、仰慕措かず、偶々氏の訃音村内に傳はるや、老若男女慟哭して止まざりき。(北高來郡報告書)

大串五左衛門 (西彼杵郡)

大串五左衛門は、西彼杵郡而高村士族にして、弘化二年八月に生れ明治卅九年十二月二日病死す、慶應元年三月舊大村藩主の命に依り、郷村記編纂方筆者を勤め、明治元年三月道中方見習役を勤む、道中方は、藩主江戸參勤の道中宿泊に關する一切の事件及び旅行中費用支拂等の事を掌るものなりといふ、同年六月奥羽御征討に付、兵糧方、器機方、道中方兼務を命ぜられたるも、病中勞役に堪へずとて其の役儀を免せられん事を請ふて許さる、八月藩主の命により、長崎商會御川掛勤務となり、五年四月長崎縣より而高村副里正兼戸長申付らる、又第六十三大區書記申付られたるも、病氣に付辭職す、十一年十二月公選に依り、而高村北部戸長二十二年十月浦役人兼務申付らる、十四年十一月戸長兼學務委員に公選せらる、十四年十二月西彼杵郡役所建築費として金一圓を寄附し木盃壹個賞賜せられ、

十五年十月瀬戸分署新築費の内へ金員を寄附し賞状を賜はる、同十六年十一月准六等官、二十八年十一月准五等官、二十九年十月准判任官八等に、同廿年十一月准判任官七等に任ぜらる、廿一年十二月本縣知事より職務勉勵の賞として金圓を、廿二年一月又土地整理勉勵の賞として本縣知事より金圓及び名譽土地検査の證を下賜せらる、三月町村制實施五年以上奉職に付、現月俸三ヶ月分下賜せらる、五月面高村村長に選舉せらる、廿三年十月、居村衛生費の内へ生石灰三十五俵を寄附し、又廿六年四月、火災に罹りたる郡内窮民の救助として金員を施與し、各賞状を受く、五月村長に再選せらる、六月所得税調査委員補缺員に公選せらる、廿七年十月海軍々資金の内へ献金し、廿九年一月十日藍綬褒章を下賜せらる。

日本帝國褒章之記

長崎縣西彼杵郡面高村村長

大串五左衛門

資性誠實、一郷屬望する所と爲り、夙に副戸長、戸長職を奉し、町村制實施の際村長に擧られ、任滿るも再び膺選し、能く制度の主旨を體認し、専ら自治の發達を圖り、村政を整理し、民心を調和し、道路を修め、橋梁を架し、堤塘を築き、田圃を拓き、學校を設け、惡疫を防ぎ、村有財産を蓄積増殖する等、多年公同の事務に勤勉し、其の勞效顯著なりとす、仍て明治十四年十二月七日

勅定の藍綬褒章を賜ひ其の善行を表彰す

明治二十八年十二月廿六日

今表彰文中の主要なるものを左に詳記す。

一、基本財産蓄積維持

本村は元面高、天久保、黒口、太田和の四ヶ村なりしが、廢藩置縣の際四ヶ村合併して面高村と名づけたり、故に共有金の如きも今尙四郷に區分せり、然るに明治九年地租改正に際し元里正兼戸長藤田氏、一般人民の請願する所あり、不得止一時共有金を以て該地租改正費に立換をなせり、故に其の有金は皆無の姿となれり、明治十一年戸長の任を奉ずるや、痛く之を嘆じ、一般人民を集め、共有金蓄積の急務なる事を懇々説示するも、村民は種々の苦情を唱へ、其の口實として民費多端なるを以て、共有金を増殖するが如きは、到底望むべからざる事を以てするも、不撓不屈彼れに説き之に諭し、終に其目的を達し、漸く五百圓餘の積立を成す事を得たり、爾來愈之れが増殖の方法を設け、不動産抵當を書入れたる證書を取りて村民に貸與し、以て利殖を圖るの策、明治十九年地押の際に至り、尙又該金を以て地押費に充て、各戸の賦課を免かれんとの説一時沸騰せり、然れども斷然前説を主張し、漸く鎮定維持するを得たり、明治廿二年町村制實施の際に至り豈圖らんや、右金員は各自分配せんとの説起り、殆ど竹槍蓆旗の勢ひに押移りたるも、之を分配するときは、自治精神に悖る而已ならず、愈村税の負擔重きを覺ゆるに至り、終に一村維持に苦むの極點に達せん事を苦慮し、茲に意を決して、數回人民を集め、自治精神的の談話を爲し、或は各郷へ再三出張して、彼に説き此に諭し、數月を経て、漸く維持する事に協議一決を遂げたり。

明治十一年以來、在職中維持蓄積したる金額を掲ぐれば總計實に三千七百圓に達す。

一、道路橋梁之事

村内道路極めて險阻にして行通の便を缺き、貨物運輸の利を失するもの尠ならず、抑而高村は、郡の北端にして東は内海瀬川村に接し、南外海七ツ釜村に連り、西北は海に濱せり、而して村内一の良港を有し、常に船舶の出入多く、隨て人畜往來頗る盛なり、依て就職以來道路の改修に着手せんと欲し、夙夜憂慮すと雖も、奈如にせん、民費多端の折柄、一時村民の負擔に苦まん事を慮り、村内有志者の間を懇懇してその工費を募集し、毎年の二期（農閑を卜し）之が改修を行ひ、道の狹隘なる部分を廣め、高低を均し、熱心盡力する事、茲に廿有餘年の久しきに及べり、故に今や貨物運輸の自由を得、大に行通の便を與へたる個所尠からず、字本郷より、瀬川村字寄船に通ずる里道の中央に横たはりたる川あり、之を加會川といふ、從來該川は飛石を以て通路となせり、故に一朝雨天に際しては、洪水の爲めに通行の便全く閉塞し不便云ふべからざるを以て、橋梁の架設に着手せんと欲し、明治十八年有志者の間を懇懇し、工費を募集し、板橋を架設し、大に通行の便を與へたり、其の募集したる工費二十五圓十錢五厘なり。

一、勸業

明治五年四月、而高村副里正兼副戸長を奉職するや、殖産、興業上に意を注ぎ、陸にありては選種法、肥料栽培法、農具の改良、其の他農事上適切なる研究をなし、試作地を設け、自ら之を實地に應用し、其の成績の著しきものは、直ちに之を一般に施行せしめ、漸次改良を謀り、又海に在りては、

漁業者の發奮を獎勵し、大に熱心盡力すること、茲に廿有餘年の久しきに及べり、之より收入次第に増加し、一般の收穫以前に比較するときは、海産は四割、陸産二割の増收を見るに至る、而して居村字新田なる堤防は、一面は潮水の浸入を防ぎ、一面は田地拵續し、六町五反歩ありしが、右堤防の井堰、去る明治廿三年洪水に際し破壊し、爲めに満潮のときは、潮水田地を浸し、稻作物の被害見るに忍びざるの狀あり、依て之れが改築に着手せんと欲し、關係有志者を集め、起工の急務なる旨を演じ、直に工費募集に着手し、日ならずして落成を遂げ、大に稻作の便を得せしめたり、其の工費は二百八十八圓なり、且村内數多の溜池の樋管、溝渠の水計を變更改良し、將た溝渠の浚深をなし、大に一般に便宜を與へたるもの尠からず、將又支障なき土地は、變換開墾を獎勵し、山林原野より田畑に開墾したる反別六町一反九畝廿三步、地種、地目の變換をなしたるもの、十一町八反十三歩に及べり。

一、民情調和の事

本村は、廢藩置縣前は、前述の如く四ヶ村に分割し居りたる村柄なるを以て、合併後は採藻場區畫の件につき、爭論絶えたることなく、時に因りては腕力に訴へ出づる事あり、或は巨額の費用を消費し、爭願を試みる等、大に村民の不幸に陥らんとするの狀ありしも、就職以來、種々の講和策を以て、漸く去る明治二十六年に至り調和をなさしめたり。

一、教育の事

學校は、從來本郷、天久保、太田和の三郷に在りしが、明治十四年の頃暴風に會し、何れも家屋轉倒せり、依りて之が新築をなさんとするも、村民の負擔重きを感じ、又一村に三校を置くの必要を

認め、之を二校に改め、本郷と黒口郷の中央なる天久保郷へ、一校は太田和郷へ設置せんことを、一般に協議せしに、本郷の人民大に異議を唱へたるも、不撓不屈、説諭を加へ、終に其の議纏るを得たり、而して之に要する費用は、民費多端の折柄なれば、貧民の負擔に堪へざるを慮り、有志者を徳通、寄附募集に着手し、各郷へ出張して、奔走盡力、漸く工費の格を得たり、依て直ちに起工に着手し、落成を告げ、完全なる校舎を得たり、其の工費は一千五十圓餘なり。

本村は、僻陬の地にして、教育の程度低きを以て、之が普及を謀らんと就職以來夙夜憂慮、終に二十五年新學令施行の曉に於て、一面は就學督責を厳行し、一面は自ら各郷へ出張して、兒童の父兄につき、親しく教育上の必要を説き示し、又は學校を巡視して生徒の勤學、行狀、優等のものには、賞品を與へ、大に改良進歩の緒に就きしを見る、二十九年六月、高等小學校を新築す、工費一千三百圓なり。

一、衛生

明治二十三年、虎列拉病、發生して續々蔓延し、病勢猖獗一時頗る慘狀を極めたり、茲に至り豫防事務所を設け、村長以下晝夜詰切り、自ら豫防消毒に従事し、凡一ヶ月餘にして全く撲滅することを得たり、其の惡疫流行の豫防に従事し、避病院を設置すること數回、又豫防費等に金員を寄附し、賞状を受くること數回なり。

一、軍隊の便宜を謀りたる事蹟

日清戰爭起るや、本村は第三鎮守府の咽喉に當りしを以て、海陸軍の屯營地となれり、依りて軍隊

の便宜を謀り、陸軍兵舎の造營に要する人夫の繰出し木材の供給、海軍砲壘、永久堡壘に要する地所調其の他萬般の事務を補佐し、或は自宅の一半を軍醫室に充て、兵員宿泊に要する家屋の選定方に力を盡し、或は人民を集め、軍隊待遇法を説示する等、軍隊に便宜を與ふること注意周到なりき、其の勞に依り、木杯一組を下賜せられたり。

一、神社に關する事蹟

居村々社竈門神社並村社熊野神社々殿は、建築以來數百年を経て所々破壊し、神社の尊嚴を保つ能はざるに至れるを以て、明治二十六年、氏子惣代を集め、之が改築の急務なることを説示し、氏子中の協議を遂げしめ、寄附を募り、完全なる社殿を設けることを得たり。(西彼杵郡報告書)

福田寅作 (東彼杵郡)

弘化三年十二月二十一日、松原村に生る、家世々大村藩士たり、人となり濃厚誠實、最も公共の義心に富む、明治維新に際し、藩主に從ひて上京、官軍先鋒として江戸に至り、續いて奥羽に轉戦す、歸郷後幾もなくして、福重村戸長に擧げられ、明治七年二月、松原村小頭に任じ、浦役兼務、同十一年同村戸長に撰ばれ、爾來明治二十九年迄十九年間其の職にあり、専ら自治の發達、村政整理、民情調和、道路改修、基本財産の蓄積等に銳意し、拮据多年、遂に同村をして、東彼杵郡に於ける模範村たらしむるに至れり、次に其の治績の大要を略記せん。

一、民風改善と租税完納

松原村は、大村町に接近すと雖も、古來無頼の徒蠅集し、治安の途普からず、惡風次第に里民に感染し、租税滞納の徒多く、郡内屈指の難村の稱あり、寅作小頭となるに及び、その肅清に腐心し、各部落に布告會を設け、定期の集會を開催して、村民の出席を促し、自ら交通、衛生、殖産、教育、風紀に關する事は勿論、村民相互協同事業に至るまで、説教導至らざるなし、村民等始は、雲煙過眼視せしもの、次第に寅作の至誠に刺撃せられ、民風漸く一變し、勤勉力行、家業に勵精するに至り、明治七年以降一人の租税滞納者なきに至れり。

二、村有財産蓄積

維新後、大村藩に屬せし各村は、その村有不動産を賣却して、現金を分配するもの多く、松原村亦其の一なりき、寅作小頭となるに及び、其の不可なるを説き、村有財産の維持を計るも、里民中、富めるは土地の收利が、金利に及ばざるを口實として、貧しきを誘ひ、貧しきは目前分配金を得んとし、反抗甚だし、寅作此の間に於て、毅然として屈せず、甲を諭し、乙を説き、遂に漸く賣却を防止し、爾來その小作物成を以て、歳入の一部とし、以て村税の賦課を輕減せり、此の如くにして、村財産たるもの田畑山林合計六十餘町に及び。

三、道路改修

松原村は、大村城下に接近すと雖も、その道路は風雨の浸蝕するに任せれば、高低、凹凸、幅員、廣狹一ならず、人馬の交通、貨物の運搬、梗塞して不便甚だし、而して村民は舊慣に泥み、敢て改修を言はず、寅作即ち利害を説き、漸く其の賛同を得、明治十八年工を起し道幅を擴め、勾配を均等に

し、車馬の通行を便にせり、經費約貳百五拾圓(内拾五圓寅作寄附)總べて村民の寄附に成る。

四、勸業

松原村に於ける、數多の貯水池より、田圃に通ずる樋管は、從來木製なりしを以て、腐朽相踵ぎ、改造、新設比年絶うるることなし、寅作即ち村民を説きて、石材に改めしむ、同時に堤塘を修め、溝渠を浚深し、排水を計り、荒蕪地を開墾せしめたり、明治二十三年より、同二十七年に至る五ヶ年間に於て、開墾、地目變換等六町に及び、又農事思想の普及、農法の改良を計り、農談會を組織し、定期に開會して農事百般に關する改良施設を計れり。

松原村には、古來鍛冶職を以て、業とするもの十四戸あり、主として農用鎌を製し、郡内は勿論、遠く佐賀、肥後等に販路を求めて、頗る好望なりしが、當時その製造家に資財あるものなく、殆んど廢絶に類せり、寅作戸長となるに及び、自ら資金を給し、その業を復興繼續せしめたり。

五、事務簡捷

寅作は、戸長に擧げられし時より、専ら役場費の節減を計り、自ら名譽戸長として、助役を兼ね、明治七年より同二十七年に至る迄、自宅の一部を以て役場に充て、器具什器等は、自己所有品を以て代用し、夙に起きて村務に服し、日没に至るも尙着袴を脱せず、勵精恪勤一日の如し、此の他普通教育の普及を計りて、小學校を新設し、或は基本財産の蓄積、或は寺院の改築等知らざるなく村治大に擧り、民富次第に加はり、村民寅作を目指す一に家父の如し、明治二十八年十二月、官其の功勞を賞し勅定の藍綬褒章を授けて、其の善行を表彰す、明治二十九年村長辭任す、明治四十二年六月十四

日、病んで歿す、年六十四。(福田忠昭)

清水作次郎 (南高来郡)

島原町の人なり萬延元年正月十九日を以て生る、明治十八年以來島原町會議員に、三十二年以來南高来郡會議員(三十五年一月副議長當選)、三十六年郡參事會員に選ばれたる他、二十八年八月には島原町長に選舉せられ、三十六年一月以來株式會社數寄屋銀行取締役又は監査役となり、公私盡瘁する處尠ならず、其の筋の賞賜數回郷黨の推重する處甚だ篤きものあり。

作次郎は地方婦女子の實際を觀、女子の任務の比較的に重大なる事を感じ、長崎縣が唯一つの高等女學校の設立すらあらざるを遺憾とし、地方の狀況と時代と家庭との要求に適應する女子を養成せんと決心し、明治三十四年五月島原村の地をトして私立島原女子手藝學校を設立せり、敷地九百二十坪と金五千圓の私財は創設費に投ぜられ、翌年更に二千圓を投じて寄宿舎を建設し、爾後年々經常費約千圓宛を支出せしが、生徒増加の爲め校舎増築を計畫中、明治三十九年五月島原銀行に於て執務中突如として逝けり年四十七。

手藝學校は嗣子作兵衛之を繼承し、四十五年四月一日組織變更私立島原實科高等女學校となり、大正三年四月一日郡立實科高等女學校となれり。(履歷書)

外國人

外國人

三浦按針 (英吉利)

三浦按針は本名をウキリヤム、アダムスと云ふ、千五百六十四年(永祿七年)英國ケン
ト州のギリン、カム村に生る、村はテームス河口の小漁頭に在り、按針幼にして造船術を習ひ、又航海術を修め長じてバ
ルバリー商會に入り、船長となりて地中海附近を航行すること十餘年、千五百九十八年六月二十四日
(慶長三年)オランダ東印度商會の新艦隊五隻が、テキセル港を發し、東洋に向ふや、按針これが水先案内
者となる、此行は南アメリカを迂回して、マライ群島のモルッカ島に達せんとするものなりしが、マ
ガリエンス海峡通過に當り、艦隊離散し、其の中二隻は終にチリ國の海岸に着し、土人の襲撃に遇ひ
海上幾多の困苦を凌ぎ、辛ふじて九州豊後の海岸に着することを得たり、時に一行百九十人は、滅び
て二十四人となり、立つことを得る者、僅に六人に過ぎず航路の難思ふべし、按針は實に其の中の一
人なりき、時恰も慶長五年二月廿七日にして、關ヶ原戰爭に先だつこと僅に七ヶ月なり。
徳川家康は、報を得て、その廻航を命じ親しく按針を大阪城内に引見し、更に命じて江戸に居らし
む、既にして天下平定す、家康按針を寵用し、屢々召して海外の事情を問ふ、按針曾てその命を受け、
伊豆國伊東の河口に於て、始めて西洋形帆船二隻を造る、かの泉州堺の船頭田中勝助、朱屋直清等が

始めて太平洋を横断してメキシコ國のアカプルコ港に到れる際乗用たりし、百二十噸の帆船サン、ボナワンチュール號は即ち其の一なりとす、按針家康の命に依り、馬込勘解由の女を娶る、家康相州三浦郡逸見村に於て二百五十石を按針に給す、時に英蘭船到るもの相踵ぐ、當時日本貿易は主として葡人によりて營まれたりしが、葡人等は蘭人を憎むこと甚敷讒訴甚だ力めたりければ、その意を通ずること困難なりしが、按針よく其の間に在りて、蘭英人を紹介しければオランダ、イギリス相尋て通商を許され商館を平戸に設置するに至りたるは、實に按針の斡旋盡力に頼ること最も多かりしなり、按針は家康の顧問として寵用せられ、献替すること尠からざりしが、傍ら商業を經營し江戸と、逸見と、平戸との三ヶ所に住宅を營み、別に浦賀、京都、大阪に代理店を置き、常に此の間を往來して財産を管理し、時々駿府に伺候して家康公に謁し、或はホルトガル、イスパニヤの賓客に應接して外交を處理し、或はオランダ、イギリス兩商館の顧問として、幕府吏員と交渉の任に當り、又曾て在平戸イギリス商館所屬船シー、アドベンチュア號の水先案内者として、暹羅に航し、琉球を經由して往復七ヶ月を費したることありき、此の如く、按針は、多忙にして不在勝なりしを以て、其平戸住宅に於て、按針自製の英國々旗セントジョージを高く窓上に掲げて、按針在宅の章となすを常としたり。

家康逝きて二代將軍專決の世となり、大にイギリス通商の特權に制限を加へ、平戸商館以外の各地代理店を撤回せしむ、是に於て、オランダ人次第に勢を恣にし、イギリス人爲めに屢々迫害を蒙むに至る、英商館長コックスは之に堪ふる能はず、親しく將軍に謁して訴願する所あらんと欲し、江戸に向て先づ發す、此の時按針は平戸住宅に在り、偶々病床に臥したりしを以て、快癒後直ちにコックス

の後を追ひて東上すべきを約したりしが、遂に起つ能はず、千六百二十五年五月十六日、終に平戸の住宅に於て歿す、享年五十七歳。

按針死後六日コックス及び館員エートンの二人は、遺言狀に基き、平戸に於て按針の遺産處分をなしたり、即ち金貨五百鎊を二分して其の一半をイギリスにある妻子に贈り、相州三浦郡に在る妻子には其の一半と逸見村の土地とを與へ、平戸に於ける財産全部は、悉く之を按針住宅なる妾腹の女子に讓與し、その佩用せし大小二口の日本刀は、一ヶ年の後コックス江戸參勤の際にその片見として、之を逸見なる按針の遺子ジョセフに手渡したりき。

按ずるに按針の平戸住宅主は最初三三郎とあり、又彌次右衛門とあり、蓋し按針は初め谷村三三郎方に寄寓し、後に木田彌次右衛門方に轉住したるもの、如し、谷村氏は河内浦より來れる通事代々宮之町に住し、木田氏は大阪より移住せる貿易商にして専ら蠟燭、油類の取引をなしたり、兩家共に曾て平戸の豪商にして、邸宅は共に規模の宏大を以て聞えたりき、傳へ曰ふ、木田家の女にして、外人と婚したるものあり、女子を産み海外に逐はると、木田氏現に數通のジャガタラ文と若干のジャワ更紗とを藏す、又曰く、今の木田町木山音次郎氏住宅は、昔の木田家の址なりと、果して然らば此所こそ按針終焉の宅ならざるべからず。

平戸に於ける按針の墳墓は、今尙ほ不明に屬す、蓋し葡、西、蘭、英の貿易時代に於ける、外人共同埋葬地の位置は、敢て考定に難からず、かの英商館長コックスが、曾て石壁を繞らしたる、十三坪の英人墓は、此共同埋葬地の中に在るべく、按針の遺骸も、亦必ずや、此の十三坪の英人墓中に納めら

れたるは、疑を容れず、しかも現今平戸に於ては、未だ一箇の十字架形の墓石すら、發見すること能はず、これ寛永年間、浮橋主水事件に際し、松浦家は、極力基督教徒の痕跡を殫滅し、墓地は破壊されて埋葬物は悉く處分し盡されたればなり、當時無縁外人の遺骸は、如何に處分されたるか、全く不明なり。

按針は、本邦初來の英人にして、徳川家康の顧問となり、慶元の頃横須賀浦賀の錨地を開き、初めて西洋形帆船を建造し、蘭英人をして商館を平戸に設けしめ、日蘭英間の國交、茲に開始せらるゝに至りし等、皆按針の與る所にして、本邦に貢獻せしこと決して少々にあらざるなり。(北松浦郡報告書)

フランセスコ、ザビエル (西班牙)

フランセスコ、ザビエルはエヌイタ派傳道教師なり、千五百六年イスマニヤ國バンベルナ城に生る、父はチャソと稱しイスマニヤ國の華族なり、ザビエルは中學卒業後パリ大學に學び美術哲學を修む、ポルトガル國王ジョアン三世が、印度布教の目的を以て、宣教師を同地に送らんとするに際しザビエル選ばれて其の任に當り、布教數年偶々日本人キリコ勘四郎に會し日本布教を思ひ立ち、種々の困難を凌ぎて天文十八年八月十五日鹿兒島に來れり、實に耶穌教の日本に傳來せし始なり。

鹿兒島に傳道すること年餘、島津氏その傳道を禁ずるに及び、轉じて平戸に來れり、時に平戸城主松浦隆信之を厚遇し其の布教を許可せしかば出て、城下に布教し、二十日を出てざるに洗禮を受くるもの百餘人に及ぶ隆信は曾てハラカン砲術の傳授を得んが爲め、籠手田左衛門、一部勘解由を諭し

て切支丹宗門に入らしむ、既にしてザビエル去りてトレイ、ヌゲイ、アルメダ來り更にバルタサルガコ、ガスバル、ウイレラ來る、當時平戸、生月、度島、春日、獅子、飯良等に教會堂設けられ各地丘上に十字架高く掲げられ、平戸に於て信徒一千三百餘人の多きに達し生月に於て千五百人の住民中八百餘人の信徒を出すに至れり、ザビエル日本に布教すること四年京都、山口、府内等に多數の信者を得たりしが天文二十一年十一月印度に歸り翌年十二月三洲島に歿す。

天正十六年豊臣秀吉切支丹を禁ぜし以來慶長十八年徳川家康の禁制斷行あり、元和寛永年間、平戸地方は、多數の殉教者を出したりと雖も、之を根絶するに至らず、信教自由の明治時代に至りて、彼等は公然フランス派の天主教徒として顯はれ、現に北松浦郡黒島の如きは、人口約二千四百の内、二千三百の切支丹徒ありて、宏大なる教會堂あり、フランス宣教師これに定住す、其の他紐差、寶龜、神崎、平戸、田平の各地にも亦堂々たる教會堂ありて其の勢力侮るべからざるものあるに至れり。

(北松浦郡報告書)

ジャクス、スベックス (和蘭)

ジャクス、スベックスは和蘭東印度會社、平戸商館最初の館長なり、西曆千六百九年七月一日即ち慶長十四年五月三十日の夕方にレトウメットハイレン號及びフリフロン號と稱する和蘭商船二隻、始めて平戸に入港し、水深六尋の所に碇を下したりしが、領主松浦氏は、本船に來りて慰問す、蘭人大に喜び、船中の大砲を一時に發して敬意を表す、ジャクススベックスは自ら長崎に行き、奉行に面して通

商の爲め來航せる旨を告げ、更に二人の委員を選び、松浦氏の厚意に成れる、水手五十人附の座船に乗て東上せしめ、葡西人の讒言と妨害ありしに拘らず、按針ウヰリヤム、アダムスの斡旋により、大御所徳川家康公の朱印狀と商館建設の許可を得て歸る、八月二十二日平戸碇泊のハイレン號内に會議を開き、愈々平戸崎方に商館を設置し、ジャクス、スペックスを商館長となし、館員五名と通譯一名と、小使一名とを任命して之を補助せしむることを議決せり、平戸海峽がジャクス海峽として歐洲に知られたるは實に之に因るなり、是に於て、商品を保管すべき、耐火土藏附の家一軒を借入れ、船中の生絲、鉛、胡椒、及現金の陸上を了し、平戸老公、領主、大友氏、及び奉行の四人に夫々贈物を呈し、按針の注意により、長崎奉行にも物品を呈し、日本在留の蘭人に對する好情を謝し、尙平戸に在留すべき蘭人の保護を依頼することなし、斯くして平戸商館の基礎茲に確立せり、爾後フルーワー、カロイ等館長として其の業を承けて事務を處理しジャワのバタビヤ商館と連絡して、平戸は日本唯一最初の和蘭貿易場となり、寛永十八年五月、長崎出島移轉に至る迄、約三十三年間、其の繁榮を維持することを得たり。(北松浦郡報告書)

リチャルド、コックス (英吉利)

リチャルド、コックスは、英國東印度會社平戸商館長として、九ヶ年間平戸に滞在し、最初の日英貿易に盡瘁したる人なり、英王セーメヌ一世は、司令官ジョン、セーリスを使節となし、徳川將軍及び平戸領主に寄する二通の書を齎し、日英國交開始の全權を委任し、大船クローブ號に乗せしめ、日本

に派遣す、かくてセーリスは西曆千六百十三年六月十一日午後三時頃即ち慶長十八年五月四日恙なく平戸に入港して祝砲を發す、領主隆信直ちに船中に往訪す、既にして按針ウヰリヤム、アダムスは迎へられて平戸に來り、セーリスを伴ひて東上し、駿府に於て大御所に、江戸に於て將軍に謁し、英王の書翰と方物とを呈し、答書と通商特許狀とを得て平戸に歸る、是に於てセーリスは、平戸町の海岸に於て、商館となすべし家屋を得んことを平戸公に請ひ、その指示により、在留支那の頭梁頭思齊の所有家屋を賃借する契約を結び、千六百十三年十一月二十六日の會議に於てリチャルド、コックスを推して商館長となし、英人八名通譯日本人三名、僕二名を置き、始めて平戸英商館の基を定む、實に日英通商の始なり、爾後コックスは年々商館の修繕を行ひて、商館を擴張し、和蘭商館と兩々相對して平戸貿易を處理し千六百二十三年即ち元和九年十一月三日商館閉鎖に至るまで九ヶ年間、平戸の繁榮を維持せしめたるなりコックス曾て商館員ウヰリヤム、イトンが、琉球那覇より、平戸に携へ來りたる甘藷を得て、地を借り栽培す、これ實に本邦甘藷傳來の嚆矢として、薩摩傳來に先だつこと約二十年なりとす、コックスが在留中に記述せる日記は所謂コックス日記にして史學研究上貴重なる資料なり。

(北松浦郡報告書)

ワリニヤニ (伊太利)

伊太利の人なり、永祿十一年肥前口ノ津に來る、稍我が同情を識るに及び、五島に到りて布教に従事す、元龜二年本邦を去り、天正七年再び來朝し、カブラル師の後を承け、日本全國の天主教師長と

なる、天正九年本能寺に於て、織田信長に謁し、同十年大友、有馬、大村三侯の遣歐使節と與に、長崎を發す、天正十八年印刷機を携へて再び長崎に着す、泰西印刷術を我が邦に輸入せるは、實にワリニヤニを以て嚆矢とす、同年印度副王の大使として、聚樂第に於て太閤秀吉に謁す、後本邦を去り、慶長三年又我が國に来る、天正年間九州各地のみならず、遠く安土等に至るまで、或は學堂を建て或は慈善事業の振興に努め、特に當時既に泰西の印刷機を我が國に輸入せるが如き、實に本邦文化の啓發に寄與せるもの尠からずと謂ふべし。(郷土先賢列傳)

ケ
ン
ベ
ル (獨逸)

エンゲルベルト、ケンベルは、西曆一千六百五十一年九月十六日、獨逸國レムゴーに生れ、ブラウンシュウイッヒ、リュネブルグ、リュベツク等の學校に於て、博言、歴史、地理、音樂を學び、尋いで波蘭のクラコイ大學、及び普魯西のケーニヒベルヒ大學に於て、哲學、外國語、生理、歴史等を研究し、殊に當時未だ盛ならざりし萬有學に意を用ひたり、後瑞典のチャールス十一世に事へしが、瑞典政府が、波斯に全權公使派遣に際し、其の書記官に任ぜられ、一千六百八十三年ストックホルムを發し、露國の各市府を経て波斯に赴きたり、爾後深く、東方諸國の言語、歴史、博物等を研究して大に得る所あり、遂に轉じて印度に入り、ジャワ島に渡る。

之より先き、ケンベルは日本の名を聞き、其の山川風土に接せんと欲するの念切なり、一千六百九十年、和蘭東印度會社の使節、バタビヤを發して日本に向ふや、ケンベル請ふて其の一行に列し、暹

羅王國を経て、長崎に来れり、實に元祿三年五月にして、年三十九歳の時なりき、是より出島に留ること約二箇年、其の間、貢使に従つて江戸に赴くこと二回、一千六百九十三年バタビヤに歸航し、翌年アムステルダムに着し、皇帝の侍醫に任ぜらる、一千七百十六年(享保元年)病んで歿す年六十六。

ケンベルは、植物學、醫學に精通し、旅行家として知らる、其の旅行中得たる見聞事項を編述したるものは、歐洲讀書界を賑はしたるが中に、日本歴史は、日本の政治宗教より風俗習慣の末に至るまで網羅して盡さずと言ふ事なく内容の豊富なる驚歎すべし、此を以て歐米の人始めて日本を知ること詳細なるを得たり、蓋し我が國を歐米に紹介したるは實にケンベルを以て始とす、功勞誠に尠からずと云ふべし。(増訂幕府時代の長崎)

ツ
ン
ベ
ル
グ (瑞典)

カル、ペテル、ツンベルグは、西曆千七百四十三年十一月十一日、瑞典ヨンキョーピンに生る、長じてウプザラ大學に醫學を、巴里大學に外科及び解剖學を修め、千七百七十一年、和蘭東印度會社附の醫員となり、千七百七十五年長崎に来る、實に安永四年八月なり、留ること二年、在留中甲比丹に従ひて江戸に上り見聞する所多しと云ふ、千七百七十七年セイロンを経て、瑞典に歸り、千七百八十四年ウプザラ大學の植物學教授となり、日本植物譜の著あり、千八百二十八年病んで歿す、年八十五、ツンベルグ生存中歐羅巴及び亞米利加の科學研究會の會員となりて、學術界に貢獻する所多く、殊に日本の植物に關しては好著少からず、又旅行家としては足跡歐羅巴、亞細亞、亞弗利加等に普し。(増訂幕府時代の長崎)

チチング (和蘭)

和蘭の人なり、安永八年甲比丹として渡來し、天明四年まで來住す、島津重豪、朽木昌綱、平賀源内、司馬江漢、大槻玄澤及び當時長崎の蘭通詞など、其の指導に依り、蘭學の攻究上便宜を得たること少からず、而して我が國在留中常に蘭學者の研究を助け、又我が國に造船術を輸入せんとして、技術研究の爲め、邦人を海外に派遣せんことを企劃せるが如き、日歐交渉史上、顯著の事蹟なり、又朽木侯、長崎奉行久世丹後守、桂川甫周、中川淳庵等と親交あり、同五年蘭領印度總督に任ぜられ、翌年蘭清通商交渉の爲め清國に使す、爾後二箇年にして歐洲に還り、享和四年佛國パリに客死す、其の名著日本紀事英譯本イラスドレーションズ、オプ、ジャパンは吉雄耕牛、松村安之丞、楢林重兵衛、堀門十郎等、蘭通詞の助力に依りて編纂せるものにして、主として日本の風俗、將軍家譜、古文孝經等に就きて記述し、我が國の風俗習慣を、最も正確に泰西に紹介せるものなり、又明和安永の頃、盛に我が國に勃興せる浮世繪を、直ちに海外に傳へて泰西に本邦の繪畫を紹介せるが如き、日本繪畫史上特筆すべきものと謂ふべし。(郷土先賢列傳)

ヘンデレキ、ドーフ (和蘭)

ヘンデレキ、ドーフは西曆千七百七十七年(安永六年)阿蘭陀アムステルダムに生る、寛政十年和蘭東印度会社に雇聘せられ、翌年夏蘭館筆者頭、勘定役として長崎に來る、享和三年甲比丹ワルテナアルの後

を承けて甲比丹に拔擢せらる、時に年二十七。

文化元年、露國使節レサノ、ト長崎に來り、國書方物を献じて通商を請ふや、ドーフ彼我の間に斡旋す、尋いで同年八月英艦アエートン號狼籍事件あるに當りても、折衝甚だ力め、日本官憲の信頼する所となる、當時蘭國は佛國に従ひて英國と戦ひ、國勢日に非にして、東洋貿易の經營困難を極め、爲に長崎瓜哇の交通杜絶すること數年、蘭館の維持困迫して日本官憲の補助を請ふに至る。文化十一年及び十二年の兩度、英人は瓜哇を占領せし勢に乗じ、出島蘭館を奪ひ、貿易權を占領せんと企つるに臨み、ドーフ奇智縦横、蘭國の利權を保護して下らず、其の本國が他の屬國となり、孤影頼る所なき時に於て、氣骨稜々、極東長崎の一角に三色旗を翻し、以て母國獨立の清節を全うせしむ。

斯る多端の時期に際會しながら、日本官憲の依囑により、和蘭通詞吉雄、中山等と、蘭和對譯辭書の翻譯を擔當し、又本木、楢林、吉雄等を指導して、拂郎察辭範を選ぶ等、我が國洋學研究上貢獻する所鮮少なからず。

歐洲戰雲漸く歛まり、文化十四年蘭船入津するに及び、辭して故國に還る、官其の功勞を嘉みし銀五十枚を贈りて其の行を盛にす、歸國の後日本回想録を著はす、國王特に勳章を賜ひ其の偉功を賞すと云ふ、天保六年(千八百三十五年)郷里アムステルダムに歿す年五十九、一男二女あり、又我が國に一男あり、道富丈吉と云ふ、唐物目利たりしが文政七年年十七にて夭折す。(新訂幕府時代の長崎)

プロムホフ (和蘭)

和蘭の人なり、ドーフ出島蘭館長たりし際に、ヘトル役として在留す、文化年間阿蘭院通詞に英語を教授し、本木庄左衛門等英和對譯字書の編纂を指導す、實に本邦に於ける英語の研究は之を以て嚆矢となす、適々英人ジャワを領し、其の餘勢に乗じて文化十一年出島蘭館を奪ひ、日英貿易を開始せん事を企つるに臨み、甲比丹ドーフ智略縦横、其の銳鋒を挫くや、プロムホフ親しくジャワに航し英總督ラッフルスと會見し、出島蘭館の獨立を認めて、ジャワと長崎との間に通航を開かん事を交渉せしむ、總督は其の初一念を讎す事を肯んぜず、翌年秋プロムホフに退去を命じ、之を英國に送る、プロムホフ飽迄も祖國の民として出島蘭館維持の爲め東奔西走して止まざりしが、歐洲戰雲漸く熾まり、文化十四年プロムホフは、再び出島蘭館長として我が國に渡來し、文政九年まで在留せり、本國和蘭が、一時他の屬領となり、孤立頼るなきの秋に當り、極東長崎の一角に、猶ほ祖國の三色旗を翻へすことを得たるは、實にドーフ及びプロムホフの力と謂ふべく、百年の後人をして欽慕措く能はざらしむるものあり。(増訂幕府時代の長崎)

シーボルト (獨逸)

シーボルトは、獨逸國ウツブルグの人、學問洽博、最も醫學及び植物學に長ず、文政三年ウツブルグ大學を終へ(千八百二十年)我が文政五年、職を和蘭東印度會社に奉じ、文政六年甲比丹ストゥルレルに

從ひて長崎に來り、出島に住す、後中川郷鳴瀧に邸宅を賜ひ、此處にて吉雄權之助の通譯によりて、醫術及び植物學を教授し、餘暇附近山野を跋涉して、珍奇なる植物を採集すること五百餘種、醋葉として本國に送れるもの、今尙ほ和蘭博物館に保存すと云ふ、我が國植物學の泰斗伊藤圭介の如き、實に其の指導を受けたるものなり。(今鳴瀧學遺蹟に、シーボルト手植樹木一本あり、シーボルトの木と命ぜらる)

是より先き、シーボルトの出島に在るや、吉雄幸載、檜林宗建等は其の醫方を學ばんとし、當時蘭館に邦人を引くこと能はざるを以て、町年寄高島四郎兵衛により、醫術傳習を名として、シーボルトの臨床診察を官に請ひ、許さるゝに及び、シーボルトは、吉雄、檜林の家につき、隔日臨床講筵を開き、傍ら市人の疾病を診理す、檜林、吉雄を始めとし、四方遊學の徒就きて學ぶもの甚だ多し、戸塚靜海、土生玄碩、小關三英、竹内玄洞、伊東圭介、青木周弼、伊東玄朴、高野長英、高良齋等の大家皆其の門に出て、我が國の醫術爲に一變す。

シーボルトは、醫術を教授する傍ら、我が國の動植物及び人種學上の研究を怠らず、大に得る所あり、歸國の後「日本の動物」「日本の植物」「日本」「日本及び附近地誌寶函」等の著あり、文政十二年高橋鑿燕より國禁の地圖を受くるの罪に座し、幕府の咎むる所となりしが、後許されて國に歸り、安政六年再び來朝、文久二年歸國、西曆一千八百六十六年(慶應二年)門占府に病歿す、其の我が國を去るや、著述によりて我が國を歐洲に紹介する所多く、日本研究家として其の名歐洲に噴々たり。

シーボルト來朝以前に於ける、我が國の醫術は、目聾耳聞の狭きにあらざれば、書籍にのみよれる頗る不確實の誹あるものなりしが、その來朝により、始めて實地施術の活用を實驗せられ、殊に外科、

眼科、産科の如き一新紀元を劃し、醫界の面目一新するに至れり、其の功績に大なるものあり。

(シーボルト、増訂幕府時代の長崎)

モーニッキ (和蘭)

モーニッキは、和蘭陸軍醫官なり、嘉永元年六月、初めて長崎に來り、甲比丹附屬書記官たり、此の年牛痘苗種を齎らす、蓋し、佐賀侯鍋島氏の要望によると言ふ、即ち檜林宗建等に其の施方を授け、相謀りて接種す感ぜず、宗建更に痘癩を求む、二年六月到る、於是其の變敗效を失はんことを恐れ、宗建等と計り、直ちに宗建の子等に接種して善感あり。

是より苗種、次第に四方に傳播し、種痘法漸く海内に普ねし、世モーニッキを以て種痘開祖と稱するも亦當らざるにあらざるなり、明年正月甲比丹と共に江戸に貢し、三月歸崎、九月廿日歸帆す、宗建の著牛痘小考は、その講話を寫譯したるものなり。(増訂幕府時代の長崎)

ポードイン (和蘭)

ポードインは、和蘭の人、陸軍一等軍醫なり、文久初年我が政府の聘に應じて長崎に來り、精得館教師たり、人と爲り温厚篤實、學博術精、力を教授治療に盡して倦まず、慶應元年歸國、明治四年再び來朝す、官乃ち聘して大阪醫學校教師となす、ポードイン最も眼科に長じ、手術極めて巧妙なり、我が國眼科の今日ある、實にポードインに負ふ所甚だ多し、留まること十一年、政府其の功を賞して

勳四等に叙す、千八百八十五年ヘーグ府に歿す、其の任滿ちて將に歸らんとし、途横濱に至るや、大學東校教授ウリス去り、後任(獨人)未だ來らず、官ポードインを要請す、ポードイン止むを得ず、東校に教授すること二ヶ月、神經、消化機二篇を講ず、ポードイン時に行李を整へ、悉く本國に送還して、手に一の書冊なし、而かも序授整然議論正確人其の博覽強記に驚くと云ふ。(増訂幕府時代の長崎)

プチジャン (佛)

プチジャンは東佛蘭西サオン、エ、ロアル縣ブランジ村の人、千八百二十九年(文政十一年)六月廿日を以て生る、人と爲り誠實温順敬虔の念に篤し、夙に異教地の傳道に興味を持し、好んで各地報告等を涉讀し、オートン市及び巴里市の神學校卒業後日本宣教師を命ぜられ、千八百六十年(萬延元年)十二月琉球島に來り那覇に上陸して日本語を學ぶこと二年、先づ横濱に航し文久三年八月長崎に來る、是より先き宣教師ヒウレはプチジャンに先んじて長崎に來り南山手乙一番地を購入して宣教の基礎を築けり、茲に於て二人相扶けて先づ天主堂建築に着手し、慶應元年二月に至りて落成す、實に慶長年間切支丹宗寺院破壊、寛永年中切支丹教徒撲滅後に於ける天主教寺院再興の始なり。

三月十七日浦上村に於ける天主教信徒等十五名突如教會を訪ふ、蓋彼等は往昔切支丹教徒の末裔にして禁教壓迫の時代は表面佛徒となり、窃に天主教を信奉せし者なりき、プチジャン驚喜拊舞爲す所を知らず相携へて泣く、是より從來潜伏せる信徒の出現する者、浦上村は元より港外諸島より平戸五島に及び日に益々多し、然れども當時天主教の禁嚴然として日本人のプチジャン等に近づくを許さず、

フチジャンはヒーウレに代れるローカニユと謀り、名を散策に假り浦上村一本木密林中に信徒を會し始めて實狀を聞くを得たり、此より後夜陰窃に信徒五七人を天主堂に招き、教理を教へ以て信徒等に傳へしむ、羅馬聖座に於ては、深くフチジャンの功勞を多とし日本教區の監督を命ず。

此より先き浦上村信徒等窃に村内に四ヶ所の宣教所を設け、來りて宣教せんことを請ふこと切なり、是に於てローカニユは夜陰浦上に潜行して教法を説けり、會々信徒中死者あり埋葬に舊慣を用ゐざる事ありしより、忽ち當路の探知する處となりて、事全く曝露し七月十五日幕吏の爲に逮捕せらるゝもの數十人、フチジャン大に之を悲しみ、一方長崎駐在各國領事と江戸に在る佛國公使ロシユとに依り、信徒の解放を政府に請ひ、一方佛國に歸りて羅馬法皇に報じ、東西奔走せしも幕府の容るゝ處とならず、斯くて徳川幕府倒れ新政府成りしと雖も、天主教に對しては依然嚴禁の制を墨守せしかば、明治三年に至り浦上信徒等の列藩に配流せらるゝ者三千餘名に及び、然れども此頃より國際的關係次第に擴布し、天主教が國家を呪咀するものにあらざる事次第に邦人間に周知せらるゝあり、同時に外國公使等の抗議するあり政府は、明治六年二月二十一日を以て禁制札の撤去を通告し、三月十四日に至り信徒全部を放釋せり。

此より後フチジャンは神學校を創設(明治六年九月長崎に)し、教區傳道の整理と布教とに専心せしが、明治十七年十月七日病んで長崎に歿せり年五十五、傳道に従事すること二十四年、信徒を得ること三萬二百三十人、日本に於ける天主教の再興は實に其の力與つて大なりとす。

フチジャンは宗教宣傳に努力すると共に又書籍の刷行に務めたり、聖教初學要理(明治元年)コンチリサン、

彌撒拜禮式、夢醒新論、ドクチリナ切支丹、科のぞき規則、玫瑰花冠記録、羅和辭典等にして此等の中には稀世の珍本あり。

慶應元年八月長崎奉行が濟美館を新町に建て英佛獨語科を新設するや、フチジャン聘せられて一月に六日毎日一時間宛佛語を教ふ、フチジャンは嘗て佛國神學校に教師たりし事二ヶ年に及びしを以て教授法に協ひ學生悦服せり、二年八月ヒーウレ長崎に來るに及び之と交代し専ら傳道に當れり、元大審院長名村泰藏、樂山堂主山本松次郎等は當時佛語科出身なり。(浦川和二郎)

フルベッキ(和蘭)

蘭人なり、米國宣教師として渡來す、博學宏識にして日本語に精通す、安政六年長崎に來り、布教の傍ら英語を教授せしが、慶應二年長崎奉行服部長門守が濟美館を新町に創立するに及び、何禮之を以て館長に任じ、フルベッキをして英語科を擔任せしむ、諸藩の秀才來り學ぶもの相繼ぎ、市民子弟の門に學ぶもの甚だ多し、フルベッキの此の地に來るや、佐賀藩士副島次郎(種)大隈八太郎(重)中野建明等、同志と共に率先して英語を學ばんと欲し、之を訪問して先づ宗教に就きて教を乞ふ、當時副島次郎既に和漢の學に通じ、識見夙に濟輩を抜けり、屢々奇問を發し、フルベッキも其の應答に窮せしこと少からざりしと云ふ、フルベッキ深く日本の文化を啓發せんとするの意あり、日本學生を誘接指導最も努む、明治功臣中其の教授を受けしもの甚だ多く、日本現時の文明は其の力に負ふ所大なり、維新後帝國大學教師たること數年後東京に歿す。(增訂幕府時代の長崎)

マンスヘルド (和蘭)

マンスヘルドは、和蘭國の人、海軍二等軍醫たり、慶應元年幕府の聘に應じて來朝、ホードインに繼ぎて、精得館教師たり、是より先き、精得館既に教則を定め、學生を教授すと雖も、治療に専らにして、醫生教授の方完からず、マンスヘルド來るに及び、教則を改正し、醫學本科課目を立て、且請ふて醫學豫科を設く、醫學校學制始めて完し。

居ること六年、職を辭し、後熊本縣の聘に應じ、病院及び醫學校を肥後に創立す、後更に京都及び大阪病院教師に轉ず、人となり剛毅、方正、勤勉不倦、解剖組織及び眼科に長ず。

明治九年車駕西幸に際し、途熊本醫學校に臨み、マンスヘルドに謁を賜ひ、勅語及び慰勞金を賜ひ、以て多年提撕の功を賞す。(増訂幕府時代の長崎)

隱元 (長崎市)

姓は林氏、名は隆琦、隱元は其の字なり、明國福州の人なり、徳川家綱、禪刹一字を創せんとし、足利氏のご事に倣ひ、學徳幽遠の唐僧を求めんとし、因つて長崎興福寺の住僧逸然に托す、逸然即ち支那經山寺費隱の法嗣、隱元に書して請ふ所あり、承應三年七月、隱元其の子弟二十餘人を伴ふて來り、興福寺に居る、時に年六十二、明年攝州普門寺に移り、萬治元年江戸に召されて、將軍家綱に謁す、寛文元年、山城國宇治に黄檗山萬福寺を創して此處に居る、幕府僧糧五百石を給す、實に我が國黄檗

宗の起源なり、後水尾上皇深く之に歸依し、將軍家綱亦之に學ぶ、諸侯歸依するもの多し、延寶元年四月三日寂す年八十一、大光善照國師の號を贈らる、隱元豆、隱元菜は其の携へ來る所にして初めて興福寺に栽培せしものなりと傳ふ。(増訂幕府時代の長崎)

獨立 (長崎市)

初の名は觀胤、字は子辰、又は中頂、後鼎立、字は則之、最後に笠字は耘野、名を載曼公と稱す、支那杭州仁和縣の人なり、晋の戴安道より出づ、祖父に至りて初て杭州に移る、天資穎悟、眼一過すれば悉く暗誦す、年五十、明末國勢日に非なるを見て、憤慨に禁へず、長水に隱ること八年、承應二年長崎に來りて歸化す、嘗て少壯、襄廷賢に従つて痘科の秘奧を傳へ、醫神の名あり、日本に來るに及び、傳を擧げて周防岩國池田瑞仙に傳ふ、本邦痘科の術、爲に一新す、三年隱元國師の來朝するや、請ふて其の徒弟となり、名を性易字を獨立と改め、天外一間人、又は天外老人と號し、従つて黄檗山に至る、萬治二年病を以て長崎に歸り、尋て即非と共に豊前廣壽山に居る、寛文十二年十一月六日寂す年七十七、之を聖壽山中に火き、弟子慧明其の骨を送りて宇治黄檗山に葬ると云ふ、獨立博學詩を能くし、書に巧に、最も篆隸に長ず、醫神の稱あり、高玄岱、北山道長、池田正眞等の名士其の門より出づ著書多けれども今に傳ふるもの少し。

當時北島雪山、崎にあり、就きてその筆法を聽くと云ふ、獨立嘗て曰く余は獨立彼は三立なり、我遠く彼に及ばずと。(増訂幕府時代の長崎)

逸然 (長崎市)

逸然は、明國の僧なり、名は性翻、明末清祖勢熾にして、次第に中國を席捲するに當り、亂を避け、長崎に來り、興福寺三代の住持となる、時に正保元年なり、逸然書を善くし、殊に丹青の妙を極む、長崎に來るに及び、常に其の妙腕を揮つて漢畫の啓沃につとむ、後世稱して長崎漢畫の祖とす、渡邊秀石、僧若芝等は皆其の門に出づ、寛文八年七月十四日病を以て寂す年六十七。(増訂幕府時代の長崎)

木菴 (長崎市)

名は戒瑠、明國泉州晉江の人、姓は吳氏、人と爲り謹嚴、英敏、氣貌雄偉、上唇に兩牙あり、郷呼んで達摩子と云ふ、年十三僧となり、永覺大師に鼓山に従ひ、研鑽大に力む、又隱元に黃檗に従ふ、後象山に住す、明曆元年七月召に應じて渡來し、長崎福濟寺に居る、萬治三年攝州普門寺に移り、後黃檗山に至る、即非と共に兩堂に首たり。

寛文三年、隱元を繼ぎて黃檗山二代となる、同十年五月勅して紫衣を賜ふ、江戸紫雲山瑞聖寺を創し、又大阪南岳山舍利寺を中興す、延寶七年紫雲院に隱居し、貞享元年正月二十日寂す年七十四、明治十四年十二月、慧明國師の諡號を追賜せらる、長崎に留ること約六年、即非と相並んで靈界に寄與せし功勞尠からず、其の書は、隱元、即非と併稱し、唐三僧の譽と共に、世に珍重せらる。

(増訂幕府時代の長崎)

即非 (長崎市)

即非は、福州福清縣の人なり、林氏名は如一、七歳にして孝經及び詩論を學びて大義に通じ、十七歳にして僧門に入り、費隱及び隱元の弟子となり、三十六歳にして雪峯に住す、隱元聘せられて日本に來るや、書を寄せて即非を招く、其の來るや衆推して崇福寺の住持となす、寛文三年八月黃檗山に至りて首座となり、後小倉侯に要せられ、小倉に廣壽山福聚寺を開き、居ること九年再び長崎に歸りて崇福寺に住し、同十一年五月二十六日病を以て寂す、享年五十六、其の書は隱元、木菴と並べて珍重せらる。(増訂幕府時代の長崎)

鄭成功 (北松浦郡)

鄭成功幼名福松、人となり骨相非凡にして倣黨大度將帥の器あり、父を鄭芝龍といふ、福建省泉州南安縣石井巡司の人にして明の萬曆三十二年甲辰三月十八日辰刻を以て生る、父は泉州の庫吏たり、芝龍年十八、曾て父の妾に戯る、父怒つて之を追ふ、芝龍走て泉州碇泊の蘭船に投じ、勞役して平戸河内浦に來る、時に元和八年なり、芝龍は容貌秀麗にして機智あり、河内浦の士人田川氏之を悦び、其の女を以て之に配す、二年を過ぎ寛永元年七月二十三日一子生る、福松と名づく即ち成功なり、傳へ曰ふ、成功の母田川氏曾て千里ヶ濱に出て、貝を拾ふ、姪期急に迫り、濱の大石に倚て成功を産む、所謂る今の兒誕生これなりと。

既にして、芝龍再び蘭船に乗じて南に歸る、途に海賊に劫かされ芝龍は船貨と共に賊の手中に落つ、賊魁顔思齊は深く芝龍の才幹を愛す、思齊死して芝龍之に代はり、屢黨類を率ゐて閩浙沿岸を抄掠す、曾て明朝の招に應じて歸順し、一躍して福建總兵となり、富貴權勢南海に赫々たり、福松時に七歳、弟七左衛門僅に二歳、母と共に河内の浦に在り、芝龍屢人を遣して之を招く。

福松先づ海を渡りて明に赴き、十五歳にして南京大學に入り、錢謙益に就て學び、名を森と改め、字を大木といふ、二十一歳往いて明主隆武に謁す、隆武深く之を愛し、姓を朱と賜ひ、名を成功と改めしめ、御營中軍都督に拜し、尙方劍を賜ひ、儀を鮪馬に同くす、是に於て人皆國姓爺と稱して敢て名をいはず、七左衛門やうやく長ずるを以て成功強ひて母子を迎ふ、田川氏即ち明に航し、七左衛門終に行かず、時に滿軍南下銳鋒當る可からず、官軍常に利を失ひ明主は蒙塵し、父芝龍は清に降り、母田川氏は泉州城内に横死するや、成功慷慨義を唱へ、孔廟に詣り著くる所の儒服を焚き、天を仰ぎて曰く、昔は孺子たり、今は孤臣たり、向背去留各用ゆる所あり、謹みて儒服を謝す、先師庶くは照鑒せよと、高揖して去り、平素善き所の甘輝、張進、施琅、施顯、陳羈、洪旭等従ふことを願ふ者、九十餘人と共に、大船二艘に乗じて海に入り、兵を南澳に募りて數千人を得たり、直に鼓浪嶼を奪て、兩島に占據し、勢大に振ふ、即ち諸將甲士十七萬習諸五萬を部署し帆を舉げて北上し、揚子江口を廻りて南京に迫る、たま／＼部將甘輝の諫を用ゐず、急進して大敗し、退いて厦門を保ち、更に轉じて澎湖を略し、進んで臺灣を犯し、蘭人と戦つてプロビンデヤ城を降し更にゼランデヤ城を陥れ、安平鎮を定め、承天府を置き、地を拓き民を養ひ、法律を制し學校を興し、朱明の正朔を海島に維持して、

徐ろに時運を挽回せんことを圖る、而かも機到らず居ること幾ならず熱を病みて歿す、年三十九、子經嗣き養子克浹に至り遂に清に降る、清帝康熙特に詔して成功及經の喪を奉じて南安に歸葬せしむ、光緒元年に廟を臺南城內油行尾街に營み、題して明延平郡王祠といふ、前殿に成功を祀り部將甘輝、強万禮を配し成功の母田川氏も亦併せて後殿に祀り翁太妃神位といふ。

臺灣我が領土に入るや、明治三十年二月三日廟を改めて開山神社と稱し、縣社に列す。

平戸城下の南一里許に當り砂濱あり千里ヶ濱と稱す、白砂青松に映じて磯浪徐ろに去來し、遠く十九島を望み、近く河内浦の漁村に接し、島内隨一の勝地とす、松下に一碑あり「鄭延平王誕誕芳蹤」と題す、傳へ曰ふ、朝庵曾て藩侯松浦熙の旨を承け、博く諸書を涉獵し、深く事蹟を探りて一文を草し、題して鄭將軍成功傳碑といふ、全文凡そ二千有餘字、當時之を刻するに足るべき大石なかりしを以て、字數削減に決し、而して偶々朝庵逝く、熙更に藩老葉山鑑軒に囑して一千五百餘字に縮少せしむ、今の碑文即ち之なりと、又曰ふ、濱に巨石あり、兒誕石といふ成功誕生の所なりと、又曰ふ、河内浦峰野氏宅は、修驗者喜相院の址にして、成功の父、鄭芝龍、曾て邸を此所に構ふ、庭前の樹は即ち成功の手植せるものなりと、今尙ほ存す。(北松浦郡報告書 碑銘)

范 道 生 (支那)

一に范石甫として知らる、寛文年間明國より渡來、佛像を造ることを善くす、其の作物は明末彫刻の精華として世に稱せらる、宇治萬福寺及び長崎崇福寺の羅漢像は、其の作に係る、詩文書畫を能く

す。(郷土先賢列傳)

曇

瑞 (長崎市)

明國福州府、長樂縣の人、姓は陳、別號千默又は千杲、萬治三年長崎に來り、僧即非に師事して崇福寺中興二代住持となる、天和中饑饉あり、長崎餓孚多し、千默即ち器物書籍を賣りて米穀に代へ、徑五尺五寸の大釜を鑄て粥を作り、窮民を賑はすこと二年、爲に生を得るもの數ふ可からず、元祿八年黃檗山六代住持に補し、十一年七月紫衣を賜ふ、寶永二年寂す年七十。(増訂幕府時代の長崎)

慈

岳 (長崎市)

明國泉州の人、姓は張、名は定琛、明暦元年其の師木庵と共に、長崎に來り、寛文十二年福濟寺第二代の住持となる、天和元年米穀登らず市民餓死するものあり、慈岳從僧を率ひて四方を托鉢し、得る所の米穀を以て粥を烹飪人を救ふこと正月以來三千人に及ぶ、米穀遂に給せず、官即ち米五百俵を賜ふて救恤を繼續せしむ、元祿二年病んで歿す、年五十三郷民擧げて之を哭す。(増訂幕府時代の長崎)

心

越

常州祇園寺の住僧なり、字は心越、一に東阜と號す、明の杭州金華府蔣氏の子なり、母は陳氏崇禎己卯八月廿八日生る、吳門の報恩寺に投じ、俗叔蘭石靈公を禮して薙染す、年十三初め覺浪に依る、

康熙戊申翠微峯の潤堂に參す、居ること數歲、明朝鼎を移すに會て、西湖の永福寺に隱る、明僧澄一あり、崎陽興福寺に住す、儂の名望を聞き、遠く席を讓るの心あり、儂も亦槎に乗るの志あり、因りて其の請に應じ東來す、時に我が延寶丁巳なり、是の時、異派の僧あり、儂の法化を嫉みて睨視し、敢て親近せず、竟に不測の事を以て儂を誣す、之を幽宮に閉す、將に其の身を終えんとす、時に水戸中納言光圀、學儒佛を綜べ、信義を崇尚す、其の好僧に厄せらるゝを聽き、憤然として廟堂に論奏し、乃ち其の難を脱せしめ、遠く車騎を遣はし迎へて水戸に來らしめ、祇園寺を營構し、(舊天徳)請して開山第一世と爲す、是に於て總寧の丹心、大中の連山、青松の如實、經山の獨庵、龍泰の熬山、慈徳の丹嶺等あり、之が爲に左祖宗猷を毘贊す、元祿五年の冬開堂す、雲納輻輳すること一千七百人、元祿九年秋微疾を示す、光圀來りて問候す、儂諄々として囑するに衛道を以てす、光圀愴然として訣る、九月廿九日、愚癡齋を辨じ、吳壽西堂を召して衣偈を付す、晦日倚りて坐逝す、年五十七、又書畫琴竝に篆刻を善くす。(東阜全集 大日本人名辭書)

伊 孚

九 (支那)

名は海、字は孚九、莘野濰川等の號あり、清國の人なり、享保より延享に至る二十有餘年間、長崎に往來す、詩書畫與に巧なり、清水伯民其の畫法を得たり、池大雅も亦其の畫風を慕ひ、揣摩精究遂に南宗に入るを得たり。(郷土先賢列傳)

陳振先 (支那)

清國の醫なり、享保六年六月渡來、唐人屋敷に居る、此の年幕府の命により長崎附近の山野を跋渉し、藥草を採收して性効を説き、處方を録して上つるもの百六十二種、聖堂祭主向井元成之を筆記し名づけて陳振先採藥録と稱す、本邦漢醫法に資する所尠からず。(郷土先賢列傳)

沈燮菴 (支那)

名は丙、字は燈幃、燮菴と號す、清國浙江杭州府仁和縣の人にして儒者なり、享保十二年渡來唐人屋敷に居る、博學詩文に長ず、是より先き、長崎聖堂釋奠の事ありと雖も、儀式整はず、燮菴來るに及び、奉行命じて序次を正し、祭式を定めしむ、是より相傳えて明治に及べり、燮菴在留の時、天下文運甚だ盛にして、碩學大儒の此の地に遊ぶもの多し、其の崎陽に關する詩文は、載せて長崎名勝圖繪にあり。(郷土先賢列傳)

沈南蘋 (支那)

名は銓、字は衡齊南蘋と號す、清朝の碩學沈德潛の同族なり、享保十六年長崎に來り、同十八年歸帆す、頗る繪事を善くし、特に花鳥に巧なり、設色妍麗寫生の微に入り而も品格風韻あり神代繪江其の衣鉢を傳ふ。(郷土先賢列傳)

宋紫岩 (支那)

名は岳、字は紫岩、石耕と號す、清國茗溪の人、寶曆年間渡來、繪事を能くす、當時神代繪江書名一時に鳴り、四方の畫人争うて師事す、江戸の人、楠本雪溪亦其の門下に在り、適々紫岩來朝するや、深く其の畫風を欽仰し、親しく紫岩に就きて學び、自ら畫名を宋紫岩と改むるに至る、紫岩の畫風亦大に世に行はる。(郷土先賢列傳)

程赤城 (支那)

明末の人なり、長崎に往來すること二十餘年、極老に至りて已まず、人其の故を問ふ、程曰く家人も亦余の老いて海を濟るの危を慮りて屢々之を諫む、然れども貴邦の酒甚だ我が口に適す、其の鹽醃醃菜の美自から忘るる能はず、故に聽かずして來ると、書畫を能くし、能く我が國語に通ず、其の作る所和歌多し、傳へ云ふ、「習はずに書くや此假名文字まじり今は唐でも書くや此假名」此の人の作なりと云ふ。

(大日本人名辭書)

附錄
孝節傳

長崎縣人物傳 大尾

例言

- 一 本書には長崎縣下に於ける古今の孝悌、貞操、節義、清廉、勤勉等の行爲ある人士を網羅したり。
- 一 本書に収録せる人物は長崎夜話艸、長崎港艸、日本列女傳、明治孝節錄、近世善行錄、長崎縣近世善行錄、長崎善行者褒賞留篤行者履歷、褒賞受領者名簿、及縣下各郡市報告書より摘載せり。
- 一 本書所載の人物善行錄の行文は止むを得ざるものゝ外は務めて原文の儘を載せたりされば前後の文體統一を欠ぐ。
- 一 本書収録の人物傳中一人にして孝子たり忠僕たるあり是は其の重きに從ひて各其の項に收めたり。
- 一 人物排列の順序は本傳に同じきも死歿年月日不明なるもの大多數なるを以て代ふるに褒賞年月日を以てしたり。
- 一 一人にして數度の褒賞を受領せしものは總べて最初の分と合記せり。
- 一 長崎夜話草、長崎港草の兩書に併載せらるゝものは前者の分を収録し共に長崎奉

- 行所備付け控文(辭令)あるものはそれを附記せり。
- 一記載の體裁は本傳と異なる所あり止むを得ざるに出づ。
- 一人物を分類して孝悌、貞操、節義、清廉、勤勉の五項としたり。
- 一人名の下に郡市別の記入なきは皆長崎市なり。

大正七年二月節分の日

孝節傳目錄

孝 悌

(姓名の下に郡市名なきは長崎市なり)

一	甚 太 郎	一	頁
三	安 永 安 次 (南高)	三	
五	松 平 好 房 (南高)	七	
七	嘉 權 左 衛 門 次	九	
九	み 次	一〇	
一一	吉兵衛、久兵衛、ふく	二	
一三	ふ く	一四	
一五	高石屋市郎兵衛	一五	
一七	傳 藏	一八	
一九	ふ く	一九	
二一	は ん	二〇	
二三	長 八 後 家	二〇	
二五	新右衛門手代	二二	
二	宗 融 長 老	二	頁
四	千 布 仙 右 衛 門	七	
六	與 次 右 衛 門	九	
八	徐 德 政	一〇	
一〇	喜平次、又、吉郎兵衛、四郎左衛門	一一	
一二	ふ き	一三	
一四	松本加次右衛門	一四	
一六	權 太 郎 (北高)	一六	
一八	江 上 次 郎 兵 衛	一八	
二〇	喜 傳 三 三 郎	一九	
二二	太 郎 五 右 衛 門 次 郎	二〇	
二四	七 郎 兵 衛 妻	二二	
二六	角 左 衛 門	二三	

六三	熊政	紙屋甚兵衛	吉	五
六二	林	紫	溟	五
六五	紙屋甚兵衛	吉	吉	五
六七	き	郎	郎(西彼)	五
六九	大	五	郎	五
七一	幸	三	八	五
七三	武	三	郎	五
七五	と	三	郎	五
七七	ちた	三	郎	五
七九	登	三	郎	五
八一	な	三	郎	五
八三	藤	三	郎	五
八五	萬	三	郎	五
八七	榮	三	郎	五
八九	仁彌	三	郎	五
九一	勘	三	郎	五
九三	ほ	三	郎	五
六二	剛	五	郎	五
六四	徳	平	次	五
六六	た辰	次	郎	五
六八	ふ	郎	郎	五
七〇	熊部喜久助	郎	郎	五
七二	た	郎	郎	五
七四	猶	郎	郎	五
七六	由た	郎	郎	五
七八	あ	郎	郎	五
八〇	喜代次	郎	郎	五
八二	善之	郎	郎	五
八四	巳之	郎	郎	五
八六	清太	郎	郎	五
八八	立	郎	郎	五
九〇	万平	郎	郎	五
九二	久次	郎	郎	五
九四	宇野甚藏	郎	郎	五

二七	徳長	平	次市	三
二九	高瀬屋佐太郎	つ	六	三
三一	た	つ	六	三
三三	津田九太夫	つ	六	三
三五	別記卯三郎	つ	六	三
三七	善久左右衛門(西彼)	つ	六	三
三九	松本忠治	つ	六	三
四一	清次	つ	六	三
四三	は	つ	六	三
四五	も	つ	六	三
四七	林	つ	六	三
四九	幸	つ	六	三
五一	源	つ	六	三
五三	さつ	つ	六	三
五五	萬	つ	六	三
五七	す	つ	六	三
五九	敬	つ	六	三
二八	比	し	三	三
三〇	嘉佐	六	三	三
三二	は	六	三	三
三四	瀬右衛門	六	三	三
三六	は	六	三	三
三八	要	六	三	三
四〇	清	六	三	三
四二	熊	六	三	三
四四	八	六	三	三
四六	い	六	三	三
四八	く	六	三	三
五〇	文	六	三	三
五二	由之	六	三	三
五四	藤	六	三	三
五六	か	六	三	三
五八	金栗宇兵衛	六	三	三
六〇	卯兵衛	六	三	三

九五	豐	八	九六	法	成	九
九七	か	め	九八	和	重	七
九九	繁	都	一〇〇	貞五	郎	七
一〇一	鶴之	助	一〇二	徳太	郎	七
一〇三	喜代	松	一〇四	七	き(西彼)	七
一〇五	幸五	郎	一〇六	鶴	松	七
一〇七	秀	吉	一〇八	末永道	伯(南高)	七
一〇九	小左衛門(南高)	門	一一〇	雪	藏	七
一一一	彥	以	一二二	さ	守	七
一一三	菊之	助	一二四	徳次	郎	七
一一五	竹次	郎	一二六	政太	郎	八
一二七	初藏	藏	一二八	せ	き	八
一二九	豐國屋七彌(南高)	彌	一三〇	勝	藏	八
一二一	吉藏	藏	一三二	次	吉	八
一二三	正三	郎	一二四	駒太	郎	八
一二五	乙吉	吉	一二六	喜久	助	八
一二七	與兵衛	衛	一二八	た	か	八

一二九	友吉	助	一三〇	伊助	助	七
一三一	藤助	助	一三二	彌三	八	八
一三三	千之助	助	一三四	そ	も(南高)	八
一三五	宮永嘉兵衛	衛	一三六	字十	郎	九
一三七	嘉平	平	一三八	惣三郎	衛	九
一三九	平田亥一郎	郎	一四〇	友三郎	郎	九
一四一	轍齋	齋	一四二	武助	助	九
一四三	淺太郎	郎	一四四	龜	市	九
一四五	濱本卯藤治(東彼)	治	一四六	磯野甚之助(南松)	助	九
一四七	村崎久太郎(西彼)	郎	一四八	太田常次(西彼)	次	九
一四九	中村さの(西彼)	の	一五〇	唐坊盛太(對馬)	太	七
一五一	中村與之(對馬)	之	一五二	堺屋久未	未	九
一五三	西村勇藏	藏	一五四	高田太平	平	九
一五五	城山平五郎(南高)	郎	一五六	三木松次郎(對馬)	次郎	九
一五七	大高永次郎(西彼)	郎	一五八	大宮福太郎(西彼)	太郎	九
一五九	大町初太郎(南高)	郎	一六〇	山下忠吉(南松)	吉	九
一六一	齋藤辰三郎(西枝)	郎	一六二	松浦九藏(南高)	藏	九

一六三	林 菅次郎(西彼)	一〇三
一六五	鶴田 宇八(北松)	一〇四
一六七	松田 喜作	一〇六
一六九	岩本 よみ(西彼)	一〇八
一七一	岩永 半十(西彼)	一〇九
一七三	前尾 藤十(巻鼓)	一一〇
一六四	宮川 勘次郎(西彼)	一〇四
一六六	大久保 作市(西彼)	一〇五
一六八	永江 清次郎(南高)	一〇七
一七〇	尾崎 さつ(南松)	一〇八
一七二	本田 榮作(南高)	一〇九
一七四	三木 廷(對馬)	一一〇

以上(百七十四人)

貞操

一	高橋 渡自采女(對馬)	一一
三	淨 智	一二
五	と き	一四
七	せ ん	一五
九	く ら	一七
一一	ひ さ	一九
一三	辰野 なか(西彼)	二〇
一五	中山 ちき(北高)	二二
二	玉 姫(巻鼓)	一一
四	桶屋 某の妻	一四
六	ま つ	一四
八	と ち(南高)	一六
一〇	高島こう、(附かつ)	一八
一二	橋本 きみ	一九
一四	水田 チャ(南高)	二〇

以上(十五人)

節義

一	浦川 七左衛門	三三
三	石田 嘉平次	三三
五	せ ん	三四
七	嘉 七(北高)	三六
九	與 吉(南高)	三八
一一	太 次	三九
一三	つ ら	四〇
一五	ち ら	四二
一七	末 吉(西彼)	四三
一九	周 助(巻鼓)	四三
二一	造 酒兵衛	四四
二三	長 太郎	四五
二五	ま ゐ	四六
二七	ま つ	四七
二九	太 吉	四八
二	角 兵衛	三三
四	半左衛門の妻	三三
六	ま つ(西彼)	三五
八	伊 八(西彼)	三七
一〇	喜 助	三八
一二	丈 八	三九
一四	萬 次郎	四一
一六	な つ(西彼)	四三
一八	と つ	四三
二〇	庄右衛門	四四
二二	嘉 藏	四五
二四	ま つ	四六
二六	太 七	四七
二八	き よ	四八
三〇	と つ	四九

三一 傳五郎	三二 久藏
三三 和助	三四 卯吉
三五 長兵衛	三六 湊伊作(東彼)
三七 金子百松(西高)	三八 眞崎多一(北高)
三九 下田七郎左衛門(南高)	四〇 鐘ヶ江長次郎(南高)
	以上(四十人)

清廉

一 布屋了心	二 島原屋市左衛門
三 西吉太	四 小篠吉左衛門
五 義觀	六 何六官の子
	以上(六人)

勤勉

一 嘉一郎	二 豐八
三 勝太郎	四 兵之助
五 和三郎	六 松兵衛
	以上(六人)

孝節傳

孝悌

一 甚太郎

寛文の比かるとよ、長崎今紺屋町といふに甚太郎とかや身賤しく其家甚だ貧しき者ひとり父を養ひて孝なり、此父年老ひて目盲ひ且つ耄亂れもの狂はしき病ひす、甚太郎母は早くうせて、はらからもなく、ただ獨の父とやつしき宿りに住居し侍りぬ、生計のいとなみには、菜の類ひ菓のくさくさなど商ひてを父をば養ひける、朝毎に早く起出でて、先づ飯炊き、父の爲め器物に取り分け、父はいつも遅く起き立つ事なれば、いまだ寝たる枕元に父の器物取揃へならべをき、飯はここにあり、あつものは爰にありと、告げ知らしめ、己れも食しぬれば、賣物持出るに、早き時は二時ばかりが程に賣盡して歸れど、賣れがてなる折からは、日半ばかりに遅く歸るに、父あくかれ戸ほそによろほひ出でつつ、甚太よ甚太よと、聲高く喚びてやまず、折ふし道ゆく人の聞ぬるが、道に逢ふて、父のさまを告ぬる時は、菜の籠をも捨置つゝ走り歸りて、父をかき負ひ、内に入て慰め、湯水の望なと問つゝ、心の願を叶へて安し鎮めてぞ、又は出にける、商ひ果てゝ歸りぬれば、晩炊きなとよみ、父に進め己も食べて、又明日の賣物求めて取したゝめ置きつゝ、父の過ち置ける事どもあらため侍りぬ、父の病は自ら穢せるを覺へぬ

孝節傳(孝悌)

なれば、衣ふすまなどの穢れたるを、夜に入りて竊にすゝぎ洗ひて怠る事なし、夜とても父の側に寝て安からに思ふ事なくて明すべき夢だにもあらず、かく事へ養ふ事數多年を経しかば、時の刺史なる河野通定君に聞えて召出し給ひ、鳥目二千疋をなん賜ひけるに、一郷の富めるともがら、各志にまかせて恵みける程に、昔に引きかへて饒なる身とはなりぬ、河野君此おのこ召出されける折から、同郷に父子訴をなせる者あり、是も同じ時召出されて側に並べ置かれて、先甚太郎に引出物ありてさまざま感じおほせごと共ありて、次に聲を烈しくし給ひて、訴への父子を責めさせ給ひて、子なるを畜類なり奉行は人の訴へを断れるの官役なり、畜類の訴へを断る役にあらずとて、追ひ退け給ひぬ心ある人はみな涕おとし侍りぬ、甚太郎後はやゝ身も饒にすぐして父も安らかに終りぬ、年経て身も老ぬるに子はなけれど、猶子ありて近き比まで、たのしく養はれ侍りぬ。

二 宗融長老

高雲禪寺の宗融長老は、本肥前の國の産なり、當時住職の中一人の老母あり、事へ養ふこと極めて孝なり、母常に魚味を好み、素より寺中の禁制なれど、母の若き頃より好めるたぐひを今更堅く止め侍らば、老の力いよいよ衰へ壽きたもち難からんにやと、時々魚類を買求め、門脇なるおのこを頼み、其家にて調味して母にすゝめ侍りぬ、寺貧しければはかしくし下僕もあらず、常に出るに大かたは供人もなし、ある時、一人市町を往きけるに、母の好める鮮き魚を賣るに逢へり、悦びてそこの知人に錢を借りて魚を買ひ、葛わらやうのものに貫き、自ら手に提もて歸りて例の門脇なる家にて調味

して母にすゝめ侍りぬ、ひとへに母を愛するの誠深くて人の褒貶を思はず身の名聞を忘れたるなり、是をもてよろづ推し量りていと尊き法師なる事をしりぬ、年経て母も寺にて終り、後に其身は他方にて遷化有けるとぞ、學才も大かたならぬ人なりしとかや。

三 安永安次

(南高來郡)

肥前國、鳥原管内加津佐村津波見名、有孝子之在矣、姓安永名安次、(號久右衛門)其父曰安平(號助左衛門)、安平、初爲筑前國北原村之邑長、其後移居于此、勤村老之事、有四男一女、安次乃其長子也。居之可四十年頃歲、使安次代已爲村老、委之以家事、安次、以父母之齒共踰七旬、別營一舍、爲退老之處、天性至孝保養竭力、其家素貧窶、耕稼躬務、其父見安次之所爲、慮其艱難之不堪、召之告曰、我老而矍鑠筋力未憊、請爲汝耘耔而少紓汝之勞、安次且驚且歎、愉々因辭、遂未使其手提携耒耜也、田疇墮圃之所種、必問其親之所欲、而唯命之從、苟非其所欲、則不敢殖己之所欲也、每歲分私田數畝、深耕易耨、無鹵莽無滅裂、不弛其力不施其勞、及稼穡之既成平、秩以給老親之資用、己家雖或衣食不足、凍餒欲至、未嘗省其養而爲己之利也、然及納租稅、則不重其賦、不違其期、不待吏之促、不受公之責、一鄉之民、又無能及之者、連歲然矣、或遇凶年飢歲而無甗石之儲、知足而晏如、不敢向父母片言隻語說貧苦、唯以安其心爲業也。

晨省而待起、昏定而至寢、冬則中夜而起、問枕席之安否、夏則設床於茂樹蔭涼之地、避暑於此、有烈風雷雨、則無晝無夜、直走至膝下、曰聞中蕭然矣、子孫團欒悉在我家、願少間來息焉、乃携歸而慰

其寂也、雖遊同閭之間、不告、則不敢出、出而歸則無不反命、況於適他方乎、偶有宰吏之召、則告其所以召而出、畢事而歸、則必告其所以命而休焉、若之他而求得珍異、則歸而羞焉、若有人投惠微物、則行而獻焉、非有餘、則不爲己之有也、其父母共好佛、平日常參寺院、安次自編草織屨、每其將出、拾舊而供新、凡作用運動、皆承其意而後行也、不犯國法、不忽公役、能守遺體跬步不忘、篤行如此、聞其行者、誰不興起哉、故弟妹妻子化其所爲、孝養是務也、行伍之間、同隊之民、感之、志慕之風、衆共推之、莫不從其所言、豈啻此屋之民化焉而已乎、一鄉皆慕焉而、一邑皆稱焉、一邑稱焉而閭隣之閭巷皆無不知也、事遂達太守、感餘黎蚩々之際、能有如此者、賑之以白銀、益勵其孝志、表閭顯名、悉免其戶稅丁役、積善之家有餘慶、其此之謂乎。

太守謂誰、島原城主朝散大夫尙舍奉御源君忠房也、嗚呼古之遺孝也哉、嗚呼古之遺法也哉、太守曾治丹州之日、有孝子、有悌友、共旌其門、今又有如此之者、則太守篤於親而、民興於仁者乎、乃作之傳、附之以贊、贊曰

西陲之地 仄陋之民 溫清從時

定省事親 水菽窳贍 圭華家貧

何代何土 天下生人

延寶九年辛酉仲秋上旬

課役免許之事

持高拾八石五斗貳合

整宇林戀直民甫識

右依有孝于父母、持高取懸之諸役夫代、御免除之旨、依主君忠房公郷如件

延寶八庚申年四月十五日

種村新五兵衛 尙重

團竹右衛門 助久

笹田傳右衛門 正勝

加津佐村津波見乙名

久右衛門

左は、安永安次の後裔最上てる氏が、父祖より口授されたる安永安次の逸話なり。

一、安永安次所用ありて、島原城下に出發の折、母は草履を用ふべきを命じ、父は草鞋を命ずれば、母は重ねて、草鞋は足を痛めること大なれば草履にせよと云ふ、安次は止むを得ず、半足宛をうがちて出て行きたり、之父母の命維従ふ一例なり。

二、城主忠房公、久右衛門の孝なるを聞き、横目をして之を見定めしむ、横目、久右衛門の上納歸りに尾行して之を伺ふ、母手づから草鞋の緒をとぎ、且足を注ぐ、横目之を見て、庄屋元に歸り、久右衛門を召して、其の行の孝に非ずして却つて其の不幸なるを詰問す、久右衛門曰く遷生は親の命維従ふの主義なり、片言隻句にても、親の命に逆ふことなからんと應ふ、横目曰く然らば、汝は親を愛するか、將又子を愛するかと問ふ、無論親も可愛けれども、如何にも子に如かず、横目其の卒直なるを嘆稱して歸りきとぞ。

三、久右衛門の孝なること、遂に上聞に達し、戸租十八石五斗二合及び丁役を免じ、且馬上にて城下

に出勤するを許可さる、久右衛門之を返上す、城主然らば何か希望することを云へと、頻りに羞めらる、依つて細民立てば、己も亦立つ故に、津波見名中の戸租を半高退減の旨を陳述す、然るに之を許す、猶又城下公役半高に、歩銀(中元の給銀)穀物代等も半減となる。

津波見名中の人、之を徳とし、舊幕時代には、久右衛門の家すべての普請をなし、且二人の常備小使を同家に供へしむ。

四、父重病に罹る、久右衛門醫藥等怠りなし、然るに家貧にして米を食せるを氣遣ひ、頻に米を止めよと云ふて止まず、久右衛門漸く新米出来たれば、買はずとも可なりと云へり、然るに實際は新米の出来たるに非ずして、一時父の氣を休めしめん心より出でたる言なり、久右衛門後に至りて氣付き、今日まで、一度も父母をあざむきたることなき身、如何にしてかゝる失言したるか、残念のあまり、夜に入れども眠る能はず、田に出て終夜低回田圃を廻はること七度に及ぶ、黎明を覗いて見れば、穂の黄色なるを認む、稻既に熟したるか大に喜び、穂を抜きて歸る、直ちに手にてすぎき、ほいろに掛けて後白米となし、新米を供す、父之を聞き大に喜び言語に絶す。

(其の田は早稻田と稱へ二畝歩に餘る細長き田なり)

五、毎年舊六月十五日、津波見名中の男女百數人、其の早稻田の穂をすぎき、之をほいろに掛けて白米となす、而して直ちに膳に入れて、穀殻のつけるものと、碎米と、無缺の米との三種に擇び分け、無缺なる方は、之れを八合三俵(俵の外部は、穂の心を用ひ、中は、穂の心を用ひ、外部は、穂の心を用ひ、中)を作り之を領主に上る、領主は一俵を止め、一俵は陛下に一俵は將軍に献上すと、又一勺半入り五六十袋を作り、藩士の主なるものに分つ。

津波見名の人には、人毎に貳拾粒位づゝ分與し、自宅に一合位保存し、此の米を魔拂ひとして貴重す、諸方より折々貰ひに來りたりと云ふ。

四 千布仙右衛門

延寶の比かとも、清水寺前なる町に千布仙右衛門といへるものあり、一人の老母に事へて孝なりし、其家久しく繼ぎ傳へたれども、貧しくて下人もあらず、妹とたゞ二人ありて朝け夕けの營みをつとめて母を養ひける、常に母の好めるものあれば、兎角謀り求めて進めすといふ事なし、親しき人友達など云へるは、其許には年もやゝ傾きぬるに、妻をばいかて娶らぬにやと、いさむれどしたがはず、妻の若し母の養ひ疎かに母の心にも叶ひはべらずは、我こそ罪得へく、母の爲にも中々あしかりぬべしとて、終に妻なくてぞやみぬ、母年きはまり身まかりぬる後には、常に佛に詣てつゝ母の後世を祈りぬ、或夜の夢に、母正しく來りて云へらく、その孝によりて、世に在し程何の苦もなければ、心の罪もなく、靜に安かりし故、死して今善所に至りぬと、告知らせぬ、妹なるも同じ夢のさまなれば、心の罪もな門深く悦び千駄禪師に至りて、此の有さまをかたり供養を頼みて益々母の冥福を祈り侍りしとぞ。

五 松平好房

(南高來郡)

好房は、忠房の嫡子なり、幼字は右近、慶安元年十二月二十五日、江戸山手臺邸に生る、幼にして岐巖絶倫、四五歳にして國俗の字を解し、方角の字を知る、府城及び父母在す所の方に向つては、敢

孝節傳(孝悌)

て足を伸べず、出づるときは、父母に告げ、歸れば前に來る、若し珍品を得れば、之を父母に獻ず、父母之を把り見れば、喜ぶ事甚だし、父母物を賜へば、拜して之を受け、愛して失はず、時ありて書を賜ふときは、戴いて之を披き、讀み畢つて又戴いて之を納む、凡そ父母の言ふ所は、敬して違はず、或は侍者と談じて、父母の事に及べば、臥すと雖も、必ず起き、正しく座して之を聞く、或は母の側に侍して、若し寸刃錐針の類を見れば、其の誤つて觸れんことを慮り、手自から之を收む、稍長じて傍室に在りては、晨に省み、昏に定めて、父母の安否を問ひ、他に適いて夜闌なりと雖も、反面せざる事なし、花の時、月の夜に當りては、屢々請ふて父母を迎へ、和樂して興を添ふ、父母或は疾に罹るときは、其の側を離れず、藥は必ず先づ嘗め、食は必ず先づ試みて之を進む、父母或は憂に丁れば、慰諭順承して以て飲食を勸む、漸く成童に及んては、奢侈を厭ひ、儉約を守り、其の志を恣にせず、言ふ所、行ふ所、皆父母に順ふ。

父封邑に在るときは、留守の事を勤め、報告する所懈ることなく、闕くことなし、而して母に事へて、愈々謹み愈々敬ひ、且諷諫の意を寓して、慮其の心に協はざることあれば、自ら省み、自ら悔いて、心を盡さざることなし、其の喜色あるを待ちて、始めて退く、稟性多病、常に父母の憂を爲さんことを懼れて、治養甚だ慎しむ、故にヒ茵初に復る事數度なり、其の孝志の大概此の如し、日常細小多端なるが如きに至りては、あげて計ふべからざるなり、人と爲り、敏にして和、親族に睦じうして禮あり、家僕を撫して恩を施す、故に内外皆懷服せざるなし、人皆克家の量なるを知る。

好房、幼にして好んで和字の草紙を讀み、其の中に忠孝の事あれば、深く心に感じて顔色に形はる、

既にして四書の句讀を習ふて、以て其の篇を終ふ、歿する前病に臥す、間父母來り視れば、必ず起座して之を待ち、恭敬失ふことなし、其の氣分如何を問へば、苦痛甚だ切なりと雖も、必ず平快と稱して、以て其の心を安んず、然るに天年を假さず、寛文九年六月二十三日を以て、遂に箕田の邸に逝く、春秋僅に二十一、嗚呼之を花全く開かずと謂はんが、はた之を苗秀て、實らずと謂はんか、誠に是惜むべきの甚だしきなり、其の臨終に及んで、父に告げて曰く、小子の命、今日に限れり、歛葬唯々大人の心に任すのみと、忠房其の意を察して佛事に拘はらず、其の家士をして、柩を護して之を參州深溝に送り、其の乃祖の墓畔に葬らしむ、本朝孝子傳の贊に曰く。

六

名閥之裔。英邁之資。自幼孝順。至死不衰。慈闈極愛。群下嘆才。春秋三七。嗚呼命哉。

今博多町
與次右衛門

此者儀、凡六十八年程以前、孝心之段達御聽、御米拾俵被下置。

七

(以下此者儀云々とあるは總て長崎奉行申渡(褒賞留帳全文なり)控の全文を掲げたり。)

船津町
權左衛門

此者共儀、凡六十一年程以前、孝心之段達御聽、御銀七枚同五枚被下置。

八 徐 德 政

其の先は明の紹興蕭山の人なり、父敬雲明萬曆中始めて投化して子女を生む、各々二人徳政は其の長子なり、少にして捷才あり國語に通じ、長崎に居る、府署其の華種たるを以て、擧げて譯人部に屬す、性至つて孝順、慶安二年父歿し、又九年にして母歿す、徳政喪に居て、哀を盡し、墳を築き祠を建つ、百堵皆新に美を盡し、善を盡す、時日祭を修め、死に事ふる生けるが如く、終身怠らず是の時に當りて家樹皆な白に變ず、世以て孝感の致す所と爲すと云ふ。(大日本人名辭書)

九 九 み や

島原領、豊後國、國崎郡、芝崎村磯町に、莊三郎と云ふ者あり、赤貧洗ふが如く、二男一女あれども、其の二男は、年期奉公に出て、遠郷に在り、其の一女を宮と曰ふ、一度他家に嫁し、七歳の子ありしかども、寡婦となりて、父の家に歸る、既にして其の母を喪ひ、其の父老いて疾あり、宮、旦夕之に事へ、力を竭して孝を致し、日夜怠らず、然れども窮困にして供給なし、宮食を村家に乞ひ、以て之を奉養すること、既に七年なり、其の出づる毎に、父を省み、未だ食せざれば、敢て出でず、其の疾、稍發すれば、出づると雖も、早く歸りて之を看護す、若し些少の錢を與ふる者あれば、父の食する

所を料り父の嗜む所を擇び、菓肴を買ふて之を供す、父孫に之を食はしめよと謂えば、心を勞する勿れとて、己れの子に之を食はしめず、食乏しきに及んで、父宮と孫とに食を分たんと欲せば、小子は、既に妾と他家に食ひぬとて、之を食はず、常に父の心身を安からしめんことを期し、暑に當りては、父を牀上に寝ねしめて、宮は己れの子と地に臥し、終夜牀を扇ぎて、之を涼しからしむ、寒に當りては、薦席を重ねて、父を覆ひ、躬自ら父の足を懷きて、之を温む、其餘至孝の情至らざる所なし、一村の民、皆其の至孝を知り、之を官に告ぐ、藩主忠房之を聞き、其の孝情の厚きに感じ、元祿五年五月五日、米五苞を賜ふて之を賞す。

10

西濱町五郎兵衛悻

喜平

同弟 又 市次

同町糸屋惣六借家

吉郎兵衛

同弟 四郎左衛門

此者共儀、孝心之段達御聽、近藤備中守様御在勤之節、元祿十二卯年御米五俵宛被下置。

一一 吉兵衛、久兵衛、ふく

桶屋町といふに、疊さしぬふわざを營める兄弟三人住侍りぬ、兄を吉兵衛、弟を久兵衛といひ妹を福とかや聞えぬ、父は三十年ばかりさきにうせて、母は二十年ばかり先にうせぬ、父いまだながらへし時より、父の業を継ぎて二親を懇に養ひ事へぬ、父の齡七十あまり八歳をたもち父失て後、此三人の子供母に事へ養ふ事大かたならず、夫れのみか、兄は弟と妹とをいとほしみ、弟妹は兄をうやまひ助け、心を一にし、力を合せて怠る事なかりし、兄なる吉兵衛年や、長けぬれど、妻をも迎へず、兄の妻なき故弟なる久兵衛も妻もたてぞ有ける、此二人のおのこ妹なるに云へるは、我等は男の身にて乏しき住居に妻なと持てらは、母の養ひに事足らず、又又如何なる心様の人にて、母の心に叶ぬ事もはかられ侍らねば、母の爲憂目もやみ給はんと思ふにあり、そこには女の身に侍れば、行末のよるべなくてはあらぬみちなれば、如何なるよすがをも、ゑにしに任せてよかしと、うちうち諫め聞へつれと、福女いとよはびていなや、一人の母を捨て二人の兄達に離れ、いかて何つくへか行き侍りなんや、返す返すもさる事をば思ひ給ひぞ、とうけひくさまもなければ、せんすべなくて年月を送りぬ、二人のおのこは、日毎に疊指縫ふ雇にゆく事怠らず、其の錢の儲けをは、専ら母の養ひにそなへて、己等は常に事足らてぞ有ける、冬の寒き夜には、衣もさすが薄ければ、三人のはらから母の左右に寝ね、福女は母のもろ足を、己が懐に押入れてぞ温めける、かく心をつくし養ふ事年久しく、母の齡七十あまり五とせと云ふに病みて終りぬ、三人の歎き見る人あはれと云はぬはなし、母失せて後は、又弟妹吉兵衛に仕ふる事、父母に事ふるにことならず、兄も後に病つきて、業のつとめも叶はねば、弟久兵衛ぞ獨り業を營みて兄と妹とを養ひける、かゝるほどに吉兵衛七十三歳にて身まかりぬ、福女又久兵衛に

事ふる事、親に事ふるに同じ、久兵衛も先づ年齡六十餘りにて身まかりぬ、福女ひとり身と成りて、歎きに沈みてのみぞ有ける、すべて人の子の三人もあるが中には、必ず良からぬも、一人は有る事なり此同胞は三人ながらかかる勝れたるふるまひなるぞいと不思議なる、かふやうの事とも、日比あたりなる人共語りつたへ侍りしかば、世に隠れなく寶永三年の冬刺史佐久間君に聞へていと感じ給ひ、黄金三百疋米貳俵を福女に賜はりぬ、此の福女五十餘にて猶本の住家に獨り在りてゆかりなる輩を便りに明し暮し侍りぬ、天の恵みにやよりけむ、かゝる幸にもあへれば、身一つの樂しさ、いかなる富にかかふべき、同胞いづれも子のなきをぞ、人はいたはしくおもへど、天のしはざなれば、よしなき末のありて、身の後の名を汚し侍りなむよりは、これ亦如何なる天のいつくしみにやあらん、知べからず、父の名は善四郎とかやいひし。

一一三

き

磨屋町と云ふ所に、一人の貞女名はふきとかや聞えしあり、天草島の産にて、親兄弟貧しくて、此女を長崎に遣りて人の婢子となし數多年事へぬ、後暇明き如何なる由ありてや、人の妻となりて、磨屋町に住侍りぬ、夫の二親あるに事ふる事懇なり、おとこは本性善からぬ者にて、身のたゞずまひ苦しき事共ありけるにや、二親と妻とを捨て、何處ともなく立出て再び歸らず、妻いたう心憂きことに思へと、舅姑の老たるを我さへ捨はなれ侍らば、何を便りに身を過し給ひてんと、明暮二人のいとをしきをかなしみつゝ、付添居てぞ事へ養ひける、其家の生計には、皮香を作るに、此女晝は田舎あ

たりに行て、櫛の皮を買求め、夜は皮香に搗き篩ひ、舅なるか、荷ひ持ち出て賣りよろほひつゝ、憂き年月を侘しく煙たえたえにてぞ暮し侍りける、舅は若きより、僅なる山島などもてれと、老て弱りぬれば、作り營む業もはかくしからねば、此女を萬つ立ち働き、自ら肥料様の物など荷ひもて行き、又は麥黍刈收る業迄、怠らずぞ家の養ひとはなしける、故郷なる兄弟などよりは、便り毎に夫もあらぬ家に一人苦みて世を過しなんよりは、此方へ來りねと、あまたび云をこせたりけれど、我こゝにあらずば、二人の老たるかいか成行給ひてんと、うけひく心もなくぞ暮し侍りける、かゝる心はへの天にや通ひたりけん、今年正徳五年霜月時の刺史大岡君に聞へて此孝女を召されみそなはし給ふて、米拾俵白銀拾枚を賜ひ、其外さまざまの御惠みおほせごとなど有りしとなん。

一三

磨屋町馬場藤左衛門借家

吉兵衛娘

ふく

此者儀、姑江孝心之段、達御聽、大岡備前守様御在勤之節正徳五未年、御銀拾枚御米拾俵被下置。

右同時御在勤之御目附、大久保市郎右衛門様より右ふく江御銀壹枚木綿三端被下置。

石川土佐守様御在勤之節、享保二酉年右ふく江御米五俵被下置。

一四 松本加次右衛門

松本加次右衛門とかや聞えしおのこ、二十許りの比にや、松本氏なる者の養子と成りて、異國の船の番となり、養父の家業を継ぎたり、此加次右衛門養父母に事ふる事甚だ孝なり、父は元祿の頃身まかりぬ、その在りし世のほどつかへ養ひしこと云はん方なし、父失せ侍りて後、又その母に仕へて懇到なり母久しく常に自遣の病ありて、夜晝數度覺へず穢しぬ、加次右衛門常に自ら不淨を洗ひそゝぎて厭ふ事なし、親しき人など諫めてなど妻迎へて事へしめさるやと云へば、妻とても他の人なれば心へだて侍りて、母の心安かるまじとて、妻をも持たて唯自らひとり母に事へてぞありける、唐船の護りに出る折からは、年頃惠みおける婢女の老たるに頼み置きて、己が仕へし如くに洗ひそゝきをなさしめて、公事の勤果て、歸ぬれば又いつもの如くにぞ事へける、かゝる有様世にも隠れなければ、時の刺史永井氏にも聞へ侍りて感じをほして其役士の座長に進め給ひ白銀二十枚真綿二屯を賜ひぬ、母は正徳の頃身まかりて近き程よりぞ妻をも迎へ侍りける、昔より唐大和孝子は多しといへどおのれを生みし父母には受得し天つ心ありて、をのづから父母を懐かしみ仕ふるも多かれど、養ひ親に仕へて至孝なること、加次右衛門が如くなるは多からず、仁者は必ず勇ある習なめれば、此おのこの末の榮頼母しくこそ。

一五

浦五島町

高石屋市郎兵衛

此者儀、老母江孝心之段達御聽、享保二十年御米拾俵被下置。

一六 權太郎 (北高來郡)

享保の頃高來郡諫早多良驛に要藏と云へる百姓あり、年比中風症を患ひ、褥中の人たること十數年、赤貧誠に洗ふが如し、時に一子權太郎年尙幼なり、母と計りて生計を辨じ、僅に飢へざるを得たり、權太郎人となり、質直、素朴、夏は、病床に侍して暑熱を拂ひ、冬は、爐によりて暖を取り、父の腰或は脚を抱き温めて、父が眠りに就くを見て歡びとなし、年を経て渝ることなし。

父病瘳に在ること數年、身體偃僂偏臥、飲食すれば嗜びて食喉を下らず、權太郎之を憂へて已まず、如何にもして其の苦悶を救はんと欲し、床下に入りて、床の衝木を抜き、以て窪凹の座を造り、食ある毎に、常に父をして此所に居らしめ、畢れば亦衝木を擧げて平常に復す、父之より嗜ぶ事なし、父便溺あれば、躬ら之を濯漑し、敢て曾て母を煩さず、又父夜半にして睡覺むる事あれば、則ち權太郎を呼び覺し、命じて歌はしむ、權太郎聲に應じて歌ひ、毫も父の意に違ふ事なし、近隣初は之を怪しみしが、後父の命に依ることを知り敢て咎めず。

或時父虱を生じて頗る苦しむ、權太郎之を捫れども殲すこと能はず、山に入りて薪を拾ふ毎に、枝のよく曲れるものを採りて父に與へ、背を搔くの具とせり、而して虱滅せず父益苦しむ、遂に紙にて衣服を製し、之を膚に著け、上に虱衣を覆ねしむ、衣温まるに及びて、虱漸く出て紙衣に集る、乃ち振ふて之を棄て、殆んど竭せり、總じて耕耘は父の命に由らざるなく、禾黍の初實、艸木の花等、得

れば先づ父に供し其の歡心を得るを以て樂しみとなす。

享保十八年春、父魚を求む、權太郎時に年十二、之を市に索むれども得る事能はずして、自ら河邊に至るに、忽ち大なる章魚岸頭に浮游す、權太郎喜び捕へ還りて父に供す、同年四月、父又魚を求む、權太郎河口に到り、攪網を以て大なる鯔魚二尾を得たり、十九年冬、父又魚を思ふ、權太郎馳せて江に至れば、砂上に盆の如き泥甕あり、即ち捕へて歸る、二十年冬天寒く雪到る、父又魚を欲する事切なり、權太郎即ち河口に到る、河中砂堆くして雪降らざる處あり、怪しみて、砂を攪除すれば、鯔魚數十蠢々として群をなす、權太郎大に喜び、其の大なるもの十七を得たり、一日父酒を求む、時に家に儋石の貯なし、權太郎薪を携ひて酒に代へんとし、山に入る、忽ちにして錢十九文を拾ひ歡び禁ずる能はず、直ちに酒を沽ひ父に奉ず、元文四年春、蕃落を栽へんとして畝に出て、縱横耕種するに、憂々として鎌を撞つものあり、之を檢するに錢百八十文あり。

以上の事奇蹟に類す、權太郎八九歳より父母に仕へて至孝、父歿するに至るまで、敢へて變る事なく、朝夕身を以て、父母に盡さずと言ふ事なし、里俗歎賞して名を言はず、稱して二十四孝となす。事藩主諫早氏の聽く所となる、諫早氏深く之を賞し、錢一千文を賜ふ、元文四年八月に至り父遂に歿す、明年夏、事佐賀侯に聞す、侯以て諫早氏善政の然る所となし、母及び權太郎に緘二端、銀、錢各若干を賞賜し、以て其の篤行を表す。

寛保元年冬十一月、權太郎年廿歳、諫早氏擧げて先驅の士となし俸若干を給す。

此者儀、養父母病身に有之候處、平生心を盡し致養育候段奇特之旨達御聽、萩原伯耆守様御在勤之節、元文四年十月爲御助成鳥目七貫文被下置。

東上町傳助養子

傳

藏

一八 江上次郎兵衛

江上次郎兵衛は、本籠町の人なり、纒なる薪炭を商ふを生業とす、幼少より父母に孝を盡し、父歿して後は猶以て母の孝養怠らず、然るに母八十餘歳にて老耄し、動作殆んど小兒の如く、食物其外氣隨なる事のみなれども、妻諸共少しも氣に背きたることなく調べ遣し、又家内の者にも兼々申付かた宜しく少しも塵抹に取扱ふ者なし、身代追々不如意なるも、母の望む事には衣類家財を沽却しても之を調べ、少しも其意に背きたることなかりしとぞ、此旨奉行萩原氏に聽へ米三俵を賞賜せられしとぞ。

本籠町

江上次郎兵衛

此者儀、老母江孝心之段達御聽、萩原伯耆守様御在勤之節、元文五年閏七月十日御米三俵被下置。江上次郎兵衛儀平生僅の薪商賣仕渡世送申候處幼少之時より兩親江孝行仕四十三以前父に離れ夫より猶以て母に孝を盡し申候然る處老母儀八十餘に相成申候得ば數年老耄仕子供同前に

罷成居申候て食物其外不依何品好事等仕候得ば早速相調氣に背き不申候様に仕尤其身は不及申上妻之儀も同前に孝行仕勿論家内之者共江も兼々申付置候に付何れも塵抹に不仕候段承及申候近年商賣等無御座不仕合に罷成至極貧窮に暮申候得共老母望事之儀は衣類家財沽却仕候ても相叶へ申候由兼て及承申候段本籠町乙名田口惣兵衛より以書付申上候

本大工町浦川甚之助借家

吉右衛門娘

此者儀、吉右衛門十四五ヶ年以前盲目に罷成候に付、よく儀十歳之頃より父の側を離れず、老人と申盲目之事に候得ば怪我等も氣遣候由にて奉公にも不出付隨ひ、數年晝夜孝行致し候段相聞候、天性の道理にて親を大切に存候事に候得共、多人に勝れ右よく孝行仕候段末々の者には奇特之旨達御聽、窪田肥前守様御在勤之節、寛保元四年三月十三日御米拾俵被下置。

北馬町

今魚町三郎

喜三 次

寛保元年十二月九日、萩原君の御時、北馬町傳三郎、今魚町喜三次兄弟、母の敵甚三郎を大黒町海邊にて討けるに付、御檢使被差出、翌十日御裁許場へ御呼出、御吟味ありて、米二俵宛賜はりける。

二二

櫻町 ほん

此者儀、母江孝心之段達御聽、田附阿波守様御在勤之節、年月不知御銀壹枚於御役所被下置、御銀五枚於長崎會所被仰付候。

二三

東濱町 太郎右衛門
内中町 七五郎

此者儀、親江孝心之段達御聽、田附阿波守様御在勤之節、寛保三三年御勝手江被召出御金貳百正被下置。

二四

南馬町 長八後家

此者儀、姑井夫長八長病に有之候を、孝心を盡し養育仕候段達御聽、田附阿波守様御在勤之節、寛保三三年御銀壹枚被下置。

二五

櫻町 權兵衛妻

櫻町權兵衛妻、夫權兵衛身まかりて後、親に孝行なること人に勝れたる旨、近隣の老威せぬはなし、寛保四年三月二十五日、被召出、銀五百目を賜ふ。

二六

西古川町 萬屋町住吉屋新右衛門
手代

右の母に孝行致し、新右衛門手代も能奉公相勤候者に付、乙名共取持右しると夫婦に致し候段達御聽、田附阿波守様御在勤之節、延享四卯年、商賣爲元手銀壹貫目、且とる亡父家質に入置候

家屋敷半ヶ所、御請返被下置。

二六

東古川町
角左衛門

此者儀、貧窮に候處夫婦共に父母江孝心に有之由、近隣之者共申聞候旨乙名申出候に付、田附阿波守様御在勤之節、延享四卯年九月御銀五百目被下置、彌孝心を盡し候様被仰渡。

二七

爐粕町
長市
今紺屋町
徳平次

右長市主人江忠節を盡し、徳平次は親に孝行之段達御聽、田附阿波守様御在勤之節、延享四卯年二月、壹人前銀五百目宛阿波守様よりも銀壹枚宛被下置。

二八

本下町

庄左衛門後家

此者儀、八年以前より後家暮にて洗濯等渡世に致し、老母並娘兩人養育、極貧に候處、老母八十餘盲目に候を眞實に取扱ひ養育候由、孝心之者に相聞、奇特千萬之事に候、依之銀三貫目爲取、會所預り致させ、此一生之内年々壹歩貳の利足相渡候様に申付候、此度銀百八拾目被下置候旨、松浦河内守様御在勤之節、寶曆元未年閏六月廿日被仰渡候。

二九 高瀬屋佐太郎

高瀬屋佐太郎は西築町の人なり、天性正直にて諸人に禮儀正しく、母に事へて至孝なり、平日他出するには、一々母に尋ね其許しなければ出でず、歸宅すれば必ず母に見ゆ、母酒など好む時は、自ら陶器を袖に包み調へ來りて與へ、又母の寺參り等致し、歸宅の遅くなるか、又は俄雨などの時は自ら雨具等を持ち迎ひに參り、朝夕の食事も自ら煮焚し、成る丈け齒に合ひ候様調理し與へ、三年以前老母大病の節介抱の行届たる事筆紙に盡し難く、全く其爲快復致し、其後母の行歩不自由になりし手を引き後を抱へて少しも怠る事なく、寒中には自ら母の足元に臥し母の兩足を自身の腹に當て煖め、深更に至る迄怠らず、其上心掛宜しく、學問算術等も執行し、子弟を集めて専ら指南し、人柄宜しき故、所々より養子の相談あれども、他家へ出ては母への孝行も届かざる故、母の一生は他家へ參らざる様斷り、又妻を迎る様勸る者あれば、身分不如意に有之故、若其妻母の氣に合せざる時は却て迷惑に及

ぶ旨にて相斷り、終に母の存生中は妻をも迎へざりしとぞ、是等の事共奉行松浦氏に聞へ寶曆元年七月廿九日召出され、白銀貳拾枚賞賜せられしとぞ。

奉行所控文左の如

西 築 町

高瀬屋佐太郎

此者儀母え孝心之段達御聽、松浦河内守様御在勤之節、寶曆元未年七月廿九日、御銀貳拾枚被下置。

高瀬屋佐太郎儀人に勝れ老母え孝行に有之平日老母酒杯好み候節は徳利を袖に包み酒屋え自身參り調老母え與え候兼て他所へ罷出候節は逸々老母え相尋許し有之候上他所へ罷出歸宅の節も老母え相達老母寺參等致し歸宅延引候か又は俄雨等の時は雨具等自分に持迎ひに參り將又朝夕食事等も自身煮焚致し随分齒に合候様入念與へ申候右老母三年以前大病之節介抱致し方誠に筆紙に盡し難く子供取扱候様に致し全く老母の病氣も快氣致し其後は老母歩行も不自由に相見え申候將又寒中に至り候得ば佐太郎夜分は老母の足元に臥し老母の足を自身の腹に當て、暖め夜深く迄勞り晝夜の差別なく致孝行惣て諸人え禮義正敷正直に有之其上心掛宜敷學問算術等も執行致し只今は弟子杯も御座候て専ら指南致し人柄宜敷御座候故近隣の者より養子に貰申度相談有之候得共他家に出候ては老母え孝行も不自由に有之候故老母一生は何方えも不參由申斷妻の儀外方より相談有之候處是又身分不如意に候故決して不寄存候由老母の氣に不應節は却て及迷惑候由にて相斷候段近

邊の者共申出候。

三〇 佐助、嘉六

堀町に兄弟の者あり、兄を佐助と云弟を嘉六と云父の名は兵治兵衛と云ふ兄弟二人鯨を賣りて生業とし、二親を養ふ、母は近年狂疾を煩ひければ、種々療養を加へ、祈念祈禱も人の勸るに任せ、修驗者を頼みけれ共さして其驗も見へず、氣候につれて、屢物狂はしき時もあり、又少し靜なる時もあるに、四國巡拜をなさしめは、自然と氣もくつろき、病も癒ゆべき由勸る者もあり、病人もひたすらに立出んと云ふにより、家素より貧しくて貯へたる餘財もなく、且人を頼むべき事にも非ず如何はせんと思ひけるか、兄弟互に示し合せ、古き駕籠を用意し、二人自ら昇きて行くべしと、日を撰みて四國巡參、をぞ致しける、何れの御城下にて有けん、母の病差起り、忽ち駕籠より狂ひ出でさま／＼よしなき事とも云ひやまさる事久し、最と詮方なく見へし處に、兄弟二人戀にすかし宥めて、漸に母に承引させければ、何となく二人に昇き乗せられて行きぬ、見る人驚き不便に思ひ、且つ其取扱ふさまの戀なるを見て感ぜぬはなし、其後は事故なく巡り終りて長崎へ歸着しける、又父の平治兵衛は貧窮の者には、年々貧家救助米下賜せられしも、私共成人いたし相稼ぎ養育も致し候故、此上戴き候ては冥加の程恐入候斷候杯、奇特なる行ひある事、奉行大岡氏長崎下向の途に之を聞かれ、下着の上、兄弟を召出し、白銀拾枚を賜ひ、尙ほ兩親存生中救助米共時々賜はるべき旨寶曆十三年十一月二十三日申渡されけるとぞ。

奉行所控文左の如し

堀町

平治兵衛 倅

佐助

嘉六

右平治兵衛女房近年致亂心候處兩人之倅介抱の趣深切に相聞候に付其町乙名え申付隣家の者えも爲相尋處右平治兵衛女房十ヶ年以前より亂心に罷成候得共右兩人の子供孝行に取扱母の氣に背かざる様介抱致し快氣爲宿願當春母致同道四國遍歴に參爲致一先得快氣候始末奇特の事に候且又平治兵衛儀は貧窮之者に付年々貧家救米渡し候處子供成人致し相稼養育も仕候間冥加の程恐入候段申之去午十二月自分より相斷救米請取不申由是又輕き者には奇特の事に候依之爲褒美倅兩人を銀五枚宛爲取之以後爲手當兩親存生の内救米者度々無差替可相渡旨石谷備前守様 大岡美濃守様御在勤之節寶曆十三年十一月廿三日被仰渡候。

三二 た つ

多津女は、本下町佐左衛門の女なり、家素より貧しく僅に縫洗濯等を致し老年の親を養ふ、母病死の節も、病中の介抱も心を盡し、其身四十に餘るまで、一人の手業にて九十七歳になる父を貞實に養ひ、響取等勸むる者あれども、親養育心に任せざる旨を以て斷りたる旨、奉行石谷氏に聽へ、親存生

中年々銀五百目下さるにつき渡世に基き彌孝心怠るべからざる旨申渡されける、實に明和二年二月十三日の事なりとぞ。

奉行所控文次の如し

本下町

佐左衛門娘

たつ

此者儀累年縫洗濯等致渡世老年之親を養ひ極貧窮に候處響取等之儀を人々勸め候得共親養育の心に任せ間敷事を存じ其身四十に餘候迄一人の手業にて九十七歳に相成候父を貞實に養ひ去年致病死候母病中の介抱も心を盡候趣孝心に相聞奇特の事に候親儀至而極老の事に候得ば親存生之内銀五百目宛爲褒美年々爲取之候間渡世に基き彌孝心無怠様可相心得旨石谷備後守様御在勤之節明和二四年二月十三日被仰渡候。

三三 は き

萩女は出來大工町文平が妻なり、夫文平亂心にて渡世も出來ざるに、老年の舅姑に深切をつくし、舅吉兵衛病死の節の取計ひ貞實にて、一人の働きを以て長病の夫並に姑を養ひ、十年一日の如き行ひあるを以て、明和六年七月四日、奉行石谷氏より白銀五枚を賞與せられたり。

奉行所控文左の如し

出來大工町

文平女房

は き

此者儀夫文平儀五年以前より致亂心渡世も不致候處老年の舅姑え深切致介抱舅吉兵衛去暮致病死候節の取計も貞實相聞一人の働を以て長長病氣の夫并姑えも孝心盡候趣居町役人共申出奇特の旨達御聽石谷備後守様御在勤之節明和六五年七月十四日爲御褒美銀五枚被下置彌貞實可致養育被仰渡。

三三

船番

津田九太夫

此者儀、常々役場出精相勤、其上老母江孝心の趣相聞奇特の旨達御聽、新見加賀守様御在勤の節、安永三年八月廿三日、爲御褒美銀五枚被下置。

三四 瀬右衛門

瀬右衛門は本石灰町の人なり、父を單信といふ、極老に及び前後不覺の躰なる故、自然と食事等過分に進み候儀もこれある節、心付け候へば、却て氣に叶はず、不捌の事のみ申聞ると雖も、少も厭はず、近隣の者共にも押包み彌孝心に取扱ひ、兩親長病にて起臥も叶はざるに、瀬右衛門其身に痛所ありて行歩自在ならざるにも更に厭ふことなく、厠等へ負ひ參り、平日介抱行届を、近隣の者見るに忍びず、獨身にては兩親の介抱も意の如くなるまじきに依り、妻を迎へ候へと勸むる者あれども、左候ては兩親存生中、心の儘に養育致す儀も却て疎成るべしと相斷、其上家貧困なるに由り、救助米申立遣すべしと、町役人共申聞るも、冥加の程恐入る故成る可く一己の稼を以て養育致し度と相斷り、父老病にて相果る節も、病中の看護より死後の取置き残る所なかりしを以て、安永五年六月七日奉行柘植氏、瀬右衛門を召出され、白銀五枚を賜ふて其孝を賞し、尙母存生中は、救助米賜るべきに依り、ますく孝心を盡すべき旨達せられしとぞ。

奉行所控文次の如し

本石灰町

瀬右衛門

此者儀、常々老父母江孝行の旨相聞候に付、居町乙名江申付、爲相糺候處、町役人隣家の者一同申立候は、此者父及極老前後不覺の躰罷在候故、自然と食事等過分に進候儀も有之節、心付け候者却而不叶氣色不捌の事而已申聞と雖も、其儀をも不厭、近隣の者共江も押包彌孝心に取扱、兩親長病にて起臥も不叶、殊に此者儀痛所有之歩行も不叶候處厠等江負ひ參候由、平日介抱行届候趣見及候に付、近邊の者心付、獨身にては兩親の介抱も相成間敷、女房呼迎へ候様にと申勸候得共、左候而は兩親存生の内心の儘に養育致し候儀も却而疎に可成哉と相斷、其上身上難儀の様子町小役の者及見、救米等申立可遣旨申聞候得共、冥加の程を恐入候段申立、可成丈け一己の稼を

孝節傳(孝婦)

以て兩親相育度旨にて不辭退候由、尤人たる本意貴賤共可有左事ながら、輕き者には神妙の事に候、且又父單信儀當二月中旬より段々病氣差重り病中も厚途看病孝心無殘相聞、奇特の旨達御聽、柘植長門守様御在勤の節、安永五十年六月七日、爲御褒美銀五枚被下置、老母存生の内は、年々御救米被下置、彌孝心無怠様可致旨被仰渡。

三五

十善寺郷

別記卯三郎

長崎村十善寺郷稻荷嶽社人別記卯三郎、老母に事へて孝行を盡しけるの旨、戸田公の御聞に達し、天明四辰年の冬、銀若干を賜はりける。

三六

今石灰町

青木儀兵衛娘

は さ

此者儀兼々兩親江孝心深く衣類食物迄貧窮之中より心を盡し一己之形容に不拘一筋に兩親之心を慰且先年も取續兼家屋敷賣拂可取續相談有之候處先祖に對し實意不相濟心底にて其身勤奉公に出身代銀を以て兩親を爲取續奉公中も心を配殊に母病氣之節も格別心を盡し今に至孝行不怠其上不具之妹慈愛致し候趣達御聽奇特之旨永井筑前守様御在勤之節寛政元年酉十一月爲御褒美銀三枚被

下置。

三七

長崎村片淵郷

久右衛門 (西彼杵郡)

同 小島郷

善左衛門 (同)

寛政元年十一月十五日長崎村片淵郷久右衛門同小島郷善左衛門各同時に召出され其二親に孝養することすぐれたる旨御褒美ありて白銀五枚づゝを賜はる。

三八

銅座跡

要 助

此者儀年來實躰にて先年親存生之内も孝心に致し當時兄作内久々中症にて打臥居候處困窮之身分に而療養等も行届朝暮心掛宜實意を以て相仕候段達御聽奇特之旨永井筑前守様御在勤之節寛政二戌年四月十二日爲御褒美銀二枚被下置。

三九 松本忠治

松本忠治父は松本源太夫と云ふ後市藏と改む、元は筑前の産なり、此地に來り松本祖六郎の養子と

孝節傳(孝悌)

なり、家督を繼て船番役を勤め御役所附となり觸頭に昇進す、其後家督を子忠治に譲りて家に老す素より中風の病にて行步途はず、言語難澁なる事七八年、母亦同く中症を煩ひ起居も心に叶はず忠治父の業を繼ぎ船番役を勤め御役所附となる、其人と爲り正直にして言寡を以て其才短なるが如しと云、性質仁愛深く尤親に孝なり、勤役暇少しと雖も、二親に事る事懈らず、暫時も家に在れば藥を煎じ食を進むる事皆自ら之をなす、故に家内奴婢に至るまで自然と是にならひ之を厚遇ふす。先年旨を蒙り近國の浦浦密察の加役を勤む、浦廻りを勤むる事三度に及ぶ、老母病重くなりて遂に歿せり、其後勤終りて家に歸り、靈牌前に至り愁歎し其臨終に逢はざる事を言て罪を謝する事存生の人に告るが如し、其後老父の病甚重きに至らずと雖も、氣力漸衰へて、又母の如くならん事を畏れ、官に訴へて加役を辭退し、父の心を安ぜん事を欲し遂に御免を蒙り、宅は御長屋圍の中なれば、人の往來も稀なれば或時は父を助け手を挽ひて外へ出、又或時は自ら奴僕と共に轎子を昇き、暫く外に居へ置きて鬱情を散せしむ、平生權威に誇ることなく、柔順にして能く家を活む、親類に睦く公役に怠らざること、同席の者の能く知れる處なり、忠治今年三十九歳父七十五歳なり、此旨鎮君平賀公の御聽に達し寛政四年十一月白銀貳枚を賜はり、これを賞したまふ。

奉行所控文次の如し

御役所附

松本忠次

此者儀兼而實意に無怠相勤其上兩親に孝心深く老年の父久々病氣の處介抱藥用等他の手に不掛親

類共に至迄睦敷由達御聽奇特の旨平賀式部少輔様御在勤の節寛政四子年十二月二十九日爲御褒美銀二枚被下置此後孝心不怠様可心掛被仰渡。

四〇 清 藏

清藏は今町の人なり幼年より養子に行きけるが、養母の弟何某無道にして姉へのあしらひ甚だ惡しかりければ、清藏見るに忍びず、竊に養母を伴ひ其家を通れ出で、夫より兎角して養母をいたわり育めり、養母今年六十五歳清藏三十五歳なり、養家は唐物商人の宰領なれば、其業を繼ぎ、旅行のひまには、日夜物縫針を造り産業の助とし、晝も安に出でず、夜も徒らに歩行ことなし、朝夕の食も自ら炊きて母に進め、母浴すれば自ら試みて浴せしめ、冬至寒き夜は、衾を温めて臥さしめ、宰領にて旅行する時は、我が旅中の入用をはかり餘は皆家に殘して母の遣ひ用乏しからざらん事を欲し、夫々に心を附け近き邊りの懇なる人に母が事を頼み置て出立ちける、生質柔和にして言葉寡く人と争なく、友交りも誠あれば人皆之を稱せり、妻迎へよと人の勧めしかとも、若し妻を納れて母の心に違ふ事あらば、却て不孝なるべしとて従はざりしが、去ぬる亥の年より老母少し悩み、立居も自由ならざりしかば、我身旅行のことにて母の介抱なければとて人々の勧めに任せ、妻を迎へけるが、いよ／＼家内和き睦しくして、夫婦共に老母に慎み事へて怠ることなし此旨御聽に達し(寛政四年十二月)白銀二枚を賜はりける。

奉行所控次の如し

孝節傳(孝婦)

今 町

清 藏

此者儀兼て母え孝心を盡し家業出精致旅行等の節と老母の儀を懇に頼み妻抔迎候てと母の心に背候て不孝に相成候儀故人々勸に不應旨右は畢竟孝心深き故の儀達御聽奇特の旨平賀式部少輔様御在勤の節寛政四年十二月廿九日爲御褒美銀二枚被下置猶又孝心可盡旨被仰渡。

四一 清 次 郎

清次郎は寄合町の人なり人となり貞實にして母に事へて孝なり、母眼病を患ひ遂にそこひとなり、常よりは腹悪しくなり、少し心に違ふことあれば、怒り罵り短氣の振舞多けれども、清次郎和らぎ順て逆ふ事なし、もとより魚類を賣て生業とす、一日も怠ることなし、妻子あれども、家内至て睦しく少も異論あることなし、近きあたりの人皆之を感ぜざる者なし、其旨御聞に達しければ(寛政四年の冬)白銀二枚を賜はり、これを賞し玉ふ清次郎今年三十八歳なり。

奉行所控文左の如し

寄 合 町

清 次 郎

此者儀兼て貞實にて老母に孝心深く聊も氣に不逆、諸事和かに順候而仕へ、家業も不怠由、達御聽奇特の旨、平賀式部少輔様御在勤の節、寛政四年十二月廿九日、爲御褒美銀二枚被下置、彌孝

心可心掛旨被仰渡。

四二 熊 五 郎

熊五郎は銀屋町に住める金具師なり、父は七平とて六十九歳母は六十四歳也、熊五郎生質直なる者にて、幼年より家業に出精し假令休日はあるも徒らに出て遊ぶ事なし、父七平毎夜龍淵寺に詣づるに、何時も手を引て連立ち行き説法過る頃には、又時を違へず迎に行き、家に歸れば其夜の法談を尋ね問ひて、父の心を樂しめける、家内能く和順にしていと睦しく、暇あれども門前にも出ることなし、其心若し妄人ありて争ふ事出来なば、不孝此上なしと思へばなり、熊五郎今年二十三歳姉あり、家内すべて五人此旨御聽に達し寛政四年十二月廿九日白銀二枚を賜はる。

奉行所控文次の如し

銀 屋 町

熊 五 郎

此者儀家職出精致兩親に孝心深く家内睦敷親の申付に無之は外出も不致候由年若の者にと奇特の至爲御褒美銀二枚被下置。

四三 は る

大黒町はる、父は田中某とて材木商賣をしけるが早く歿して家衰へてひとり母と住めり、兄二人あり

孝節傳(孝悌)

り、長を田中長左衛門次は久留米に至り官醫となる。はるは幼きより母に事へて孝なり、十五六の時後藤主馬に奉公す、然るに兄長左衛門甚だ不所存なる者にて、母への事へ宜しからず、兎に角に逆ひ戻る事のみ多ければ、母の心を安んぜず、はる乃ち暇を取りて家に歸り懇にいたはり事ふ、然るに母痰症の病をうけ惱みければ、久留米の兄より迎の人を遣りて呼びければ母行かんと云けるに、長左衛門聞入れさりけれ共、はる母の望めるまゝに謀らひて行かしめけり、其後月を越へて、はる長左衛門に申けるは、我久留米に行きて母を迎へん、母若し止まり給はゞ共にとゞまる事もありなん、母若し歸らんと思召さば共に歸り來らんと暇乞しければ、長左衛門云ひける様母我言を用ひずして出行けり、今我れ何ぞ之を知らんや、其方行かば即ち義絶すべしと云ひけれども、病氣ある母の心元なくて徒に止み難くて、はる乃ち母迎の爲め行きしが、彼杵といふ處にて母の歸り來れるに行逢ひ、共にともなひ長崎に歸りぬ、長左衛門之を容れず、さるによりて懇意なる人を頼みて、他の家を借りて住しける、縫針洗濯を手業として母を養ひける、母常に魚を好みければ、好みに任せ之をすゝめ、萬つ心を盡して、母の好めるまゝに、調進せずと云ふ事なし、其後も母と二人住けるが去年の冬母病みて歿しぬ、病中のいたはり至て深く既に終りければ其嘆き最も切なり、今に至りても人其母のことを云へば、涙を流さずといふ事なし、はる今年四十八歳猶獨住居して近き邊りの女兒を集めて手習の師範をいたしける、是等の趣御聽に達し寛政四年十二月二十九日、白銀二枚を賜ひて其孝を賞せられける。

奉行所控文左の如し

大黒町

はる

此者儀老母並兄え孝悌を盡し縁付等の儀勸候もの有之候得共左候ては母養育不行届趣を以相斷縫洗濯等にて相養ひ先達母病中其後病死致候節も心を盡し介抱取扱葬送迄懇に不怠由達御聞奇特の旨平賀式部少輔様御在勤の節寛政四年十二月二十九日爲御褒美銀二枚被下置。

四四八 太郎

八太郎は諏訪町の人なり父は早く歿して獨り母に事へて孝なり、八太郎晝は魚類を商ふて觸れ賣し、夜は町内の番に出て僅の賃錢を取り、若し魚類なき時は、弓場の矢取となり一日も怠らず、僅の賃錢魚商の利を得たるを集め、今日如何程の利を得たりとて母の心を慰む、平素神妙にしてそむくとなく、徒らに遊ぶことなく至極實體の者なれば人多く養子にせんと思ひ、其事を言ひよりけれど辭して行かず、賣れる魚の中に母の好める品ある時は持歸りて之を進む、日々に乏しきすきわひなれども、日毎に銀屋町の米屋にて二三合づゝの米を買ひけるが、次第に少しづゝ増して四五合づゝも求めける、八太郎十八歳の時母病に臥しけるに、藥は飲まじと云ふに、八太郎今年は晝番多く勤むれば必ず藥代氣遣ひなしとて、醫を頼みて湯藥をすゝめ、屢金比羅神に詣て、母の病を祈りしとぞ、寛政四年十二月二十九日、奉行平賀氏白銀二枚を賜ふて其孝を賞せらる。

奉行所控文左の如し

諏訪町

此者儀乍若年孝心深く晝は魚を賣り夜は自身番を勤繰の利潤賃錢等を取母姉を相育み母病氣の節も快く藥を進め若年者には稀成心掛の段達御聽奇特の旨平賀式部少輔様御在勤の節寛政四子年十二月二十九日爲御褒美銀二枚被下置、此上孝心家業不怠様可心掛旨被仰渡。

四五 も と

もとは伊勢町の人なり年四十餘り一人の老母に事へて孝なり、常に鯉膠ニギハヤクを割きて其賃錢を取りて、生業としける、生質言寡くよつづ母の意に逆ふことなく、和き順ひて今に至るまで人に嫁せず、もし或は人勸むるあれば、母の心にはぬ人來らば却て不孝なりとて従はず、食事の設けいつも母に問ひ、其好める物を求めて進む、身常に病多ければ、若し母より先きに兎も角もあらは、大なる不幸なりとて、食事を慎むこと人に勝れたり、家甚貧しけれども人に銀を借らず嘗て云ひけらく、若し負目をつくのはすして母に先立つは重荷を遺すの道理なりと云、近隣の人々其孝を感じ、公儀に訴へんと云ひけるを聞き、大に恐れ我等左様の者にてはなし、最と耻しき事なり中々孝行などと云ふことは及びなき事なりと云へりとぞ、是も寛政四年の十二月廿九日白銀二枚を賞賜ありける。

奉行所控文左の如し

伊 勢 町

も と

此者儀病氣の上貧窮の處不相厭縫洗濯等の纒の賃銀を以て老母え孝を盡し寒中にも老母えは相應に衣服を着せ其身は一衣を着し罷在縁付の儀勸候者有之候得共縁付候ては孝養出來不致旨相斷貞實に相仕へ候由達御聽奇特の旨平賀式部少輔様御在勤の節寛政四子年十二月二十九日爲御褒美銀二枚被下置。

四六 ん ゑ

浦五島町山口庄右衛門母いゑが夫何某六十五六歳の頃より、老病に迫り十年餘家内狭き故にや、二階に籠り居れり、伊惠夫の病の愈難きを觀て深く痛はり晝夜の看病倦むことなし、又實母あり年八十七歳尙剛堅なりと雖も、耳聾なり、心湧けて四時の移り變る事をも辨へず、伊惠我方へ呼び迎へ春になれば、花瓶に花を挿し、老母を慰め、夏になれば海邊に伴ひ、秋は田作の豊饒なる事を語り聞せ、冬の寒き夜は火爐を擁せしめ心を用ふる事斯の如く、兎角老母の心を慰さめ、貧しく苦しき事を知らしめず、天明八年の頃、老母病んで死し、寛政元年夫又七十六にして身まかりぬ其歎き至つて深し、二人の老人なくなりて後は、身を勞することも、心を用ふることもなければ、憐み思ひ乞食の老たるがくなれりとかや、すべて親夫を痛はるのみに非ず、路人の老たるを見ても、憐み思ひ乞食の老たるが門前に立ちたるを見ても、物施さざれば歸さすと云へり、かかる行ひ公に聞へて、寛政四年十二月二十九日白銀二枚を賜ひて、其孝を賞せられしとぞ。

奉行所控文左の如し

孝節傳(孝傳)

浦五島町

山口庄右衛門母いゑ事

えい

此者儀兩親に孝養厚く夫先庄右衛門長病に候處病中介抱深切に致候由達御聽奇特の旨平賀式部少輔様御在勤の節寛政四年十二月二十九日爲御褒美銀二枚被下置。

四七 林 藏

林藏は丸山町の人なり親に仕へて孝なり、家素より貧にして店に雜魚の類など出し置きて生業とし、又新地乙名部屋の茶取日雇に出て、僅の賃錢を得て助けとし父母を養ふ、父の齡七十有餘、母は六十餘歳なり、貞實に兩親に事ふるにより、近邊の者相感じて心を付け妻を迎へよと勧めしかとも、若し妻を呼びて不孝になり行きなば、如何と思ひけるにや、兎角いなみて承け引く氣色なし、然るに去ぬる辛亥の冬老父病に臥しかば、林藏速に醫を招き藥餌怠らず、晝は日々に茶取日雇に出て、夜も安くは寢ずして看病しけれども、病日々に重くなりて終に十二月に病死せり、其後は只老母に事へて其心に違ふことなし、今に無事にて當年三十七歳にぞなれりける、所柄には至つて珍らしき者なりと人々賞しあへりとぞ是も同じ頃白銀二枚を賜はりける。

奉行所控文次の如し

丸山町

林 藏

此者儀、家業不怠兩親へ孝を盡し、父病氣の節も介抱行届、病死後は母へ孝心深く妻を迎候様勸候者有之候得共、若不孝の事ありては如何と存不相迎も畢竟孝心深きよりの儀達御聽奇特の旨、平賀式部少輔様御在勤の節寛政四年十二月二十九日爲御褒美銀二枚被下置。

四八 く ら

くらは東濱町安平次の娘なり、今二十四歳なり父安平次は六十五歳律義者にて初めは船乗なりしが今は俵物方の日雇働となる、今年彌生頃より病に臥し起居も心の儘ならず、其上目の疾をやみて打伏しぬ、くら兎角介抱に心を盡して孝養す、くらは元養女なり、然るに養父に仕ふること、實親に異ならず甚だ順なり唯家の中にのみありて夏の炎熱の時も、外面に出て、涼むことなく、されば近き邊の人も其容貌を見ざる者あり、家最も貧にして煙も絶へゝなるに兎角介抱忘ることなし、同じ稼をなす利吉と云へる者、奇特なるものにて、其乏しきを痛はり、或は鳥目を借し或は晝食なども送りけるとかや、父病なき時稼に出れば、くら早く起き能く働きて勝手よきやうに取計ひて出立たしむ其折柄家内和ぎて夫は妻を痛はり妻は夫を重んじ、父は子を愛し、子は親を大切に慎みて背かず輕き者は珍らしき者なりと人皆感じけるとなり、同年鎮君の御聽に達し寛政四年十二月二十九日白銀貳枚を賜はりける。

奉行所控文左の如し

東濱町

安平次娘とら事

此者儀貧窮をも不厭兩親に孝心深く父相果候後母へ彌孝を盡し家内睦敷暮候由達御聽奇特の旨平賀式部少輔様御在勤の節寛政四子年十二月二十九日爲御褒美銀貳枚被下置。

四九

銀屋町

幸助

此者儀、兩親に孝心深く家職も出精致し、殊に父儀は長病に有之處、聊も氣に不逆由達御聽、奇特の旨、平賀式部少輔様御在勤の節、寛政四子年十二月二十九日爲御褒美銀二枚被下置。

五〇 文藏

文藏は東濱町に住める大工にて母に事へて孝なり、弟妹三人ありて皆幼なし、文藏朝は早く出て夕には人に後れて歸り一日も惰ることなし、日々の賃錢二匁五分を以て家内の者を育む、家に還て夜はいつも丑刻許まで細工をし、小器物を造りて店に出し置き生業の助けとす、母も文藏の働を見、其養の足らざるを不便に思ひ、弟妹を奉公に出さんと云ふ文藏答へて申しけるは、兄弟は皆父の形見なり、我此の如く働けども、有餘なきは天性なればすべきやうなし、今かく不如意なればとて、幼き者

を奉公に出しなば、父に對しては大なる不孝なり、尙々力を盡して成るべき程は、育むべきとて、少しも惰らず働さぬ、細工所に到りても、外の人は皆朝には遅く夕には早く歸り、晝も屢々休息するに、文藏はそれと異り、朝は早く晝暫くは休息すれども妄りに休まず、夕には又人に後る、云く人我を頼む我豈骨を惜まんやと云へり、かゝる心だての者なれども、不幸にして濕病にて足腰いたみぬれとも、母に知らしめず、母の患ひ思はんことを恐るればなり、痛みを忍びて一日も怠らずとなん是も同じく召し出され(寛政四年十二月二十九日)白銀二枚を賜はりて賞し給ふ。

奉行所控文左の如し

東濱町

文藏

此者儀貧窮をも不厭兩親に孝心深く弟妹共をも愛し育乍病身家業不怠候由達御聽奇特の旨平賀式部少輔様御在勤の節寛政四子年十二月二十九日爲御褒美銀二枚被下置。

五一 源四郎

源四郎は兄弟二人あり、晝を能くし人の需めに應じて繪馬に晝し、屏風障子などの繪も寫して謝物を得、煙草を刻みて生業とす性質正直にして母に事へて孝なり、今年三十九歳妻をも娶らず母子三人無事にして源四郎孝子深く東濱町萬助も此源四郎の教によりて親への仕へ方を知れりとなり、寛政四年十二月二十九日白銀二枚を賜ふ。

奉行所控文左の如し

勝山町

傳四郎事

源四郎

此者母へ孝を盡し家業無怠心掛候由達御聽奇特の旨平賀式部少輔様御在勤の節寛政四子年十二月二十九日爲御褒美銀二枚被下置。

五二 由之助

由之助は父を七平と云ふ、今年七十六歳なり十年以前より老ぼれて物狂はしき病を得たり、由之助は網を挽き魚を獲るを以て業とし、日毎に得る所の價を半分ちて、父の許に送り酒代として之を進む、父は近き邊に別宅せり、甚だ豪飲にして飽くことなし、由之助が持ち來りしは、皆飲盡して又由之助に請ひ取り、尙ほ足らざれば隣家に借り之を飲む、由之助僅も貯へあればいつも逆ふことなし、父素より老耄れぬれば、慎む事なく冬は妄りに火を焚く故に過ちあらんことを恐れ、由之助夫婦さまに云ひ慰めて我家へ伴はんと云へど聞き入れず、されば火の元心掛りになりければ、毎夜毎夜二人のもの代るゝ其家の邊にイみて火を護りけるとかや、是れ父の我宅に居ることを好まざるのみならず、由之助の來りて護ることを嫌へばなり、此等の趣くはしく御聽に達し同じく白銀二枚を下されける、

五三 つるさほ

西坂の津留佐遠父の名字平次と云ふ(奉行所控文西中町とあり今その處とす)姉つる三十二妹さほ二十四歳二人共に尙未だ人に嫁せず、晝夜芋をうみ絲をつくり、朝毎に繩蒔賣れる處に持行きて此を賣りて父を養ふ、父は今年七十歳になれり僅の商品を荷ひ、近郷に通ひて商ひしけるに、二人の娘甚だこれを憂ひ、如何にもして父の苦勞を止めて安からしめんことを欲し、朝夕二人共に手業を勵みて一日も怠ることなく、漸く一日に僅か百二十文餘の利を得て、百文を以て朝夕の食物に充て、其餘は皆父の好める酒を調へ、これを進むること一日もかくることなし、或時近邊の人、彼を諫めて云ひけるは、日々にやつゝしく暮せる身の日毎に酒を進めずとも、隔日に酒をばまいらせて少しなりとも貯へ置て可ならんと云ひけれども、遂にひと日もやめずして申けるは、老父存生の内に進めずば、既にはかなく成り給はば何程墓にそゝぎたりとも益なかるべしと云ふ、朝夕の食も雜穀を白米の上に置き、或は薯などを蒸して己が食とし、父には白米を食せしむ、或は父の田舎へ物荷ひて行かんと云ふも、兎角して止めけるに、若し或は我身の慰にもなる間行んと云へば、強ひて止めざりける、路にて俄雨に逢ひ衣服も濡れしほれて歸ることありしに、之を洗濯せずも其儘糊して乾すべしと云ふにより、其儘糊して置けとも、よからざりければ、父の外に出づるを待つて洗ひ濯ぎ置きけるとなり、合借屋の者、數多あるに此の二人のみ家賃を納むること怠らずとなん、これも寛政四年十二月二十九日鎮君の御聽に達し白銀二枚づゝ二人の者に賜ひ褒賞し給ふ。

奉行所控文左の如し

西 中 町

此者共儀縫洗濯等纒の價を取貧窮の中より老父に仕へ孝行を盡し入簾縁付等の儀を勸候もの有之候得共父養育に怠候連相斷候も畢竟孝心深處よりの儀奇特の旨達御聽平賀式部少輔様御在勤の節寛政四子年十二月二十九日爲御褒美銀二枚宛被下置。

五四 藤

吉 (西彼杵郡)

藤吉は月見村の人父を角左衛門と云ふ久しく病に臥し、母又下症の病あり、家素より貧しき上、父病身になりては猶更困窮に及べり、藤吉未だ十四歳少年、日毎に柴薪を採り荷ひて網場と云ふ處に行通ふ事二三度にして貳拾錢三拾錢の利を得、父の側に持ち行けり、又或時は麥餅を販きて長崎に來り、其利も父に得させける、父元來酒を好み病に臥すといへども、酒氣を得れば快く覺ゆと云ひければ、少しづゝ酒を買ひ調へてこれを進む、若し又藤吉を叱ることあれば畏れて恨むことなし、人藤吉に長崎に出て奉公せよと進むものあれば、如何にも左様に思へども、父の持病屢々腹痛の患あり、此時はいかゞすべきぞと云ひける、父腹痛發すれば藤吉自から心を盡して介抱す、或は商ひに出る時は妹に教置て介抱せしむと云ふ、これも此旨委しく同時に御聽に達し銀二枚を賞せられしとぞ。

五五

東 濱 町

萬 助

此者儀、老母へ仕孝心深く家業至而精出し、母病氣の節も介抱不怠由達御聽奇特の旨、平賀式部少輔様御在勤の節、寛政四子年十二月廿九日爲御褒美銀二枚被下置。

五六 か

め

かめは、父と祖母とに事へて孝なり、父の名は利平太と云ふ、久しく眼病を煩ひ終に盲となりぬ、水風呂を焚きて營業となせども、盲て後は水を汲む事能はず、かめは年十四歳にして萬事身軽く走廻りぬれども、水汲むこと叶ひ難ければ、近隣の人、彼が心立てのよきを感じて是を憐み、代るく水を汲みて與へける故、風呂も立てけるとなり、龜は平日相應の稼ぎして僅計りの賃錢を取り生活の助けとす、父は素より酒を好みければ少しづゝ酒を求めて日々にすゝめ、亦祖母は甘きものを好きぬれば、砂糖菓子杯を自ら求めて進めける、老たる祖母盲ひたる父ともに、三人の家内にかめ一人の力にて、飢へず凍へざる様にして暮しけるとなり此等の趣同年鎮君の御聽に達し白銀三枚を賞賜せられしとぞ。

奉行所控文次の如し

此者儀老年の祖母盲目の親に仕へ孝心深く所々え雇罷越食事等貴候節は持歸祖母親へ進候由未若年の身分にて奇特の至爲御褒美銀三枚被下置。

五七 セツ づ、す 系

豊後町の武平太が娘志づす系姉は今年十九妹は十七なり、父は既に身まかり母に事へて孝なり、二人常に烟草の葉を延べ、或は絲を紡きて一日も怠ることなく僅許りの賃錢を取り世を渡り母をば養ひける母は中風を煩ひ行歩不束なりけれども少しは出立事もなるべく見えければ、人々母に勸めて云ひけるは今程は病ひもをこたりぬれば、尼にもなり近き邊り許りにても托鉢にも出て見られましきやと云ふにより、母も同心の體に見へしかば二人は此事を歎き只管に止めける故其事やみぬ、二人は大に悦び猶更晝夜心を合せ勵み勉めける故漸くに暮しけると、此旨有司より具さに鎮君の御聽に達しければ寛政四年十二月二十五日白銀二枚づゝ二人の者に賞し給ふ。

奉行所控文左の如し

此者儀烟草の葉卷等纒宛の賃錢取之長病の母え孝を盡し候由年若の身分にて奇特の旨達御聽平賀式部少輔様御在勤の節寛政四子年十二月二十九日爲御褒美銀二枚宛被下置彌孝心介抱專一可心掛旨被仰渡。

五八 金栗宇兵衛

金栗宇兵衛は東濱町の人なり質素なる人にて母に事へて孝なり幼き時より人と争ふことなく、人横逆を加れども、堪忍の情尤も強し、よりて多くの人の中に有ても、父母の心を安ぜり、僅なる營みに精を出し務めて怠る事なく十六歳にして父を失ひ獨り母を養ひ仕ふ、今年三十三歳、平生たゞ母の心を勞せん事を恐れ、心に先ちて自ら努め提灯を拵へ、唐様の繪を寫すを以て生業とす今は北瀬崎米庫の下役を勤む、かゝる趣寛政四年鎮君の御聽に達し白銀一枚を賜はる。

五九 敬藏

敬藏は南馬町の人父を伊三次と云ふ、母は早く歿し、兄は八年以前に櫻馬場何某と云ふものゝ養子となる、敬藏一人家にありて父を養ふ、時の菓物野菜などを賣り、又は日雇稼に出て其賃錢を得て父を育む、父至て酒を好みければ、家貧しけれども兎角營みて日毎に求めて進めざる事なし、若價なき時は、人に錢を借りて酒の料とし、働き得たる所の僅の賃錢の内にて少宛積み置きて其の負目を償ひ、聊も残す事なし、日々の稼に出るに、其事終りぬれば其儘家に歸りて父を慰め徒に歩行くことなし、

孝節傳(孝悌)

天寒き時は夜深更に及びては、火爐に火を入れては若し過ちあらむ事を畏れ、隣家に湯屋あるに至り、火桶に熱灰を貰ひ、父の足を暖めしむ、父酒を飲めば、求め置きたる者を出して之を進めて其貧しきを厭はしめず、かくて近隣の人々其父に云ひけるは、其許には子の罰のあたらぬやうにせらるべしと言ひけるとなり寛政二年の頃父伊三次病に臥しければ其勞り介抱せる事至らざる所なし、近隣の人々特に感じて敬藏が孝なる様訴へ出さんとしけるに、亥の年の五月二十八日父六十五歳にて身まかりければ、其事やみぬ、父伊三次は甚しき愛酒にて、病重きに至りて敬藏に申しけるは我病若し治せずして死なば、石塔には石にて酒樽の形に拵へ建つべしと、敬藏少々貯へ置たる錢を以て、翌年石にて角樽と云ふを拵へ墓の碑石とす、寛政四年此等の事共委しく訴へ出てければ御吟味ありて白銀三枚を下し給はりぬ、此時敬藏二十三歳なりしとぞ。

奉行所控文左の如し

南馬町

敬藏

此者儀父に孝を盡し貧窮の中より飲食等種々心を用ひ病中も介抱無怠至て孝養を盡し候由達御聽奇特の旨平賀式部少輔様御在勤の節寛政四子年十二月二十九日爲御褒美銀三枚被下置。

六〇

東濱町

北瀬崎小使

卯兵衛

此者儀、老母を大切に養ひ、自分行状宜、勤の際には讀書又は手跡等近邊の者へ教、至而貞實孝心の趣、達御聽、奇特の旨、平賀式部少輔様御在勤の節、寛政四子年十二月二十九日、爲御褒美銀二枚被下置。

六一 林 紫 溟

林紫溟は、實は乙名田口源兵衛が二子なり十二歳の頃より船津町林忠次右衛門が養子となし名を久左衛門と云ふ、後忠次右衛門と改む、生質孝友にして能く養父母に事ふ、常に養父母に背かず毎朝早く起きて沐浴し神を拜し先祖の牌前に禮し一日も怠る事なし、性甚だ質素にして奴僕を憐み使ふこと親切なり、養父早く歿しければ、養母に事へて孝養をなす、今年五十八歳にして家を子に譲り、有髮になり紫溟と號す、天明の末年凶歳にて米穀高直なりしかば、朝夕の食嘗て三飯を限りとしけるが改めて二飯を以て限りして云く、我かく一椀の飯を減じたりとて家内の益たることなけれど、かゝる時節には兎角身を慎み大切なる米穀なれば少しなりとも減ずるなり、命だにづながば天心にも叶ふべしとて、夫より二椀を以て限りとせり、家内有福なれども、一汁一菜にて身には一汁か一菜ならては用ひずして足れりとす、子猪三太或時諫めて曰く、家内一同一汁一菜然るべき由申ければ、是は只身の慎なりとて改めず、三四年以前妻歿しけれ共更に娶らず人其儀を申しけれ共我は他家より來れり、妻は家の

子殊に母の愛子なりしと云ひ、如何に勸むるも再び娶らざりし、晨夕衾床をとる事、又自らなし萬事家内の者同前に勤めしとぞ、此等の事とも具さに有司より申上げしが、程なく病死せり、故に褒賞には與らざれども其子猪三太を召し出され父が事共仰せ聞されけるとなり。

奉行所控文左の如し

船津町

林紫溟

此者儀兼而養母を孝養仕候趣達御聽存生に候はゞ御褒美可被下置處死仕候に付猶又悻林猪三太を孝養可仕旨平賀式部少輔様御在勤之節寛政四年十二月晦日御手頭を以て年番町年寄を被仰渡。

六二團五郎

惠美須町團五郎は啞なり、平日近在へ罷越野菜を商ひ、盆前には提灯を拵へ、七十九歳の老母に事へ、平日少しも心に背かず、夜は導引に廻り、僅の謝禮を受けても自由に遣ひ捨てず、其儘母に渡し、安氣致し候様日夜孝養を盡しけること、奉行松平石見守に聽え、寛政十年十月四日、御褒美として銀三枚を下し置かれけり。

奉行所控文左の如し

惠美須町

團五郎

此者儀其身も不具に有之處平日近在を罷出野菜を商ひ例年盆前には提灯を拵七十九歳に相成候母を養ひ平日心に不背夜分は導引等致し相廻り繼の謝禮貰ひ候ても自由に不遣捨其儘母を相渡安氣致候様心掛日夜孝養を盡し候段達御聽啞の身分にて別て奇特の旨松平石見守様御在勤の節寛政十年十月四日爲御褒美銀三枚被下置。

六三

金屋町

松尾繁七悻

政吉

熊吉

此者共儀、老年の父一緒に罷在、日夜渡世方不怠、兩親之心に不背様心を用ひ、孝養致候段、達御聽奇特の旨、松平石見守様御在勤の節、寛政十年十月四日、爲御褒美銀壹枚宛被下置、彌此末可相勵旨被仰渡。

六四

金屋町

松村政太郎借家

徳平次

此者儀、平日渡世方出精緻、其上後興善町弟彌吉方江罷在候實母江、日夜不怠見舞に參り、食物其外萬事心を付孝養致候段達御聽、奇特の旨、松平石見守様御在勤の節、寛政十年十月四日、爲御褒美銀壹枚被下置。

六五

本興善町

紙屋甚兵衛

此者儀、父母存生之内、貞實に介抱致し至而孝心を盡し候處、兩親死後に至り候而も、供養は勿論、今以存生之通居間に座を設、朝夕の食事並茶煙草盆等迄相揃、萬事聊も存生中に不相變孝養怠らざる由、達御聽、奇特の旨、松平石見守様御在勤の節、寛政十年十月四日、爲御褒美銀二枚被下置。

六六

今籠町

川上文八借家

辰

藏

同人妹

た

あ

此者共儀、十年以前より母中風相煩、家内の歩行も不相成候處、年來晝夜手厚致介抱、尤日稼の者

の儀故、不行届儀も可有之哉に付、辰藏江妻を呼、一同介抱致候様相勸候者も有之と雖も、却而介抱の障に相成、他人の手に掛け候儀を不安心に存及斷、たる江も縁付の儀申開候得共、是又同様の心得に而相斷、渡世を相勵孝養而已に打掛り居候處、當月老母致病死、其後も存生の節の通諸事相慎、佛事等心掛け、孝心不怠由達御聽、奇特の旨、松平石見守様御在勤の節、寛政十年十月四日、爲御褒美銀二枚宛被下置。

六七

麴屋町

喜三次養女

此者儀、平日孝心深く、母は十一年以前病死致し、父一人に相成候而は、彌孝心盡し、平日店小賣等致し、聊の利潤を以日用相凌、喜三次儀、當夏以來大病相煩候處、實情に心を付手厚介抱致し、當夏相果候迄も心掛能趣、達御聽奇特の旨、成瀬因幡守様御在勤の節、享和二戌年八月二十三日、爲御褒美銀一枚被下置。

六八

本紙屋町

娘

五五

此者儀、母老年に及び盲目に相成、年來歩行も不相叶候に付、片時も不相離罷在、平日縫洗濯を致し母を育み、食事は勿論、衣服寒暖の手當、晝夜心を盡し取捨候趣、達御聽奇特の旨、成瀬因幡守様御在勤の節、享和二戌年八月二十三日、爲御褒美銀二枚被下置、彌孝心相勵候様可致旨、被仰渡。

六九

新大工町

長崎村鳴瀧住居

長次郎 倅

大五郎 (西彼杵郡)

此者儀、平日纒之商を致し、兩親江孝心深く、親共好候物を心能調遣、厚介抱致、近邊の者より妻を迎へ候様申聞候得共、親共存生之内、他之者呼入候而は、自然と留主跡親の氣に逆ひ候事を憚り、得心なく候處、親共相勸候に付縁談は取組候得共、親共存生之内は妻を親元江預置候旨、右は畢竟孝心深き故の儀、達御聽奇特之旨、成瀬因幡守様御在勤の節、享和二戌年八月二十三日、爲御褒美銀二枚被下置、彌孝心相勵候様可致旨、被仰渡。

七〇

萬屋町

熊部喜久助

此者儀、大工職致し、母并妹一緒に罷在、母之食物等前夜に拵置、妹江申付細工に罷出候程に孝心掛宜、殊に妹儀も近來眼病に而盲目に罷成候處、睦しくいたはり候由、達御聽、奇特の旨、成瀬因幡守様御在勤の節、享和二戌年八月二十三日、爲御褒美銀二枚被下置、彌孝心相勵候様可致旨、被仰渡。

七一

新橋町帳面

今紺屋町住居

幸八

此者儀、針細工渡世致し、老母儀盲目に而年來歩行も不相叶候に付、厚く介抱致し、自分は家業之外、他行も不致程に心掛付添養育致し、是迄女房をも不相迎、獨身罷在候も孝心深き故の儀、達御聽、奇特之旨、成瀬因幡守様御在勤の節、享和二戌年八月二十三日、爲御褒美銀二枚被下置。

七二

東中町

久米右衛門嫁

たし

此者儀、夫死後、舅姑有之候處、縫洗濯に被雇、以相育、冬向は湯屋致し、悴熊五郎一同相稼、萬端舅姑之意不相背、厚取扱候趣、達御聽、奇特の旨、成瀬因幡守様御在勤之節、享和二戌年八月二十三日、爲御褒美銀二枚被下置。

七三

東上町 武三郎

此者儀、市中小使等に被雇、聊の賃錢を以老母相育み、たとへば少々の物に而も貰請候節は、母江與へ、食物其外起臥にも能いたはり候段、達御聽、奇特の旨、成瀬因幡守様御在勤之節、享和二戌年八月二十三日、爲御褒美銀一枚被下置。

七四

船津町 重吉 悴吉

此者儀、野菜其外振賣致す渡世に有之處、父重吉儀久々難病に而稼方も不相成、其上祖母老年にて起臥も自由相成兼候處、乍若年心を添、介抱致し家内も多き由に候處、纔の利潤を以て相育、殊に妹共幼年に有之を陸敷取扱、至而心掛宜敷趣、達御聽、奇特の旨、成瀬因幡守様御在勤之節、享和二戌

年八月二十三日、爲御褒美銀二枚被下置。

七五

萬屋町 橋本佐助借屋

此者儀、夫忠藏久敷濕病相煩物身不相叶候に付、平日看病聊も無忘介抱致、其身は縫洗濯に被雇、右賃錢を以相育み、薬服食物等に無殘所心を配り手當致し候段、達御聽、奇特の旨、成瀬因幡守様御在勤之節、享和二戌年八月二十三日、爲御褒美銀二枚被下置。

七六

本石灰町帳面 小島郷住居市右衛門女房 悴 助

此者共儀、夫市右衛門近來病身に成、水汲并小商店に渡世成兼候に付、悴共々寒暑を不服、朝暮渡世無怠相稼、纔の賃錢を以日用相凌、常々夫の意に不背實を以夫に仕へ、聊鹿略無之、悴由助

儀茂兼々正路に渡世心掛、兩親の氣に不逆誠實に存養を盡し、自然と家内睦敷致候趣、達御聽、奇特之旨、成瀬因幡守様御在勤之節、文化元子年六月四日、爲御褒美銀壹枚宛被下置。

七七

船大工町帳面

油屋町住居

た

妹

ち

此者共儀、常々孝心深くたゞ夫八五郎致死失候而も、彌心を盡し渡世も無之に付、妹ちる俱々日々無怠縫洗濯等致纒の賃錢を以て母を育み候段、達御聽、奇特之旨、成瀬因幡守様御在勤之節、文化元子年六月四日、爲御褒美銀二枚宛被下置。

七八

東中町

藤井嘉藤太借家

あ

此者儀、兼而老母江孝心を盡し、平日古手物取次賣致し、纒の利潤を以、老母食事等懇に手當致、

夜分酒等を進め、或は寒氣の時分母を背負い湯屋江連越、浴爲致、貧窮の上老躰の厭ひなく、極老の母へ晝夜孝心不怠、貞實に仕へ候由、達御聽、奇特之旨、曲淵和泉守様御在勤之節、文化四卯年八月廿九日、爲御褒美銀二枚被下置、猶又孝心可盡候様被仰渡。

七九

銅座町

用助倅

登與吉

此者儀、平日繪書渡世致、貧窮之上長病の母江孝心を盡し、年來貞實に撫育致、寒中にも母江は相應に衣服を與へ、其身は一衣を着し罷在、若年者には稀成心掛之趣、達御聽、奇特之旨、曲淵和泉守様御在勤之節、文化四卯年八月廿九日、爲御褒美銀二枚被下置。

八〇

銅座跡

五郎右衛門倅

喜代次郎

此者儀、兩親江孝心深く、平日聊も争ひ逆はず、髮結手間稼致、纒の賃錢を以て、貧窮の中より不自由無之様可養上申聞安堵爲致、日々無怠相稼候由、若年の身分奇特之旨、達御聽、曲淵和泉

守様御在勤之節、文化四卯年八月廿九日、爲御褒美銀二枚被下置。

八一

銅座跡

なる

此者儀、老母江孝心深く、縁付等の儀勸め候者有之候得共、左候而は母養育も不行届、素より病氣に有之候故、旁相斷縫洗濯等に而相養ひ、母病中其後致病死候節も、心を盡し介抱取、葬迄格別懇に致候段、達御聽、奇特之旨、曲淵和泉守様御在勤之節、文化四卯年八月廿九日、爲御褒美銀二枚被下置。

八二

本石灰町

善之助

此者儀、貧窮をも不厭、母江孝心深く姉をも扶養致し、病身ながら家職不怠、家内睦敷暮し候由、若年者には奇特之旨、達御聽、曲淵和泉守様御在勤之節、文化四卯年八月廿九日、爲御褒美銀二枚被下置。

八三

萬屋町

藤太郎

此者儀、家業無怠、母病中は貧窮をも不厭誠實に介抱致し、病死後は伯父伯母江米錢等見續き遣し、伯父死後は猶伯母を深切に見續等、一躰貞實に取計來候由、達御聽、奇特之旨、曲淵和泉守様御在勤之節、文化四卯年八月廿九日、爲御褒美銀二枚被下置。

八四

中紺屋町

巳之助

此者儀、家業出精緻、繼父濕病に而歩行も難成候處、實父同様扶養致、家内睦敷相暮、孝心不怠旨、若年者には奇特之趣、達御聽、曲淵和泉守様御在勤之節、文化四卯年八月廿九日、爲御褒美銀二枚被下置。

八五

惠美須町

甲助 悴

萬次郎

此者儀、兩親に孝心厚く、主人より給銀請取候分は、親元江差送り、奉公中も時々親の安否を尋ね、

殊に親病身に成候處、奉公先引取、朝暮差添精力を盡し致介抱候由、未若年之身分、奇特之旨、達御聽、曲淵和泉守様御在勤之節、文化四卯年八月廿九日、爲御褒美銀二枚被下置。

八六

今紺屋町

三藏 倅

清太郎

此者儀、家業出精致、平日孝心深く、父病氣に而歩行も不叶候故、種々心を盡し、貧窮の中より藥を調へ與へ、貞實に介抱不怠、家内睦敷暮候由、達御聽、奇特之旨、曲淵和泉守様御在勤之節、文化四卯年八月廿九日、爲御褒美銀二枚被下置。

八七

外浦町

榮助

此者儀、母まづは七十五歳に相成、行歩不自由に有之候に付、怪我等爲致間敷と平日厚心付介抱致、酒を好候に付、日々繰の賃錢の内より、酒肴を求め、相勸め母を慰め、何事に依らず申付候儀不相背、女房を迎候様、外々より申聞候得共、母の氣に相障候儀、有之候而は不相濟儀と存相斷、無怠孝養盡し候段、奇特に付、文政七年正月十三日爲御褒美銀二枚被下置。

八八

西上町

立助

此者儀、先年母方の祖母から養子に相成、實父茂吉方に同居致すなれども、からは老年の事故、食事其外不自由無之様朝暮厚く心付、茂吉儀は刻煙草商賣に而、毎朝渡世に罷出る間、早朝より起食事拵致爲給、兩人申聞候儀は、何事に依らず不相背、養母實父江孝心を盡し候段、奇特に付、文政七年正月十三日爲御褒美銀二枚被下置。

八九

諏方町

彌三太

同人弟

仁三太

此者共儀、平日家業無怠、兄弟睦敷申合、老母の心に不背、朝暮厚く介抱致兩人とも無怠孝養を盡し候段、奇特に付、文政七年正月十三日、爲御褒美銀壹枚宛被下置。

九〇

本大工町

儀八伴

平助

方吉

此者共儀、平日家業無怠、兄弟睦敷申合、老年の父江朝暮附添介抱致、孝養を盡し候段、奇特に付、文政七年正月十三日爲御褒美銀壹枚宛被下置。

九一

樺島町

彌三次伴

勘次郎

此者儀、兩親に孝養深く、其上町役人共人柄を見立、下日行使申付候處、二ヶ年程相勤、右は町内に年輩の者も有之儀に付、其方若輩にて下役等勤候ては不似合之由申之、退役の儀申立、一躬愼深く、私に夜分他行等も不致、専ら兩親を孝養致候段奇特に付、文政七年正月十三日、爲御褒美銀壹枚被下置。

九二

今魚町

久次郎

此者儀、平日唐船方日雇頭辨當持致、仕役場に而も愼深く、聊不束之儀も無之、姉兄弟を兩親の如く大切に介抱致候段、奇特に付文政七年正月十三日、爲御褒美鳥目三貫文被下置。

九三

船大工町帳面

寄合町住居

ほの

此者儀、父宗右衛門困窮に及び暮兼候上、四年以前巳年より濕病相煩、家内之自由も成兼候處、此者儀縫洗濯等にて日々纒の賃錢を以、看病は勿論、家内の者共養育致、其上年輩にも相成候に付、縁付等の儀勸め候者も有之候得共、他江嫁候而は、親并兄弟を育候者無之に付、縁談相斷、平日身持宜しく心之及ぶ丈け父江孝養を盡候段、奇特に付文政七年九月十八日、爲御褒美銀二枚被下置。

九四

出島乙名附筆者小頭

諏方町

宇野甚藏

此者儀、兩親江孝心に有之、十四年以前父相果候後は、母江の孝養猶更厚く、役用の外常々傍を